

令和6年第4回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

令和6年12月2日 開会

{

令和6年12月16日 閉会

吉田町議会

令和6年第4回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月2日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	1
○諸報告について	2
○議会閉会中の委員会活動報告	9
○議案第57号～議案第64号の一括上程、説明	11
○報告第11号の報告	20
○散会の宣告	21

第 2 号 (12月9日)

○開議の宣告	22
○議事日程の報告	22
○議案第60号の質疑	22
○議案第61号の質疑	30
○議案第62号の質疑	30
○散会の宣告	33

第 3 号 (12月11日)

○開議の宣告	34
○議事日程の報告	34
○一般質問	34
増田剛士	34
平野 積	47
楠元由美子	61
○散会の宣告	75

第 4 号 (12月12日)

○開議の宣告	7 6
○議事日程の報告	7 6
○一般質問	7 6
八木 栄	7 6
山内 均	8 9
大石 裕之	1 0 1
○散会の宣告	1 1 6

第 5 号 (12月16日)

○開議の宣告	1 1 7
○議事日程の報告	1 1 7
○議案第60号の討論、表決	1 1 7
○議案第61号の討論、表決	1 1 7
○議案第62号の討論、表決	1 1 8
○議案第57号の質疑、討論、表決	1 2 0
○議案第58号の質疑、討論、表決	1 2 1
○議案第59号の質疑、討論、表決	1 2 1
○議案第63号の質疑、討論、表決	1 2 2
○議案第64号の質疑、討論、表決	1 3 5
○吉田町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	1 3 6
○議員派遣について	1 3 7
○議会閉会中の継続調査について	1 3 7
○町長挨拶	1 3 8
○議長挨拶	1 3 8
○閉会の宣告	1 3 8

開会 午前 9時00分

○議長（大石 嶽君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和6年第4回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（大石 嶽君） 開会に当たりまして、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

今議会は、令和6年最後の議会となります。どうぞよろしくお願いします。

◎開会の宣告

○議長（大石 嶽君） それでは、ただいまの出席議員数は12名であります。ただいまから令和6年第4回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大石 嶽君） 日程第1、会議録署名の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定によりまして、10番、八木 栄君、11番、河原崎昇司君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大石 嶽君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日12月2日から12月16日までの15日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大石 岩君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日12月2日から12月16日までの15日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長（大石 岩君） 日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

最初に、監査委員から例月出納検査の監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議員派遣結果についてであります、議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議会閉会中の系統議長会関係、その他に関することについてであります、10月22日火曜日、令和6年度静岡県町村議会議長会総会が静岡市内で開催されました。初めに、令和6年度静岡県町村議会議長会表彰があり、県内の町議会から16人の議員が表彰され、栄誉を受けられました。表彰の後、笠井会長から令和7年度県の施策・予算に対する要望・提言書が臨席した森副知事に手渡され、実現について強く要望し、総会を終了しました。

10月23日水曜日、令和6年度志太榛原五市二町議会議長連絡協議会議員研修会が藤枝市内で開催され、ソフトバンク株式会社戦略顧問、山野之義氏による「能登半島地震対応及び金沢市における自治体DXの取り組み」と題した講演が行われました。

11月13日水曜日、第68回町村議会議長全国大会が東京のNHKホールで開催され、東日本大震災及び令和6年能登半島地震等からの復旧・復興、原子力発電所事故への対応及び防災・減災対策の確立等を求める特別決議、少子化対策の推進及び東京一極集中の是正を求める特別決議及び令和7年度国の予算編成及び施策に対する要望28項目並びに地区要望9項目などが採択されました。

また、閉会後、中央大学法科大学院教授であります野村修也氏による「地方創生 成功の鍵」と題した講演が行われました。

会議への出席に関する報告は、以上のとおりであります。

最後に、本定例会へ説明員として委任または嘱託され、出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で議長報告を終わります。

続いて、町長の行政報告を行います。

お聞き取りのほど、お願いいいたします。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

○町長（田村典彦君） 令和6年第4回吉田町議会定例会の開会に当たりまして、町政運営の

概要等につきまして御報告申し上げます。

観光や地域の交流が徐々に復活し、地域社会が再び活気を取り戻しつつある中、大相撲地方巡業の開催地として本町が選ばれ、10月13日に吉田町総合体育館で町としては初めての大相撲遠州吉田場所が盛大に開催されました。

当日は、相撲ファンを問わず町内外から足を運ばれたおよそ3,500人もの皆様が会場を埋め尽くし、横綱照ノ富士関をはじめ地元力士の翠富士関など多くの人気力士と間近で触れ合ったり、力士たちの息遣いや激しくぶつかり合う音を体感したりするなど、普段では味わうことのできない特別なひとときを堪能されたことと思います。目の前で繰り広げられる圧倒的な取組やユーモアたっぷりのパフォーマンスに会場は歓喜に沸き立ち、皆様一人一人の顔には笑顔があふれておりました。また、観戦された多くの皆様から喜びに満ちた感謝の言葉やお手紙をいただき、こうして町がにぎわい活気にあふれたこの日の出来事は、町民の皆様に末永く語り継がれ、この町の歴史に新たな1ページを刻んだものと思っております。

さて、川尻海岸防潮堤の完成から2年半が過ぎて、東臨港橋から多目的広場へつながる進入路の舗装が完了し、暫定的ではございますが、11月15日から自動車やバイクによる乗り入れが可能になったところでございます。多目的広場は、芝生広場や駐車場、トイレ、水飲み場を整備し、駿河湾や富士山が一望できる憩いの場として皆様に御利用いただけるようになりました。私も先日、現地に行ってみましたところ、舗装された通路を上がって広場に出ますと駐車場には多くの自動車が止まり、周辺を散策する親子連れや若者でにぎわう様子が見られました。このように徐々にシーガーデンシティ構想に描くにぎわいが散見されるようになり心躍る思いでございます。

また、県営吉田公園周辺の用地を活用したにぎわいづくりでは、行政だけではなく地域の皆様や民間企業のお力を借りながら、柔軟な発想や専門性を組み合わせて、より実効性のある取組とするため、吉田町商工会の地域振興支援委員会や町内イベントの企画運営に携わる方々とワークショップを開催するなどして地域の皆様と共に検討を進めているところでございます。

今後も引き続き、こうした皆様との連携を通じて地域課題の解決を図るとともに、官民が手を携えて取り組んでいくことにより、地域の魅力を最大限に生かしたこれまでにない新たなにぎわいの可能性が開かれるこことを期待しております。

それでは、令和6年度に入りまして8か月が経過しました本年度の主な事業の進捗状況につきまして御報告申し上げます。

初めに、「災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、防潮堤整備について御報告申し上げます。

1,000年に一度のL2クラスの大津波から町を守る防潮堤整備につきましては、川尻工区の完成以降、住吉工区の早期の着手に向け、具体的な整備手法などについて国や県と協議を重ねているところでございます。また、盛土工事発注のため7月から実施している測量設計業務の進捗を図るとともに、本年度中に防潮堤整備の方針などにつきまして皆様にお示しすることができるよう調整を進めております。

次に、地域防災訓練についてでございます。

本年度の地域防災訓練は、昨日12月1日地域防災の日に、地震や津波災害のほか、風水害による被害のリスクを踏まえて実施し、多くの町民の皆様に御参加をいただいたところでござ

ざいます。今回の訓練は、能登半島地震の教訓を踏まえた家庭内防災対策、安否確認報告訓練、地域との協働による救護訓練、避難所開設訓練など各自主防災会において作成した訓練計画に基づいて実施されました。

町といたしましては、こうした訓練を繰り返し行うことにより、大規模災害に備えた地域防災における連携強化や町民の皆様の防災意識の高揚を図り、さらなる地域防災力の向上に努めてまいります。

次に、木造住宅の耐震化プロジェクトTOUKA I-0についてでございます。

県では令和7年度までをTOUKA I-0事業の総仕上げと位置づけて取組を強化しており、町でもこれに同調して事業を進めているところでございます。

本年度は、わが家の専門家診断事業が最終年度であることに加え、能登半島地震の建物倒壊を受けて家屋の耐震について関心が高まっておりましたことから、例年の1.5倍となる60件まで拡充して無料耐震診断を受け付けております。県や静岡県建築士会の協力をいただきながら、これまでに旧耐震基準で建築された住宅を戸別に訪問して耐震化や補助制度について説明し、11月末までに51件の申込みをいただきており、これに加えて木造住宅の耐震補強に19件、ブロック塀等撤去事業に11件の申請をいただいている状況でございます。

今後も引き続き、戸別訪問を中心としたPRを展開するとともに、それぞれの状況に合った命を守る対策を提案するなど耐震補強事業を推進してまいります。

次に、治水対策についてでございます。

近年の頻発化・激甚化している集中豪雨などによる浸水被害の軽減に向け、坂口谷川流域においては、坂口谷川水害対策プランに基づき、宮裏川河口部に設置している第3号ポンプ場を増強するための整備を進めております。この第3号ポンプ場整備工事につきましては、10月にポンプ設備軸体部分に係る土木工事、11月に周辺水路等を設置する附帯工事につきましてそれぞれ契約を締結しましたので、来年度末の完成を目指して工事を進めてまいります。

湯日川流域においては、7月に策定しました吉田町湯日川流域治水対策計画に基づき、町が管理する準用河川や普通河川などの治水対策を進めております。そのうち、稻荷川と神戸川における排水計画の策定業務について8月に契約を締結しましたので、本年度末までに計画を策定し、河川整備や治水対策に関する基本設計を実施するなど浸水被害の軽減に向けて事業を推進してまいります。

次に、河川改修事業についてでございます。

河川の流下能力を高めるため、国の交付金を活用しながら昨年度の繰越事業として進めております大窪川改修工事につきましては、出水期明けの11月から現場に着手し、本年度末までに計画どおり約30メートルの区間の護岸整備を進める予定でございます。

続きまして、「豊かな自然と共生するまちづくり」に関連する事業のうち、下水道事業につきまして御説明申し上げます。

公共下水道事業の施設整備につきましては、社会資本整備総合交付金を活用して事業を進めております。

浄化センターの整備につきましては、ストックマネジメント事業として建築改修工事を実施しており、汚泥処理棟の改修について8月に契約を締結し、順調に工事を進めております。

吉田町公共下水道事業経営戦略につきましては、将来にわたって安定的に下水道事業を継続していくため、中長期的な基本計画として令和3年度から12年度までの10年を計画期間と

して策定しておりますが、より質の高い戦略とするため、毎年度の進捗管理と3年から5年ごとに成果の検証や評価を行うとともに、本年度と来年度の2か年をかけて見直しを行うこととして8月に委託契約を締結し、策定業務を進めているところでございます。

また、使用料の段階的な改定案については、見直しを行った経営戦略を資料として審議会に諮り決定していくこととなります。料金の改定につきましては、これまで様々な媒体を活用して周知を図ってまいりましたが、今後も引き続き、皆様に御理解いただけるよう丁寧な説明を行うとともに、町民の生活に欠かすことのできない下水道を将来にわたって持続していくため、事業の効率化と健全化に取り組んでまいります。

次に、浄化槽設置費補助金についてでございます。

浄化槽設置費補助金につきましては、国と県の補助金を活用しておりますことから、本年度は制度改定に伴う補助額の見直しを図っておりますが、昨年度と同様に、合併処理浄化槽の新設申請と比較して2倍ほどの転換申請をいただいている状況でございます。今後も引き続き、さらなる転換の促進を図るため、補助制度の周知に努めてまいります。

次に、ごみ減量・リサイクルの推進についてでございます。

ごみ減量・リサイクルの推進につきましては、9月30日にリユースプラットフォーム「おいくら」を運営する株式会社マーケットエンタープライズと連携協定を締結し、リユース促進によるごみ減量化の取組を新たにスタートいたしました。この「おいくら」では、インターネットを通して売却したい方と買取りをしたい業者のマッチングを行い、不用品を処分せず再利用するリユース事業を展開しております。

また、11月18日からは中央公民館において衣類等回収事業を開始したところでございます。今後は各自治会などにも回収ボックスの設置に御協力をいただき、順次、事業の拡大を図っていく予定でございます。

こうしたごみ減量・リサイクルの推進には、町民の皆様の協力が不可欠でございます。町といたしましては、積極的に事業の周知を図ってごみ減量化に取り組むとともに、今後はモデル地区を選定して地域の皆様と共に先進地を視察し、皆様の御意見をお伺いしながら町の状況に合った形でリサイクルを進めてまいります。

続きまして、「活力あふれる産業振興のまちづくり」に関連する事業のうち、吉田インターチェンジ周辺整備について御報告申し上げます。

吉田インターチェンジ周辺整備につきましては、昨年度に実施しましたバスターミナルの基本設計に基づき、9月にターミナルと周辺道路の詳細設計について業務委託契約を締結し、町道の道路改良や待合所などの設計業務を進めているところでございます。また、この業務の進捗管理に当たりましては、公共工事の発注者支援機関でありますふじのくにづくり支援センターと静岡県建築住宅まちづくりセンターの両機関と委託契約を締結し、設計内容の確認や関係機関協議など専門的知見を生かした技術支援を受けながら進めてまいります。

吉田インターチェンジ周辺はシーガーデンシティ構想において町の玄関口として位置づけており、こうしたバスターミナルの整備を進めることにより路線バスの利便性向上を図るとともに、町内外への人の流れを促進し、にぎわいの創出を図ってまいります。

次に、吉田公園南側用地の整備についてでございます。

県営吉田公園周辺の用地を活用したにぎわいの創出につきましては、地域企業の参画や雇用創出などにつなげていくことを目的に、地元事業者を核とした官民連携事業のスキームを

構築するための調査業務を進めております。本年度はこれまでに、吉田町商工会の地域振興支援委員会においてワークショップを3回、町内で開催する各種イベントの企画運営に携わる方々を集めたワークショップを1回実施しており、官民連携事業に関する理解の醸成を図りながら、地域課題の解決や施設整備に向けたアイデアなどにつきまして、地域の皆様と共に検討を進めているところでございます。またあわせて、事業の範囲を明確にしていくため、吉田公園周辺の国有地や県有地の取扱いについて国や県と協議を重ねております。

今後も引き続き業務の進捗を図り、地域の魅力を最大限に生かしたにぎわいの創出へつなげてまいります。

次に、吉田漁港多目的広場の整備についてでございます。

吉田漁港多目的広場につきましては、11月に東臨港橋から多目的広場までの進入路の舗装工事が完了し、自動車やバイクによる通行が可能になっております。現在は、広場の面に芝生を植生する工事や多目的広場周囲の管理道の舗装工事に着手しており、来年1月下旬には全ての工事が完了する予定でございます。

引き続き、この多目的広場がシーガーデンシティ構想の一角を担う施設として皆様に利用され、にぎわいが図られるよう事業を進めてまいります。

次に、ふるさと納税の推進についてでございます。

本年度で9年目を迎えるふるさと納税推進事業につきましては、10月末時点で4億4,298万8,500円の寄附を頂いている状況でございます。昨年の同時期と比べて減少しておりますが、年間寄附額が最大でありました令和4年度の同時期と比べて増加しておりますことから、引き続き事業者の皆様と連携し、返礼品の拡充やウェブサイト画像の見直しを図るとともに、これからふるさと納税への関心が高まる年末に向け、効果的なウェブ広告を活用するなど積極的な返礼品のPRを取り組むことにより、より多くの方々に町の魅力を発信し、さらなる寄附額の増加につなげてまいります。

続きまして、「多様な人々が快適に暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、町内道路整備事業について御報告申し上げます。

大幡川幹線につきましては、来年度以降の用地取得や工事の発注に向けて、7月から測量設計業務を進めており、今後は地権者の皆様などへの説明を実施していく予定でございます。

問屋堤線につきましては、地権者の皆様の御協力をいただき、9月に用地取得契約を締結いたしましたので、本年度中の完成に向けて工事を進めてまいります。

次に、橋梁維持補修事業についてでございます。

町内の橋梁につきましては、国の補助を受けながら吉田町橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁点検を実施し、順次、補修のための設計や工事を実施しております。

昨年度からの繰越事業として実施しております川尻地区の問屋南橋につきましては、出水期明けの10月下旬から補修工事に着手しているところでございます。また、大幡地区にあります5号橋と7号橋につきましては、11月に伸縮装置設置などの天端工事やひび割れの補修が完了しましたので、今後は背面の塗装補修工事を進めてまいります。いずれの橋梁も安全性を確保するため、早期の完成を目指して事業を進めてまいります。

次に、町内を走る新しい交通についてでございます。

現存の路線バスだけでは対応できない町内の移動やバス停から遠い地点とバス停との移動手段を確保することを目的に、昨年10月からオンデマンド型乗合タクシー「“ぎゅっと”カ

「よしだ」の実証運行をスタートさせ、1年が経過いたしました。当初は日中のみの運行でしたが、運行時間の拡大や停留所の追加、電話予約受付時間の変更、バス乗り継ぎ割引の拡充など、これまでに利用者の皆様や地域の声を反映させながら利便性の向上を図っております。

また、広報よしだへの掲載やパンフレットの配布、町内会やさわやかクラブの集まりなど地域における説明会の開催に加え、高齢者の通いの場や町内のイベントにおけるPRなど利用者促進に努めてきた結果、10月には利用登録者数が1,000人を超え、10月単月の利用予約数も500件に迫るほどで着実に認知度が高まっているものと捉えております。

これらに加え、11月からはさらなる利用者の拡大に向けて回数券を導入するとともに、今後は「“ぎゅっと” カーよしだ」の利用説明動画の作成や、塾や習い事の送迎に利用していただくための働きかけも検討しております、潜在的な利用者の掘り起こしや細やかな周知啓発を図ってまいります。

次に、初期日本語教室の開催についてでございます。

日本語に不慣れな外国人住民が日常生活に必要な日本語を身につけられるよう開催しております初期レベルの日本語教室「吉田町はじめてのほんご教室」につきましては、生活に密着した食べ物やごみの出し方、防災などの毎回異なるテーマに沿って実施しているところでございます。1回目の10月6日には、外国人学習者19人とコミュニケーションを図っていただく日本人サポートの21人が参加されました。この教室は今月末までの全10回で、対話交流を通じた相互理解やコミュニケーションに必要な日本語、日本の習慣などを学んでいただくことにより、相互の意思疎通が図られるとともに地域で快適に生活できる環境づくりを推進してまいります。

次に、吉田町男女共同参画の推進についてでございます。

ワーク・ライフ・バランスの推進や性の多様性を認め合う意識を醸成し、職場における男女共同参画の推進を行うため、11月23日に男女共同参画の企業向けセミナーを開催いたしました。セミナーは、企業の管理者や人事担当者だけでなく、高校生を含め就職を希望する学生も対象とし、より多くの方々に参加していただけるよう対面と動画配信の両方で実施いたしました。セミナーの講師として女性活躍推進やダイバーシティ経営など先進的に取り組まれている株式会社大川原製作所の大川原綾乃氏をお招きし、事業所の具体事例を紹介していただくとともに、進行役をお願いした町広報大使のひかりんちゃんには、若者の代表として誰もが働きやすい職場の環境づくりをはじめ様々な視点から御質問をいただきましたので、参加者の皆様に職場におけるジェンダー平等の重要性などへの理解を深めていただくことができたのではないかと捉えております。

今後も引き続き、住民一人一人が多様性を認め合い、性別や年齢にとらわれることなく誰もが輝ける社会の形成を推進するため、住民や企業の皆様の意識醸成に向けた取組を進めてまいります。

続きまして、「誰もが健康で生き生きと暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、産後における支援の充実について御報告申し上げます。

慣れない育児等により心身ともに不安定になりやすい産後早期に専門的な心身のケアや育児サポートなどを行う産後ケア事業につきましては、多様な生活環境や個々のニーズに即したサービスを提供するため、本年度から新たに利用者のお宅を訪問してケアを提供するアワ

トリーチ型の実施を加え、さらなる産後支援の充実を図っております。11月末時点でデイサービス型に18件、アウトリーチ型に4件の利用があり、利用者の皆様からは「休息が取れた」「授乳がうまくできるようになり不安が解消された」などの感想をいただいております。

今後も引き続き、安心して子育てをしていただけるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目なく身近で相談に応じるとともに、様々なニーズに即した必要な支援を行ってまいります。

続きまして、「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」に関連する事業のうち、吉田町教育元気物語TCPトリビンスプランの主な事業につきまして御報告申し上げます。

教職員の資質や能力向上のため、町教育委員会が町内の全教職員を対象として実施しております研修会につきましては、10月に住吉小学校、11月に吉田中学校で開催し、授業内容について教職員同士が意見を出し合い、信州大学の佐藤和紀准教授からは授業改善に向けた御指導をいただきました。この研修会は来年1月に自彊小学校においても開催する予定で準備を進めております。

「Google for Educationパートナー自治体」につきましては、グーグル合同会社と連携して実施する事業の一つであります「ジュニアICTリーダー育成研修」の2回目を小学4年生以上と中学生を対象として10月に吉田中学校で開催し、ICT活用の技術や能力の育成を図りました。また今月には、この研修会に参加した小学生4人が代表として東京で開かれる全国ジュニアICTリーダーサミットに参加し、全国の子供たちと端末で作成したスライドを使いながら吉田町についてプレゼンをする予定となっております。

文部科学省が実施するリーディングDXスクール事業につきましては、町内全ての小・中学校が指定を受け、学校現場におけるICTのふだん使いを全国に普及させていく役割を担っておりますことから、本年度は、これまでに国や県をはじめ、全国の自治体や大学、企業など100件を超える視察を受け入れております。11月には、リーディングDXスクール事業の企画委員長であります東京学芸大学教職大学院の堀田龍也教授や文部科学省大臣官房の森孝之学習基盤審議官が訪問され、住吉小学校と中央小学校の授業を参観されました。町教育委員会では引き続きこうした視察を受け入れ、1人1台端末とクラウド環境を活用した教育実践の普及や教職員の授業力向上に努めることとしております。

次に、吉田中学校における部活動の地域移行についてでございます。

町教育委員会では、吉田中学校の生徒にとって望ましい部活動環境の構築と教職員の働き方改革の両方を実現するため、昨年度から吉田町部活動の在り方協議会を設置して協議を行っております。令和8年度に3年生となる生徒が部活動を引退する時期を境目として、休日の部活動から段階的に地域に移行していくことを目指して進めておりますが、11月に開催しました2回目の協議会では、地域クラブの基本的な考え方として、生徒の主体的活動、楽しむ活動、持続可能な活動の三つを押さえることや新たに創設する地域クラブの名称についてアンケートの実施により決定していくこと、指導者の確保や経費に係る課題について情報を共有いたしました。

また、現在の小学6年生が中学2年生になったときから地域への移行を進めていくことになりますので、11月に実施された吉田中学校の新入生体験入学・保護者説明会において、現時点での概要を町教育委員会から説明したところでございます。今後、来年2月下旬の開催を予定しております3回目の協議会では、地域クラブの名称の決定や具体的な制度の構築などにつきまして協議していくこととしております。

次に、吉田町シニアカレッジについてでございます。

シニア世代が互いに学び合い高め合いながら、新たな知識の習得や仲間づくりなどを通していきいきと充実した生活を送ることができるよう、1期2年を受講期間として学びの機会を提供しており、11月13日には第4期生の30人が入学され、2年間の学生生活をスタートさせたところでございます。受講生の皆様には、大学教授などから高度な知識を習得するための一般教養講座のほか、健康づくりや生きがいづくりなどを学ぶコース別講座を受講していただき、学びを通してこれから的人生がさらに彩り豊かなものとなりますよう魅力ある事業の展開に努めてまいります。

以上、本年度の主な事業の進捗状況を御報告させていただきました。

本年度も残り4か月を切り、町では現在、これまで進めてまいりました各種事業について改めて進捗状況を確認するとともに、令和7年度の当初予算編成を進めているところでございます。物価高が続くとともに、所得税・社会保険制度の収入基準における103万円の壁の問題などにより今後の景気動向や町税等の歳入が不透明な状況にありますことから、現時点において町の財政状況の先行きを見通すことは困難な状態でございます。どのような状況でありますても、長期的な財政の健全性を見据え、これまで以上の創意工夫により歳入の確保に努めるとともに限られた財源を最大限に活用しながら各種施策を推進し、豊かで活気にあふれ心を魅了する町の実現に向かって引き続き全力で取り組んでまいります。

町民の皆様をはじめ議員各位におかれましては、こうした町の姿勢を御理解いただき、町政運営に対するより一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げ、本議会定例会の行政報告といたします。

○議長（大石 嶽君） 町長、御苦労さまでした。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（大石 嶽君） 日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を総務文教常任委員会委員長から報告をお願いいたします。

3番、盛 純一郎君。

〔総務文教常任委員会委員長 盛 純一郎君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（盛 純一郎君） 3番、盛です。

総務文教常任委員会議会閉会中の継続調査について報告いたします。

調査内容は、地域福祉重層的支援体制についてです。

10月2日、9月定例会までの委員会調査、そして担当課への質問を経て、今後の調査内容について協議を行いました。ここでは調査の方向性と範囲についての結論が出なかつたため、期間や内容などを考慮の上、次回、正副委員長案を出し、協議、決定することといたしました。

10月24日、正副委員長案を基に協議会を行い、町における福祉の重層的支援体制の構築とその取組についての質問を行い、それに対し、本定例会中の委員会で回答をもらうこととしました。国が求める、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援、それぞれに対して、①町が実施してきたこと、できていること、②町ができないこととその

原因、今後の取組予定、③今後の支援体制の構築、整備についての課題などを聴取することとしました。

11月11日、担当課へ提出する質問の内容整理と文言修正を行いました。またあわせて、本定例会中の委員会において、県内自治体で福祉体制構築の取組の先進事例として、焼津市や函南町の施策を確認し、協議することとしました。

以上で閉会中の委員会報告を終わります。

○議長（大石 岩君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 岩君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会委員長から報告をお願いします。

8番、山内 均君。

〔産業建設常任委員会委員長 山内 均君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（山内 均君） 令和6年12月2日。第4回定例会の産業建設常任委員会の委員長報告を行います。

産業建設常任委員会より、議会閉会中の調査活動について報告をします。

所管事務調査、空き家等対策の推進について。

令和6年11月13日午後1時半から午後3時まで、委員5人、事務局2人の出席で委員会を開会いたしました。

内容は、

1、最初に都市環境課より令和5年3月18日に行った令和5年度第1回吉田町空家等対策協議会の説明を聞いた。まず、委員会等の対策協議会について、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて、吉田町空家等対策協議会を設置していること。

1、空き家対策が進まない中、空家対策法の中で協議会を設置して、特定空家等の認定とか計画を推進する協議会を設置したこと。

1、空家等対策協議会の設置定員数は12人、各自治会長、弁護士、司法書士、不動産の代表、土地家屋調査士、建築士、社会福祉協議会の法人の方、牧之原警察署、消防署の職員であることを確認した。

1、委員会では、吉田町の空き家に対する現状を報告した。把握している件数は、住吉、川尻、片岡、北区で昨年の2月末時点で59件を認定していること。また、空家等対策計画に関する特別措置法の一部を改正する法律では、特定空家に認定する前に管理不全の状態で環境悪化を招くのではないかということが認められた場合に、その前に通知を送るような指導を行うことができるようになったこと。その変更を吉田町空家等対策計画に加えて、指導、勧告等ができるような計画に変えていくようなことを進めていきたい。今月中には一度やりたいと考えているなどの説明を受けた。

委員からは、3月の第1回定例会の内容と結果の説明及び今後の進め方。

回答は、今年度中に1回協議会を開催予定。今後は空家特別対策法の改正に合わせて町の計画を変更、空き家相談会等の実施を検討していく。

問です。住民からは地元を調べに行けと強い意見があった。このメンバーで地域を見に行く計画はあるか。

答えは、現地を視察して空き家に認定するのは町である。

3、問。崩れかけた家屋の対策は。

答えは、どの空き家も保全していただく必要があるので、所有者に通知している。所有者の意思が確認できない場合は、相続人、後見人に通知する。基本的には、所有者へのアプローチ対応を促している。

問。特定空家認定のための組織をつくってほしい。ほとんどが個人情報や個人の財産ということで進まない。そういう意見が出たことを協議会で言ってほしい。

答えは、産建の報告や視察の資料を参考にしたいと思っている。協議会で示せることは示していきたいとの意見が出た。

次に、掛川市の視察結果を正副委員長がまとめたものを協議し、決定をした。

最後に、袋井市視察の日程について事務局からの報告を受けた。1月20日に希望した日程が、袋井市と日程が合わなくて、再度調整をしてもらうこととした。

以上が産業建設常任委員会の報告であります。

以上です。

○議長（大石 巍君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巍君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

◎議案第57号～議案第64号の一括上程、説明

○議長（大石 巍君） 続きまして、会議規則第35条の規定によりまして、日程第5、第57号議案から、日程第12、第64号議案までの8議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和6年第4回吉田町議会定例会に上程されました議案の概要についてまして御説明申し上げます。

今回上程されました議案は、専決処分事項の承認を求めるものにつきまして1件、条例の一部改正につきまして1件、条例の制定について1件、補正予算について3件、契約の変更につきまして1件、規約の変更につきまして1件の合計8件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第57号議案は、専決処分事項の承認を求めるについて（令和6年度吉田町一般会計補正予算（第5号）について）でございます。

本議案は、第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に伴う事務を早

急に執行する必要がありましたことから、その経費といたしまして、令和6年度の吉田町一般会計歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,248万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ144億6,598万4,000円とする補正予算を本年10月1日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同法同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

第58号議案は、吉田町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月30日に公布され、固定資産税に関する事項につきまして令和7年4月1日から、個人町民税に関する事項につきましては公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年1月1日から施行されることに伴いまして、法改正に沿った所要の法改正を行う内容の条例改正につきましてお認めいただこうとするものでございます。

第59号議案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、刑法等の一部を改正する法律等において、懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑を創設する改正が行われ、令和7年6月1日から施行されることになりました。これにより関係する条例の懲役及び禁錮の文言を拘禁刑に改める必要が生じましたことから、本条例を制定することにつきましてお認めいただこうとするものでございます。

第60号議案は、令和6年度吉田町一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

本議案は、令和6年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,244万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ145億5,842万6,000円とするとともに、繰越明許費、地方債の補正につきまして定める補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第61号議案は、令和6年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、令和6年度の水道事業会計につきまして資本的支出の既定予定額4億6,574万3,000円に57万3,000円を増額し、総額を4億6,631万6,000円とする補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第62号議案は、令和6年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、令和6年度吉田町公共下水道事業会計予算に債務負担行為の設定をする補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第63号議案は、令和5年度農業基盤整備促進事業山崎頭首工改修工事請負契約の変更についてでございます。

本議案は、令和6年3月に議会の議決をいただきました令和5年度農業基盤整備促進事業山崎頭首工改修工事請負契約につきまして変更契約の締結をするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

第64号議案は、静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約についてでございます。

本議案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく森林環境税の賦課徴収の開始に伴い、静岡地方税滞納整理機構の処理する事務の対象を変更することになりましたことから、静岡地方税滞納整理機構の規約に所要の変更を行うことにつきまして、お認めいた

だこうとするものでございます。

以上が上程をされました8議案の概要でございます。詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大石 嶽君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願ひいたします。

初めに、総務課長、お願ひします。

総務課長、太田順子君。

〔総務課長 太田順子君登壇〕

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

総務課からは、第59号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書は5ページから7ページまで及び参考資料ナンバー2を御覧ください。

本議案は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律が公布され、懲役及び禁錮が廃止され、これに代えて拘禁刑が創設されましたことから、町の条例で規定されている懲役及び禁錮の文言を拘禁刑に改める内容の整理条例を制定することについて、お認めいただこうとするものでございます。

この整理条例により改正する条例は、吉田町職員の給与に関する条例、吉田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例、吉田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例、吉田町普通河川条例、吉田町モーテル類似旅館の建築の規制に関する条例、吉田町法定外道路管理条例、吉田町議会の個人情報の保護に関する条例の7条例でございます。

改正の内容でございますが、まず、第1条の吉田町職員の給与に関する条例の一部改正は、第15条の6第3号及び第4号並びに第15条の7第1項第1号及び第3項第1号中の「禁錮」を「拘禁刑」に改めようとするものでございます。

次に、第2条の吉田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正は、第6条第1号中の「禁錮」を「拘禁刑」に改めようとするものでございます。

次に、第3条の吉田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正は、第4条第1号中の「禁錮」を「拘禁刑」に改めようとするものでございます。

次に、第4条の吉田町普通河川条例の一部改正は、第21条及び第22条中の「懲役」を「拘禁刑」に改めようとするものでございます。

次に、第5条の吉田町モーテル類似旅館の建築の規制に関する条例の一部改正は、第9条第1項中の「懲役」を「拘禁刑」に改めようとするものでございます。

次に、第6条の吉田町法定外道路管理条例の一部改正は、第18条第1項中の「懲役」を「拘禁刑」に改めようとするものでございます。

次に、第7条の吉田町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正は、第53条から第55条中の「懲役」を「拘禁刑」に改めようとするものでございます。

次に、附則でございますが、この条例の施行日を法律の施行日である令和7年6月1日とするとともに、罰則の適用等に関する経過措置と人の資格に関する経過措置を設けるものでございます。

罰則の適用等に関する経過措置は、この条例の施行日前の行為の処罰について、改正前の

条例を適用するためのもので、過去に罰則規定を含む条例の改廃を行った際に設けた経過措置の規定を適用する場合等に、今回の刑法改正に沿ってその罰則の適用に影響が生じないようにするための規定です。

人の資格に関する経過措置は、この条例の施行後において、懲役、禁錮、旧拘留に処された者の資格制限の範囲に影響が生じないようにするための規定です。

以上が総務課からの1議案につきましての説明でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巍君） 続きまして、財政管理課長、お願いします。

財政管理課長、八木邦広君。

〔財政管理課長 八木邦広君登壇〕

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

財政管理課からは、第57号議案及び第60号議案について御説明申し上げます。

それでは初めに、第57号議案 専決処分事項の承認を求めるについて（令和6年度吉田町一般会計補正予算（第5号）について）の内容につきまして御説明申し上げます。

議案書の1ページと2ページ及び別冊となっております令和6年度吉田町一般会計補正予算（第5号）並びに令和6年度吉田町一般会計補正予算（第5号）に関する説明書を御覧ください。

この補正予算（第5号）は、衆議院議員解散に伴う衆議院議員総選挙について令和6年10月15日告示及び10月27日投開票の決定を受け、早急に選挙業務に着手する必要が生じましたことから、選挙執行経費を措置したものでございます。補正予算でございますので、本来は議会の議決をいただいて成立させるべきものではございますが、投開票までの期間が非常に短く、議会を開催していただきないとまがない中での対応をせざるを得ない状況が生じましたことから、令和6年10月1日付をもちまして地方自治法第179条第1項の規定に基づいて専決処分を行ったものでございます。

それでは、別冊の令和6年度吉田町一般会計補正予算（第5号）の1ページを御覧ください。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,248万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144億6,598万4,000円とするものでございます。

また、第2項にございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりとなっております。

以上が補正予算（第5号）の内容でございます。

引き続き、その詳細につきまして別冊の説明書に沿って御説明申し上げます。

令和6年度吉田町一般会計補正予算（第5号）に関する説明書の3ページを御覧ください。

まず初めに、歳入から御説明申し上げます。

15款県支出金につきましては、1,248万円を増額するものでございます。これは、3項1目総務費県委託金におきまして、衆議院議員選挙費1,248万円を計上するものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

4ページを御覧ください。

2款総務費につきましては、1,248万円を増額するものでございます。これは、4項4目

衆議院議員選挙費について、衆議院議員選挙に係る執行経費といたしまして1,248万円を計上するものでございます。

以上が第57号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度吉田町一般会計補正予算（第5号）について）の内容でございます。

続きまして、第60号議案 令和6年度吉田町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、令和6年度吉田町一般会計補正予算（第6号）の1ページを御覧ください。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,244万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ145億5,842万6,000円とするものでございます。

また、第2項にございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただこうとするものでございます。

次に、第2条でございます。こちらは、令和6年度の事業のうち、年度内に事業が終わらない見込みがあるものとして、地方自治法第213条第1項の規定に基づいて、翌年度に繰り越して使用することができる経費を3ページに掲げる第2表、繰越明許費のとおりとすることをお認めいただこうとするものでございます。

次に、第3条でございます。地方債の補正につきまして4ページから5ページに掲げる第3表、地方債補正のとおりお認めいただこうとするものでございます。

具体的な内容といたしましては、繰越明許費から御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

今回措置しようとしております繰越明許費は、1事業につきまして3,240万円の予算を翌年度に繰り越して使用することをお認めいただこうとするものでございます。

それでは、繰越しをお認めいただく事業費とその財源につきまして御説明申し上げます。

西の宮雨水幹線整備事業費につきまして、川尻地先の西の宮雨水幹線整備にかかる事業費3,240万円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、県支出金と地方債、そして一般財源でございます。なお、繰越明許費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づいて翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製して、次に開会される議会に報告しなければならないことになっておりますので、こちらの繰越明許費につきましてもそのルールに従って御報告させていただけます。

続きまして、4ページから5ページの地方債補正につきまして御説明申し上げます。

起債につきましては、事業の実施状況に沿って第3表に掲げる事業の起債限度額につきまして追加及び変更をお認めいただこうとするものでございます。

この地方債の補正によりまして、起債全体の限度額は補正前と比較して2,130万円増額となります。

以上が今回の補正予算の内容でございます。

引き続き、その詳細を別冊の説明書に沿って御説明申し上げます。

令和6年度吉田町一般会計補正予算（第6号）に関する説明書の3ページを御覧ください。

まず初めに、歳入から御説明申し上げます。

14款国庫支出金につきましては、6,241万2,000円を増額するものでございます。

まず、1項1目民生費国庫負担金におきましては、6,131万2,000円を増額するものでございます。これは、児童手当国庫負担金について6,131万2,000円を増額するものでございます。

次に、2項2目民生費国庫補助金におきましては、障害者総合支援事業費補助金について110万円を計上するものでございます。

続きまして、15款県支出金につきましては、1,355万5,000円を減額するものでございます。

まず、1項1目民生費県負担金におきましては、国庫支出金の負担割合が増えたことにより、県負担分を854万6,000円減額するものでございます。

4ページを御覧ください。

2項6目消防費県補助金におきましては、防潮堤整備事業に係る地震・津波対策等減災交付金の不採択により、500万9,000円を減額するものでございます。

続きまして、18款繰入金につきましては、2,228万5,000円の増額でございます。これは、2項1目基金繰入金におきまして、今回の補正予算の歳入不足額を補うための繰入金でございまして、財政調整基金から2,228万5,000円を繰り入れさせていただくものでございます。

5ページを御覧ください。

続きまして、21款町債につきましては、2,130万円増額するものでございます。

まず、1項5目土木債におきましては、2,030万円を増額するものでございます。内訳でございますが、1節土木管理債につきましては、防潮堤整備事業に係る交付金不採択に伴い380万円の増額、3節河川債につきましては、吉田町内治水対策事業の第3号ポンプ整備の附帯工事の増工に伴い1,650万円を増額するものでございます。

次に、9目災害復旧債におきましては、100万円を増額するものでございます。内訳でございますが、災害復旧債につきましては、台風10号による雨漏り被害の復旧に伴い、自彊小学校復旧事業に70万円を増額、さゆり保育園復旧事業に30万円を増額するものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

6ページを御覧ください。

2款総務費につきましては、739万円の増額でございます。

これは、2項1目税務総務費におきまして過年度分町税還付金739万円を増額するものでございます。

続きまして、3款民生費につきましては、8,411万9,000円の増額でございます。

まず、1項5目心身障害者福祉費におきましては、220万円の増額でございます。これは心身障害者自立支援事業費について、障害者自立支援給付審査支払等システム事業実施要項改正に伴うシステム改修費として電算処理委託料を220万円計上するものでございます。

7ページを御覧ください。

次に、2項1目児童福祉総務費におきましては、児童福祉費について令和5年度子ども・子育て支援交付金及び令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金・交付金の確定に伴う補助金等返還金として545万3,000円を計上するものでございます。

次に、2目児童措置費におきましては、児童手当の制度改正に伴い、拡充の児童手当費として4,422万円を増額するものでございます。

次に7ページから8ページにかけての3目保育所費におきましては、保育園管理費について子どものための教育・保育給付費負担金、子育てのための施設等利用給付費負担金等の確

定に伴う県補助金等返還金といたしまして3,224万6,000円を計上するものでございます。また、さゆり保育園運営費においては、歳入の災害復旧債の計上に伴う財源振替となっております。

続きまして、8款土木費につきましては、1項1目土木総務費におきましては地震・津波対策等減災交付金の不採択に伴う防潮堤整備事業費の財源振替となっております。

次に、8ページから9ページにかけての3項1目河川総務費におきましては、歳入の河川債計上に伴う治水対策推進事業の財源振替となっております。

続きまして、10款教育費につきましては、93万3,000円増額でございます。2項1目学校管理費におきましては、歳入の災害復旧債の計上に伴う自彌小学校維持管理費の財源振替となっております。

次に、5項3目体育館運営費におきましては、総合体育館運営費について燃料費を93万3,000円計上するものでございます。

以上が第60号議案 令和6年度吉田町一般会計補正予算（第6号）についての内容でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大石 岩君） それでは続きまして、税務課長、お願ひします。

税務課長、山村加奈子君。

〔税務課長 山村加奈子君登壇〕

○税務課長（山村加奈子君） 税務課でございます。

税務課からは第58号議案及び第64号議案について御説明申し上げます。

初めに、第58号議案 吉田町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の3ページ及び4ページと参考資料ナンバー1を御覧ください。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、固定資産税に関する事項については令和7年4月1日、個人町民税に関する事項については公益信託に関する法律の施行日の属する年の翌年1月1日からそれぞれ施行されることに伴う所要の条例改正につきまして、お認めいただこうとするものでございます。

今回の主な改正内容は、公益信託制度改革による新たな公益信託制度の創設に伴う所要の措置及び私立学校法改正に係る規定整備を行ったものでございます。

それでは、条例の内容につきまして御説明申し上げます。

参考資料ナンバー1の1ページを御覧ください。

最初に、第34条の7寄附金税額控除につきまして、公益信託制度が見直され、新たな公益信託制度の創設に伴い、寄附金税額控除の対象として金銭以外の財産等も控除可能にすることに伴う改正でございます。

次に、第56条につきましては2ページを御覧ください。

固定資産税の非課税措置の対象となる法人のうち、私立専修学校等について私立学校法の改正に伴い、第64条第4項の規定が第152条第5項に移行したことによる条ずれに対応する改正でございます。

次に、2ページから3ページにかけまして、附則第4条の2公益法人等に係る町民税の課税の特例につきましては、公益信託制度に係る法改正に伴い、内容が単に課税標準の計算を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ削除するものでございます。

最後に附則でございます。

3ページを御覧ください。

第1条施行期日でございますが、本条例は地方税法の施行期日に合わせ、令和7年4月1日から施行すると規定しておりますが、第34条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定並びに次条の規定は、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行すると規定するものでございます。

最後に、第2条経過措置でございますが、所得税法等の改正に合わせ、個人住民税につきましても寄附金税額控除の取扱いにつきまして経過措置を設けるものでございます。

続きまして、第64号議案 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約について御説明申し上げます。

議案書の13ページ及び14ページと参考資料ナンバー6を御覧ください。

本議案は、地方自治法第291条の3第1項の規定により、静岡地方税滞納整理機構の規約を変更することにつきましては、関係地方公共団体の協議によりこれを定めるものとされ、同法第291条の11の規定により、その協議については関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされていることから、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、規約の内容につきまして御説明申し上げます。

参考資料ナンバー6を御覧ください。

第4条広域連合。これは静岡地方税滞納整理機構のことですございますが、広域連合の処理する事務につきまして、従来の地方税法に加え、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定に基づく事案を追加するとともに、地方税を徴収金に改めるものでございます。

最後に、附則でございますが、本規約は令和7年6月1日から施行すると規定するものでございます。

以上が税務課からの2議案についての説明でございます。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大石 嶽君） 続きまして、建設課長、お願いします。

建設課長、柳原真也君。

〔建設課長 柳原真也君登壇〕

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

建設課から第63号議案 令和5年度農業基盤整備促進事業山崎頭首工改修工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

議案書の11ページ、12ページ及び参考資料ナンバー5を御覧ください。

本議案は、令和6年3月22日、議会の議決を経た令和5年度農業基盤整備促進事業山崎頭首工改修工事請負契約について議案書の12ページにありますとおり、4月11日に専決処分しました内容を変更後の内容による変更契約の締結をするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお認めいただこうとするものでございます。

変更後の契約金額は1億1,449万7,900円で、396万6,600円の増額になります。

参考資料ナンバー5を御覧ください。

今回の変更の内容でございますが、当初、工事現場付近において土砂の搬入搬出を行い、

大型土のうの製作と処理を行う予定でおりましたが、その場所が手狭であったため作業効率がよい場所で大型土のうを製作し、搬入搬出する内容に変更するものでございます。

また、室内機器の配管において、ステンレス鋼鋼管の加工が必要になりましたことから、併せて増工するものでございます。

以上が建設課からの説明でございます。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大石 岩君） 続きまして、上下水道課長、お願ひします。

上下水道課長、内田宏一君。

〔上下水道課長 内田宏一君登壇〕

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは、第61号議案と第62号議案の2議案につきまして説明申し上げます。

初めに、議案書の9ページ、第61号議案 令和6年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

別冊の令和6年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）の1ページを御覧ください。

今回の補正は、資本的収支における国庫・県支出金返還金にかかるものです。

まず、収入では、第2条において、当初予算第4条本文括弧書き中の不足額とその補填財源を御覧のように改め、支出については、第1款第3項の国庫（県）支出金返還金の額に57万3,000円を加えて163万1,000円とすることをお認めいただこうとするものでございます。

これは、5年度に受入れ済みの県補助金についてその後の決算及び消費税申告によって消費税にかかる仕入れ控除額が算定され、県に返還すべき補助金額が確定したことから、これを返還しようとするものでございます。

以上が令和6年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）についての説明でございます。

続きまして、議案書の10ページ、令和6年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

別冊の令和6年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第2号）と参考資料ナンバー4、令和6年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第2号）資料を併せて御覧ください。

別冊の1ページ、第2条、債務負担行為の補正として、令和6年度吉田町公共下水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項に川尻南部汚水幹線工事、期間に令和7年度、限度額に4,900万円をそれぞれ追加することをお認めいただこうとするものでございます。これは、来年度工事におきまして施工時期の平準化を図るため、令和7年度に債務負担行為の設定をさせていただいた上で、下水道事業計画区域内の未整備区域に管渠を整備しようとするものでございます。品確法でも発注者の責務として、公共工事の施工時期の平準化が規定されておりますことから、昨年度に引き続き実施するものでございます。スケジュールとしましては、今年度は工事実施のための事務手続を行って受注者を決定し、来年4月から工事着手できる体制を整えるものでございます。

参考資料の2ページを御覧ください。工事は開削工法により口径200ミリメートルの下水道管を延長218.2メートルにわたって敷設しようとするもので、工事箇所は3ページにありますとおり、片岡地内のしらさぎ団地内でございます。

以上が第62号議案 令和6年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第2号）についての内容でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（大石 岩君） 以上で説明が終わりました。

◎報告第11号の報告

○議長（大石 嶽君）　日程第13、法令に基づく報告を行います。

第11号報告 専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）、担当課長から報告をお願いします。

それでは、総務課長、お願いします。

総務課長、太田順子君。

〔総務課長　太田順子君登壇〕

○総務課長（太田順子君）　総務課でございます。

総務課から第11号報告 専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）御説明申し上げます。

議案書の15ページを御覧ください。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した事項につきまして、同法同条第2項の規定に基づき議会に御報告させていただくものでございます。

今回専決処分した事項は、物損事故及び道路瑕疵による損害賠償の額を定めることにかかる3事案でございます。

議案書の16ページを御覧ください。

1件目の事案は、本年10月3日に専決処分したものでございます。相手方は御覧の方でございます。事故の概要としましては、本年9月9日午後、神戸地内において除草作業中に小石が飛び、駐車中の車両の後部ガラスを破損させたものでございます。和解の内容でございますが、損害金額は13万7,346円、過失割合は町が100%でございます。損害賠償の額は13万7,346円でございます。

続きまして、議案書の17ページを御覧ください。

2件目の事案は、本年10月16日に専決処分したものでございます。相手方は御覧の方でございます。事故の概要としましては、本年9月10日午前2時20分、相手方車両が大幡地内の町道東名大井川線を走行中に道路の陥没に落輪し、右側前輪のタイヤを損傷させたものでございます。和解の内容でございますが、損害金額は7,920円、過失割合は町が50%、相手方が50%でございます。損害賠償の額は3,960円でございます。

続きまして、議案書の18ページを御覧ください。

3件目の事案は、本年10月25日に専決処分したものでございます。相手方は御覧の方でございます。事故の概要としましては、本年9月12日午前11時30分頃、片岡地内において吉田町の公用自動車が交差点を左折した際、相手方の所有する一時停止規制標識に接触し、破損させたものでございます。和解の内容でございますが、損害金額は16万5,000円、過失割合は町が100%でございます。損害賠償の額は16万5,000円でございます。

これら3件の損害賠償の額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険の適用となり、保険から全額が負担されるものでございます。

総務課からの説明は以上でございます。

○議長（大石 嶽君）　報告が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（大石 嶽君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

御協力いただきありがとうございました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時36分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大石 厳君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会8日目でございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大石 厳君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第60号の質疑

○議長（大石 厳君） 日程第1、第60号議案 令和6年度吉田町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

これから第60号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関する以外の質疑にまで至らないように御協力をお願いいたします。

歳入についての質疑はありませんか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 平野です。

説明書4ページの財政調整基金の繰入れについてお伺いします。

本補正における財政調整基金の繰入れ先に、総務費の過年度分町民税還付金、民生費の補助金還付金や県補助金還付金、そして土木の県補助金の採択、それの補填として使われている。この4,478万9,000円が上げられておりますが、これは想定内の補正ということでおろしいでしょうか。

○議長（大石 厳君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

今、議員のおっしゃった分につきましては、返還金等はもともと受入れをしておりまして、昨年度、決算におきまして剰余金として全部積み込んでいるもので、それについては当然返すべきものということで、折り込み済みものでございます。

以上です。

○議長（大石 厳君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） まあ、そのとおりだと思います。

今回の補正では、一般財源から地方債に回すなど、一般財源を減らす努力というのも感じるわけでありますけれども、令和3年、4年の決算において、歳入・歳出繰入金が10億円を超しているというときに、もっと予算を有効的に使えないかというお話をした際に、第6次総合計画において検討している中、今後、インター周辺の開発や大幡川幹線、防潮堤、全周防護などに使うというようなお話をありました。

令和6年度の当初予算では、財政調整基金からの繰入金が初めて10億円を超していることがあります。9月の補正で6億8,000万円ほど積み立てたわけでありますけれども、今回の補正が成立すれば、財政調整基金残高は令和5年度末の19億2,000万円から、令和6年度末予想というところを考えると14億8,000万円ぐらいになります。そうすると、残高は4億4,000万円ほど使うと取り崩すということになります。

これは町の方針として、第6次計画にも入ったということから、今までの貯める方向から使っていく方向にかじを切ったのかというところをお願いします。

○議長（大石 厳君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

第6次総合計画に入りまして、第5次から施策がいろいろ進展している部分があつて、そういう部分にやはり町として投資していかなければならないということはございます。ただ、やはり、財政調整基金も限りあるものということの中で、全てにおいて進めていけるかどうかということではやはりありませんので、第6次総合計画においてやろうとしていること等も、やはり予算編成においては十分精査しながら、必要なものを必要な時期になるべくやれるようにということで、そのためにも財政調整基金というのがないと、なかなかそういった適切な時期にやれるかどうかというのは税収等にもよる部分もございますので、財政運営上はそういうことも気にしながら、よりよい町ができるよう進めていきたいとは考えておりますが、必ずしも掲げているもの全てがやれるというわけでもないですし、そこについて、財調があるからどんどんやっていくんだということには、必ずしもそういう形にはならないということになると思います。

以上です。

○7番（平野 積君） 了解。

○議長（大石 厳君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大石 厳君） これで質疑は終結します。

次に、歳出に入ります。

2款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。ないですか。

[「なし」の声あり]

○議長（大石 厳君） それでは、質疑なしと認めます。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 説明書の8ページ、まず、さゆり保育園の運営費です。

全協の中では、さゆり保育園の費用の財政の入替えというか、それに関して財政振替の内容は国の補助が利用できるということで一般財源から財政振り替えた。そのときに町にとって、町民の人たちにとっても有利になる。そういうことが、税金ですからね、国税としてはね。それがどう反映するかはちょっと別として、町にとっては有利になると、そういうのを聞きました。

その中で、最近ちょっと心配になったのは、原因は台風10号による雨漏りの補修ということで、雨漏りの原因、雨漏りは原因を調査して、すぐ施工することが非常に重要なことなんです、建物にとって。

そうすると、そのとき確かに補助金を借りて、時間と労力を使って、人件費を使って借りていくことが、時間をロスします。時間がかかりますでしょう。そのときに雨漏りに対しては即やれる、すぐにやる必要があるということを考えると、今言った、町の一般財源からそういうすぐに財源手当てができる、それができるようなことを考えたほうが、考えることでもよかったです。それがどういうふうに考えますか。

要するに、一般財源をやれば、即対応ができる、雨漏りの対応がすぐできる。そういうふうな、建物にとって長い目で見たときには有利というか、健全ではないかという判断ですがどうでしょうか。

○議長（大石 厳君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

今回、修繕をする部分については、あくまでも部分的な修繕にとどまるような形になると思います。今回、その部分については、一応修繕をそこにすれば雨漏りは止まるということで、一応聞いておりまして、その後、そこはあくまでも修繕の域なので、防水シートというか防水層、そういうものがどこまで劣化しているところについては、この修繕とは別に見た上で、もっとひどければもっと全体的にやらなければいけない、そういうことがあると思います。

そういう部分については、ちゃんとしたもう一回調査をした上で、必要であればそういうことをやっていきますし、そこについても一般財源を投じてでもやらなければならないなら、そういう形にはなりますし、また補助がつくようであれば、当然そこも検討しなければならないという中でやっていくものだと考えております。

以上です。

○議長（大石 厳君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今、答えていただいたとおり、シート防水のシートとかそういうものに関してはすぐに対応しないと、雨が浸透しているうちに対応しないと、なかなか原因って見つからないんですね。見つかることが難しくて、見つけることが。そういう意味ではまた、財源で即対応できる、一般財源でやるということが必要だと思いますので、今の形でぜひその辺を、検査も含めたこの状況から、すぐに大事な検査を含めたものができるような状況をつくっていただきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

○議長（大石 厳君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

基本的に財源があるかなしかというよりも、基本的にはそれを、どこでどういう形でやら

なければいけないかというところを見ながら、今そういうのはやっておりますので、一般財源を投入しなければできないというわけではないと思いますので、例えば、今回のように財源振替という形で、後々に入れていくような形もありますし、そこについては財政的なテクニックな部分もあると思いますので、なるべく効率的にやっていけるようにということでやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大石 厳君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

資料の7ページ、児童手当についてお伺いしたいと思います。

今回、最初の説明では拡充の増ということでございました。この拡充というのが所得制限を撤廃、そして高校生年代まで延長、そして第3子以降は3万円というようなことで聞いてございます。

今回、4,422万円の増ということで、これは年度内この金額で十分賄えるという見積りというか、そういったものがありましたらお願ひしたいと思います。

○議長（大石 厳君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課でございます。

議員おっしゃられるように、拡充の補正になるわけなんですが、今回、当初予算には議員おっしゃられた高校生年代までの拡充、所得制限の撤廃、あと第3子に対しての金額の増額という形になるんですが、今回、補正につきましては、年度当初に見積もることができませんでした第3子のカウントの方法を、国ほうで提示された時期が当初予算を算出したより後、令和6年2月に閣議決定しましたので、その時点での足らない部分を今回補正するという形になります。

閣議決定した内容につきましては、当初は高校生の年代までを第1子、第2子というカウントだったところを大学生の年代、22歳の年齢に到達している3月31日までを該当にしますので、もともと高校生だけじゃなくて大学生にきょうだいのいた方の、ほかの第3子までの方についての、第3子以降の方につきまして、1万5,000円だったところを3万円という増額カウントになるところです。

うちのほうで持っているデータが、大学生の年代までといったデータがございませんでしたので、その時点で4月の時点、6月の議会の時点でもまだ算出することができませんでした。10月の時点、8月、9月、10月で、今回のこの改正に当たっての申請をしていただきました。その2か月の間の申請の状況で、大体何人ぐらいが第3子の割合が増えるかというところをちょっと割合的に計算させていただきまして、今回の補正をさせていただきましたので、2か月の間の申請状況に応じた対象者をちょっと見積りさせていただいたところですので、今年度の支払いが今、12月分が1回終わるところですが、もう一回、2月に給付がございますので。そこまでは支払えるような試算をしているところです。

以上です。

○議長（大石 厳君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

この制度、ある意味、申請しないと来ないのかな、来ないのかなじやなくて来ないという

ことなんですが、その点について、十分、それが周知されているのかというところが疑問がありますので、その周知方法、また今、第3子云々の大学生、大学に行ってないと駄目なのか、就職してしまったら駄目だよという、その辺の違いがなかなか理解できないのかなと思うんですが、その点についてもう少し詳しく、もし説明できるようでしたら説明していただいて、さらに町民の方にもその辺をちゃんと区別して説明しないと分からぬと思うんで、その点についてお願ひしたいと思います。

○議長（大石 厳君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課でございます。

まず、周知の方法ですが、1回目に広報やLINEの情報等、公の皆さんに周知したんですが、その後、該当になるお子さんたち、町内の方で、公務員であったりとかというのは、こちらでちょっと全部は分かりませんので、全体に対して個別の通知を出させていただいております。

10月で一旦締め切ったところなんですが、それでもまだ申請のない方、3人いらっしゃるんじゃないかな、町内に3人お子さんがいらっしゃるんじゃないかなという方にも、追加のお通知をさせていただいています。

10月で一旦締め切りましたが、まだ申請していない方はという形で、個別通知を出させていただいて、ちょっと連絡のやり取りもさせていただきまして、あと、本当に片手ほどの世帯になるんですが、ご連絡が来ていないというような状況ですので、また個別に連絡を取りながら、連絡はしておりますが、書類が届いていないという方もいらっしゃいますので、通知をさせていただいております。

その通知の中にも、もう個別になってきておりますので、大学生という表現ではなくて22歳になる、今年いっぱい22歳の年の方の第3子をカウントしますよということをお知らせしているんですが、なかなか書面でも公のパンフレットでも分かりにくいものですから、個別に来ていただいて、個別に対応させていただいて、今回の給付、12月の給付のほうはさせていただいておりますので、後また、個別に対応していきたいと思っております。

以上です。

○9番（増田剛士君） 了解。

○議長（大石 厳君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大石 厳君） これで質疑を終結します。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 説明書8ページの防潮堤整備事業費の財源振替についてお伺いします。

今回の補正は、500万9,000円の県補助金を申請したけれども、それが不採択となった。その分を町債に380万円、一般財源に120万9,000円振り分けるということなんですが、町債と一般財源の振り分けについて、どのくらいずつ振り分けるのかということに関して、何がしかの基準があるのかどうか。

補正前では一般財源に対して町債の額の比率は15%だったんですけども、今回の補正後は一般財源に対して町債の額が22%になる。その辺のところを御説明いただきますでしょうか

か。

○議長（大石 厳君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

各起債は充てられる上限というのがありますので、基本的には交付税充当率というのがありますまして、そういうしたもので起債の種類によって幾つまで、何%まで充てられるということがあるので、基本的にはその上限というところで事業費に充てております。

それについて、あとは、国・県の補助金がどうあるかというところの裏にどう充てるかということがそれもあるものですから、ちょっと説明が難しいんですけども、基本的にはそういう部分で受けられる起債をまず充てます。

その上で、まだ足りない一般財源部分を財政調整基金のほうから捻出するという形で実施しております。

以上です。

○議長（大石 厳君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） そうすると、今回の町債380万円というのはもうぎりぎりの額ということ。そうすると、最初の当初予算のときに15%に抑えたというところは何か意味があるのか、それも上限であったという話なのか、その辺をちょっとお伺いします。

○議長（大石 厳君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

基本的には、その上限というところで、受けられるものはまず起債を充てております。

その上で、足らず前を充てるという形でやっております。

以上です。

○7番（平野 積君） 了解。

○議長（大石 厳君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大石 厳君） それでは、これで質疑を終結します。

次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 先ほどのさゆり保育園のところでお聞きをしました。

内容としては、財源を替えることによって町が有利であると、それは確かに必要なことであろうし、我々にとってもありがたいことだと思います。

ただ、ちょっと聞こうと思っているのは、自彊小学校というのはさゆり保育園と違って鉄筋で4階建てなんです、RC4階建て。建物は結構年月たってますね、30年、40年って。そうすると、それで特に雨漏りに関して、ここだけではなくて庁舎もそうですよね。中央小学校体育館でもそういう話が出ている。それで雨漏りに関しては、どこでどういうものが起きているのか、常に目を光させていないといけない。それと、先ほど言ったそういうものに関してはすぐに対応しないと、鉄筋で影響があるとかいろんな大きな影響がありますので。

特に、自彊小学校は4階建て、コンクリート鉄筋となると、雨の影響というのは非常に危険なデメリットということで私は考えます。そのときに、平家建てのさゆり保育園とは違って、先ほどの答えよりも緊急性、それとかそういう意味のものが大いに必要だと思いますの

で、その点のものに関して、さゆり保育園と比較してですけれども、もっと先ほど言った同じようなことですけれども、一般財源を使って、要するにすぐに対応できるような財源を使ってやることが必要であると考えますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（大石 厳君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

自彊小学校につきましては、学校教育課のほうでも劣化診断等をやっておりますし、特別建築物の検査も2年に毎年というかやっておりまして、その中で状況というのは把握している。その上で、劣化診断をやった結果から必要なところについては、今、それぞれ適宜改修をする。そういうこともやっておりますので、状況については、それぞれ見ながら必要な分については手当てをしていくということで考えております。

以上です。

○議長（大石 厳君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） もちろん、劣化調査であるとかそういうことはもうやっているでしょうけれども、それよりも調査よりもこういう雨降りの、雨、特に今回、雨に関してはとんでもない雨が降るような気象状況で、それに対して、やっぱりもっとほかの部分もそうですけれども、こういう事例があった段階でいろいろ調査をする。すぐ調査をするような形を取ることが必要だと思って、この事例から見ていくと、それとその辺の常に調査の状況というか、すぐ対応の状況とか、システム的なものというものは今、出来上がっていますか。

○議長（大石 厳君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

今回も修繕していただくに当たっては、どういうところから漏れている、どこに漏れているというのは見ていただいております。

今回も一応、その修繕を行った上で、まず水が止まっているかどうかというのはその後も経過観察していただく。そこで止まっていれば、ある程度、そこで収まるのかと思います。そうでなければ、当然また、原因を突き止めながら手当てをしていかなければならないということがございますので、そうしたところは学校教育課のほうでも業者の方と経過観察してもらっているながら、何かあれば、そういったことに手を打っていくと、そういうことになろうかと思います。

以上です。

○議長（大石 厳君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） そういう形でやってくれるのが一番正しいのでしょう。その代わり、今言つたいろいろなところの調査というのは、やっぱり同じように、この事例を踏まえて行っているのですか。

○議長（大石 厳君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

学校については劣化診断はやっておりますので、そういったところで、あとはまた、適宜起こったものについては業者を見ていただきながら、ということになろうかと思います。

町の庁舎についても、各事案ごとにあるんですけども、そこについてもそれぞれで、一応修繕をしながら経過観察をして、という形ではやっておりますので、また、そのところでも、そういったところがもっと目立ってくるようであれば、やはり早急に対応しなければい

けない部分ということについては対応していきたいと思いますので、そういう形の中で、今動いているという状況でございます。

以上です。

○8番（山内 均君） 了解です。

○議長（大石 厳君） ほかに質疑はありませんか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 説明書10ページの総合体育館運営費についてお伺いします。

総合体育館運営費のうち燃料費の93万3,000円の増額補正は、当初予算256万6,000円に対して36%増額になっています。この増額せざるを得なかつた理由は何でしょう。

○議長（大石 厳君） 生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君） 生涯学習課でございます。

この燃料費につきましては、空調設備のガス代ということで主にエアコン代になっています。今回、93万3,000円増額させてもらう理由としましては、当初見積りに当たりまして、昨年度実績を見ているんですけども、昨年度より今年度、各月ごとの平均気温が上昇して、使用量が増えていること。

また、総合体育館につきましては、今までコロナの影響で、令和5年度も半年ほどワクチン接種会場として使われていたこともあって、年間通しての実績が出ていないこともあります。令和5年度予算見積りに当たっても、ちょっと精度が低い部分もあったのかもしれません。

その中で今回、主なところで2点、そのところの影響によって、今回、増額するものになります。一番大きいところは、空調使用量が当初予算よりも増加、使用量が増えているということで要求するものになります。

以上です。

○議長（大石 厳君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 気温が高くて空調使用の量が増えたということなんですけれども、使用料を払って空調を使う。その中には減免されている方もいらっしゃる。また、例えば、町が使う場合には使用料は払っていないということからすると、減免を含めて使用料を払っている方と無料で使う方の燃料費における比率はどのくらいかというのは、分かっているのでしょうか。

○議長（大石 厳君） 生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君） 生涯学習課でございます。

すみません。今、減免している割合と100%減免というところの数値は、今、手持ちとしては持っておりません。

以上です。

○議長（大石 厳君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 私の懸念は、今後、今回の増額が使用料、冷暖房使用料の増額につながらないかというのを懸念しているわけでありますけれども、今のお話では、燃料費のうち、その冷暖房使用料を支払っている方と無料の方の比率は分かっていないというお話だったので、来年度、即、冷暖房使用料が上がるとは今思っていないですけれども、今後、冷暖房使用料というのを増額しようといったときには、減免も含めて使用料を払っている方と無料の

方というデータをしっかりと取って、そういうデータを基にして、燃料費、ガスの燃料費の高騰もあるかもしれませんけれども、そういうものを含めて、こうこうこういう理由で増額するんだ、使用料を増額するんだというところを、しっかりとデータとして出していただきたいと思うんですが、そういうことはやっていただけるのでしょうか。

○議長（大石 厳君） 生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君） 生涯学習課でございます。

今回、増額に伴って料金改定が云々ということではないと思っています。料金改定をする必要があるものについては、しっかりと受益者負担の原則、また、どういう状況になっているのか検証した上で、必要に応じてやらなくてはならないときには、そこをしっかりと整備していかなくてはならないので、そのときにはどういう状況でどうなっていくかというところもしっかりと示して、もしそのとき、料金改定の必要が生じたときには、そこはしっかりと説明していきたいと思います。

以上です。

○7番（平野 積君） 了解。

○議長（大石 厳君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大石 厳君） なければこれで質疑を終結します。

以上で、本議案の質疑を終結したいと思いますが、全般にわたり特に質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大石 厳君） 質疑なしと認めます。

これをもって、第60号議案についての質疑を終結します。

◎議案第61号の質疑

○議長（大石 厳君） 日程第2、第61号議案 令和6年度吉田町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから第61号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大石 厳君） 質疑なしと認めます。

◎議案第62号の質疑

○議長（大石 厳君） 次に、日程第3、第62号議案 令和6年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

第62号議案についての質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内でございます。

今回、第62号の議案として提出をされました。

この川尻南部汚水幹線工事箇所というの白鷺団地ということでお聞きしましたけれども、そこはそこでいいですね。白鷺団地という一つの、一連の団地ということですね。

○議長（大石 厳君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

白鷺団地です。

○議長（大石 厳君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 確認はしたんですけども、この確認が、要するにこの団地の中で74区画ということは確認させてもらいまして、今回の令和6年度公共下水道事業会計補正予算（第2号）は、工事は26区画が対象であるということを確認しましたけれども、そこはそれでいいですね。

○議長（大石 厳君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

白鷺団地全体で74区画、本議案においてゼロ債の設定をお認めいただこうとしている区間について26区画のとおりです。

○議長（大石 厳君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 金額としては4,900万円で書いてあるとおりです。

ここでちょっとお聞きしますけれども、現場に行ってきました、昨日ね。そのときにあそこをぐるっと回ってくると、空き家、空き地、売地、売家、結構それが混在しているんですけども、その混在しているそこにも全部下水が入るわけですよね。その比率というか軒数というか、それぞれ分りますか。空き家、空き地、売地、それが分かったら、ちょっと教えていただきたいです。

○議長（大石 厳君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 今回、ゼロ債の設定をお認めいただこうとしている区間については26区画ということは、先ほども申し上げました。

そのうち、空き地が3区画、確認をしております。ですので、建物があるというところは23区画ということになります。この23区画のうち、アパートも含め、空き家、空き室も含めると35戸分ありますが、そのうち現に居住しているところが31戸あります。ですので、4戸分が空き家もしくは空き室ということになります。

○議長（大石 厳君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今、なぜ聞いたかというと、これだけの下水道を4,900万円かけてやるわけですから、我々として考えるのはそれがいかに効率的で、全部入ってもらって、それはそれで経済的なというか、財政的にどこまでカバーできるか、それが心配なものですからお聞きしました。その辺の、その町の予算というか予想としては、この工事をやるときの効率性というのはどういうふうな形で確認をしていますか。

○議長（大石 厳君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

26区画あるうち、既に建物が23棟ある。空き地は3区画にすぎない。それから、アパートの空き家は、そこに新たに居住すれば、すぐに下水道が使える状態になるということですので、効率性が高いところと考えております。

○議長（大石 厳君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） じゃ、この確認は下水道をやっているときに、下水の事業がいかに効率的に、財政的にも有効な形でやっていたいと、それを確認しているわけです。そのために、もう一つは浄化槽、合併浄化槽と単独浄化槽、要するに、この人たちって実際に配管をされていても全体の話ですけれども、なかなかそこに入っていかない。下水につなげないという人たちが多いものですから、お聞きするんですけれども、この浄化槽はどのぐらい使っているのかという確認は、全体的では、全体として74区画として見えるものがありますか。

○議長（大石 厳君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 議長に申し上げます。

ただいまの御質問とこの議案の目的が、審議いただいている議案とただいまの議員からの御質問の関連、私には分かりかねますので確認をお願いします。

○議長（大石 厳君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） ただ税金を使ってこういう工事をやる。そうすると一番心配で嫌なのは、いろいろやっている人に聞くと、入っていない人に聞くと、我々は頼んでいない。そういう回答がよく来るものですから、こういう形で確認をしようとしました。見解の違いですね、それはそれでよしと思います。

あと、今回の債務負担行為ということで、やっていますよね。ところが、この区間の現場を見て感じたのは、現場が、この債務負担行為が今日通らない限りは進んでいかない。現状は今、止まっています。非常に汚いというか不整備のままね。そうすると今回、もし、債務負担行為、今回の債務負担行為を使わなかったら、工事は順調に行って、工期が来て、もう出来上がっているんじゃないかな。

そうすると、債務負担行為を使うことが、本当は人件費とか工事が短縮されれば、人件費とか大幅な財政の縮小になるんですね。この負担行為に関しての、債務負担でなくてもよかつたのではないか、全体の契約で連続してやっていけば、もっと効率的になったのではないかと思って、債務負担行為にした理由を聞いたんですけれども、お聞きをしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（大石 厳君） もう一度、すみません。質問の趣旨をもう一度お願いしたいと思います。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） ですから債務負担行為、今回の議案ですね。これによって、今、実際の現状を昨日見てきたんですけども、現状は今、止まっています。止まっている状況で、そういうふうに見えたんですね。

そうすると、債務負担行為ではなくて通常の契約のほうがよかつたのではないか。私はそういうもののほうが、効率的に工期が短縮されたのではないかという判断をしたんですけども、その辺はどうなんですかとお聞きした、そういう質問をしたかったです。

○議長（大石 厳君） 答弁よろしいですか。

上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

債務負担行為をしていないことで現状止まっている。まだ、発注しておりません。債務負

担任行為のゼロ債の設定をお認めいただいているので、工事を発注しておりませんので、止まっているということが何を表現されているのかが分かりません。

○議長（大石 厳君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 私の判断としては、今日、今これやっております債務負担行為にオーケーが出ますよね。それが出ないことにはやっぱり進めることできないでしょう。それを言っているだけです。回答はいいです。

それと最後に聞きますけれども、特に、債務負担行為である湯日川の川の周辺というのは非常に地盤が悪くて、そういう工事も含めての安全性というのは大丈夫ですねというのを聞きたいです。

○議長（大石 厳君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

ゼロ債の設定と工事の安全性の関連性、上程している議案と御質問の関連性がちょっと分かりかねます。

○議長（大石 厳君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 私は一つのこういうものが出てきたときに、そこから出てくるいろいろなデメリット、メリット、それを当然考えて、その次に当てるところがこういう審議の場だと思っていますので、それが回答でないということであれば、別に私としては構いません。いいです。終わります。

○議長（大石 厳君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大石 厳君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

◎散会の宣告

○議長（大石 厳君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前 9時42分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大石 嶽君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会10日目であります。

本日は、3番、盛 純一郎君から欠席の届出があります。

ただいまの出席議員数は11名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大石 嶽君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（大石 嶽君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第57条第1項及び第2項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。また、同条第3項の規定により、質問の順序は通告順といたします。

なお、同条第4項の規定によりまして、本日欠席している盛 純一郎君の一般質問は行いません。

1人の質問及び通告に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 増 田 剛 士 君

○議長（大石 嶽君） 9番、増田剛士君。

[9番 増田剛士君登壇]

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

今回は、自転車利用者の交通安全対策について一般質問を行いたいと思います。

令和5年4月にヘルメット着用の全自転車利用者への努力義務化が施行されました。そして、令和6年11月からは、道路交通法の改正により、飲酒運転の罰則強化やながら運転禁止など、自転車に関する罰則が強化され、新たな法も追加されております。

私たちの生活に身近な移動手段の一つである自転車は、通勤や通学、ちょっとした買物などで日常的に使われております。さらに、近年では電動アシスト付自転車が高齢者の方々にも体力をあまり消耗せず移動できる手段として活用されるなど、幅広い世代にとって重要な役割を果たしております。

しかしながら、全国的なヘルメットの着用率は、警察庁が令和5年7月に公表したデータによると17.0%と低い状況です。また、静岡県の着用率は13.1%で、全国で22位となっております。この状況は、当町においても同様の課題であると推察できます。

自転車は軽車両であるという認識が十分に浸透しておらず、運転には自動車やバイクと同様に大きな責任と危険が伴うことを理解することが重要であります。自転車が関連する交通事故が増加傾向にある中、自転車利用者自身が身を守ることはもちろん、歩行者等との事故を未然に防ぐためにも交通ルールを守る必要があります。

このような状況を踏まえ、道路交通法改正のタイミングを契機として、町としてさらなる交通安全対策を講じることが交通事故ゼロを目指し、安全で安心な町づくりにつながるものと考え、以下質問させていただきます。

- 1、自転車利用時のヘルメット着用率向上に対する取組は。
- 2、自転車用ヘルメット購入に対する補助金を実施している自治体があるが、当町での導入の考えは。
- 3、小・中学生の自転車利用時の交通安全指導と現状把握は。
- 4、高齢者への自転車利用に対する交通安全対策は。
- 5、自転車利用者全体への交通安全対策として町が取り組む施策は。
- 6、町道への自転車ナビマーク、自転車ナビライン等の設置及び幹線道路の自転車レーンの設置は。

以上、答弁を求めます。

○議長（大石 岩君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 自転車利用者の交通安全対策についての御質問のうち、1点目の自転車利用時のヘルメット着用率向上に対する取組はについてお答えいたします。

議員御質問のとおり、昨年4月から年齢を問わず、全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務化され、自転車を運転する本人はもちろんのこと、自分が運転する自転車に他人を乗せるときは、同乗者にもヘルメットを着用させるよう努めなければならないとされました。

この道路交通法の改正を受け、町では、町内会コミュニティ報告として毎月発行しております交通安全情報の昨年3月号において、自転車のヘルメット着用が努力義務化される旨をお知らせし、半年が経過した11月号では、ヘルメットの着用率や着用状況別の致死率などをお知らせし、自転車利用者に対するヘルメットの着用を促してまいりました。また、11月1日の道路交通法の改正によるながらスマホや酒気帯び運転といった自転車の危険運転に対する罰則の強化につきましても交通安全情報で周知をしております。

これら自転車の運転に伴うヘルメット着用や罰則強化につきましては、町のイベント時においてもポスターなどを掲げてお知らせをし、昨年度に開催しました第37回小山城まつりにおいては、自転車利用に関するアンケートも併せて実施しております。

このアンケートでは、来場者のうち184人から回答を得ることができ、この結果、自転車に「よく乗る」または「時々乗る」と回答した方の割合は全体の33%で、このうち自転車を使用する際にヘルメットを着用している方の割合は59%となり、自転車を利用する方の大半

がヘルメットを着用しているという状況でございました。

このような周知のほか、交通安全運動期間中などの街頭広報におきましては、自転車を利用されている方に直接声をかけてヘルメットの着用を促すことも実施しております。

ヘルメット着用率の向上に対しましては、このような方法で取り組んでいるところでございますが、より多くの自転車利用者に浸透するよう、ヘルメット着用を習慣化することの大切さについて、今後も繰り返し様々な機会においてお知らせをしてまいります。

次に、2点目の自転車用ヘルメット購入に対する補助金を実施している自治体があるが、当町での導入の考えはについてお答えいたします。

現時点において、自転車用ヘルメットの購入に対する補助制度を導入する予定はございません。しかしながら、事故の際に頭部を守る自転車用ヘルメットの着用が非常に重要であることは周知の事実であり、町としてもヘルメット着用を推進していく必要がございますので、今後、ヘルメットの着用状況を踏まえながら、先進的な取組を行っている自治体の動向を注視してまいります。

次に、3点目の中学生の自転車利用時の交通安全指導と現状把握について、教育委員会から聞き取りをしました交通安全対策についてお答えいたします。

小学生につきましては、毎年、町内各小学校において、牧之原警察署の交通安全指導員による交通安全教室を実施しております。

この教室では、1、2年生への交通安全講話や横断歩道の渡り方の指導のほか、3、4年生は、運動場に設置されたコースで自転車に乗りながら安全確認の方法や横断歩道の渡り方などを学んでおります。4年生につきましては、学科テストと実技講習を受けることにより、牧之原警察署から自転車免許証が交付され、児童の自転車に対する交通安全意識の向上が図られております。また、5、6年生の中で選抜された児童が毎年6月に開催される交通安全子供自転車静岡県大会に参加しております。この大会は、学科試験と実技試験で競われ、本年度は、住吉小学校が団体の部において第3位に入賞しております。

中学生につきましては、年度当初の全校生徒を対象とした交通安全指導のほか、夏休み前には、牧之原警察署員により自転車利用を含む交通ルールやマナーについての講話が行われております。また、部活動などで自転車を使用する場合には、自転車保険への加入、ヘルメットの着用、交通ルールの遵守、ブレーキやライトなどの点検を自転車使用の条件として定めており、これらを親子で十分に確認した上で、保護者の署名がされた申請書の提出を義務づけております。

なお、さきに申し上げました道路交通法改正に伴う自転車の危険運転に対する罰則の強化につきましては、全校集会で周知をし、ヘルメットの着用と併せて交通ルールにつきましても指導したと中学校から聞いております。

次に、4点目の高齢者への自転車利用に対する交通安全対策はについてお答えいたします。

町では、牧之原警察署と共同で開催しているサポートカー実車体験会において、シニア向け自転車の乗車体験も行い、高齢者への自転車利用に関する啓発を行っております。また、交通安全協会牧之原地区支部では交通安全に関する出前教室を行っており、本年度は、高齢者が集まるデイサービスや通い場など町内3か所で交通安全教室も実施しております。

最後に、5点目の自転車利用者全体への交通安全対策として町が取り組む施策はと、6点目の町道への自転車ナビマーク、自転車ナビライン等の設置及び幹線道路の自転車レーンの

設置はについては関連がございますので、併せてお答えいたします。

令和3年8月に県が実施しました県政インターネットモニターアンケートのうち、「道路をよりよくするためにあなたが重要だと考えることは」の設問に対しまして、約50%が「安全で快適な自転車利用環境の創出」を選択されておりましたことから、住民から自転車利用者の皆様全体への交通安全対策が求められているところでございます。

また、これまでの法改正におきまして、平成19年6月に普通自転車の歩道通行可能要件の明確化、平成25年6月に軽車両の路側帯通行に関する規定等の整備、さらに平成31年4月には自転車通行帯の新設や自転車道の設置要件の明確化がなされており、これらを十分に踏まえた上で自転車に関する交通安全施策を進める必要があり、町が取り組むべき施策は、ハード面とソフト面に区分をされます。

ハード面の対策としましては、生活様式の変化に伴い、通勤、通学などにより自転車交通量が増加した道路における交通量に合わせた自転車走行空間の計画的な整備が挙げられ、自転車専用レーンの設置など、道路空間の再配分や車道と自転車通行部分との分離を行うことが必要となります。

具体的には、議員の御質問にあります自転車ナビラインと呼ばれる車道上の自転車の通行位置を示す水色の矢羽根型路面標示の設置や、自転車ナビマークと呼ばれる白色の自転車標示の設置などにより自動車ドライバーへの注意喚起を促す方法などがございます。

今後、これらの整備を検討する場合は、安全性や必要性について静岡県警察や関係機関と相談をしながら対応してまいります。

ソフト面の対策といたしましては、何よりも町民の皆様に自転車を利用する際の交通ルールやマナーを繰り返し周知していくことが重要と考えております。

ここ数年、自転車の利用に関する法改正が頻繁に行われておりますが、その背景には自転車による事故の増加が挙げられます。警察庁によりますと、全国的に交通事故の発生件数が年々減少している中、そのうち自転車が関係する事故が占める割合は増加傾向にあり、死亡事故や重傷事故のうち、約4分の3が自転車側に違反行為があるとされております。

自転車は、誰もが気軽に乗れる便利な移動手段ではございますが、道路交通法では自動車と同じ車両として位置づけられており、交通ルールやマナーを守らなければ重大な事故につながります。町民の皆様が自転車事故の被害者にも加害者にもならないようになるため、関係機関と連携して自転車を利用する際の基本的なルールやマナーの普及啓発を図ることにより、自転車による事故のない安全で安心な町づくりを推進してまいります。

○議長（大石 嶽君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

答弁ありがとうございます。

まず最初にお聞きしたいのが、答弁のほうで小山城まつりでのアンケートを行ったということでございます。来場者のうち184人から回答を得たということでございますが、この属性、184人の属性というのはどういったものだったんでしょうか。年代であるとかについて、分かったらお願ひします。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

昨年11月3日に開催しました小山城まつりでのアンケートの属性というところですが、ちょっと細かくなるんですが、10代までが18人、10代が13人、20代が9人、30代、25人、40代、17人、50代、25人、60代、35人、70代以上、41人、未回答1人ということで、各年代満遍なくお答えいただいたという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大石 巍君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） さっと答弁されたんでなかなか頭に入ってこなかったんだけれども、高齢者と、じゃ、若年者は、どんな対比なんでしょうか。今の話だと、ざっくり聞いて、高齢者のほうが多いかな。

○議長（大石 巍君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

高齢者と、60代以上ということで申し上げますと、184人中80人ぐらいですので、ちょっと半分を切るぐらいの割合となってまいります。

以上でございます。

○議長（大石 巍君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 今回の184人が当町における、これを基本とするということは多分ないと思うんだけれども、着用率を見ると59%で非常に高いです。これをじや、町全体でこの結果をどう反映していくのかというのもあるし、町全体と見たら、いや、ここまでいってないでしようと感じているのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（大石 巍君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

このときの結果は、確かに着用率59%ということでかなり高い結果を得ることができたんですが、議員がおっしゃられますとおり、警察庁でやっているアンケートのほうも、やはり全国平均も17%、静岡県に至っては13.1%ということで結果が出てますので、町としてもこのときの59%というのが全てというふうには考えていなくて、もう少し恐らく低いんではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巍君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） そうした中で、町全体に対するこういったアンケートというか、自転車をどれぐらい利用しているのかというようなところのアンケートというものは、これまで取ってはいないとは思うんですが、今後、そうした方向を考えているのかどうか。

○議長（大石 巍君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

ヘルメット着用だけに特化して全序的にアンケートというのは、なかなかちょっと難しいかなとは思うんですが、ただ、利用者促進とか、そういう観点の一つとして、そういったところも入れるというのであれば、検討の余地はあるのかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大石 巍君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） もちろんヘルメットだけのことに関してということはあり得ないと思

います。当然自転車の利用者という枠の中でやっていって、実際、その中で、じゃ、どれくらいの方がヘルメットを云々というのは、この後に続く、この補助金云々にも関わってくるのかなと。

ヘルメットに対する補助金、何でもかんでも補助金出せばいいというもんじゃないんですが、そうした中でも、今、やっぱり着用率を上げるということを考えたときに、これ県のほうも関わってくるのかもしれないんですが、県単位で見ていくと、やはり補助金を出している市町があるところは非常に高いというのは出ていると思いますというか、出ています。

そうした中で、静岡県、どういう対応するか分からんんですが、実際、県内でも補助金を出してやっているところがある。そういう中で、答弁の中で先進的な取組を行っている自治体の動向を注視してまいりますという、その動向というところは、何をもって動向としているんでしょうか。

○議長（大石 巍君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

結論から申しますと、動向というのは、やはり補助金を、制度を制定したことによって着用率に直結したと、その効果が得られたという動向を言っています。もう少し具体的に申し上げますと、調べさせていただくと、今、県下で、県内の自治体で9の自治体がそういった補助制度を制定しております。

そういう中、当町としては、このヘルメットに関しては、現時点では、やっぱり自己防衛の手段として個人の負担で用意していただくものではないかというふうに考えていますので、補助金、いろいろある中で、制定する理由もいろいろあると思うんですけども、このヘルメット着用に関しては、やはり補助金を制定したことによって着用率が確実に上がるというのが望める場合に検討する余地があるのかなというふうに考える中で、やはり町のアンケートではないですが、いろいろ見ると、ヘルメットを着用しない理由がやっぱり面倒であるとか、ちょっと見栄えが悪いとか、義務化されていないという理由が多くて、ヘルメット、そんなに高価なものじゃなくて、財政的な理由で着用率が伸びないというふうにはなっていないというふうに考えますんで、現時点では、町としてはそのような制定、制度を設ける予定はないんですけども、やはり先行的にやっている自治体が本当にそれで効果が上がっているようなことであれば、検討していきたいなというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（大石 巍君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

そう、ヘルメットをかぶらない理由というのは、大体もう今、課長が言われたところだと思います。でも、やっぱり事故を起こしたとき、起こされたとき、被害者であり加害者、そのとき、やっぱりヘルメットある、なしで、非常にけがの程度であるとか、まずは頭を守るという意味では本当に必要なものであると思います。

そうした中で、ちょっと話ずれちゃうと言われるかもしれません、一家に1個、2個のヘルメットがあれば、防災、地震防災のときにもそれをかぶって移動ということもできるわけですよ。そういう中で、話が向こうへ行っちゃうと困るんであれなんですが、そういった意味でも、一つの試みとしてやつたらどうかなというのは非常に思います。一般家庭において、ヘルメット、どれぐらいあるのかなと思うと、少ないのかなと予測できます。そうした

中で、仮に自転車用のヘルメットがあるだけでも違うのかなと思います。その辺もちょっと加味して考えていただければなと思います。

では、次、いきます。

次に、小学生、小・中学生の安全対策という中では、交通安全指導というのは、もうずっとやっているというのは認識してございます。そうした中で、またヘルメットへいっちゃんかもしないんだけれども、中央小学校の生徒は、ヘルメット、通学時にもかぶっているという中で、非常に習慣化されているところがあると思うんですよ。ほかの住吉小学校、自彊小学校は、普段は帽子で通学しています。そうした中で、やっぱりこのヘルメットに対する抵抗というのは、やっぱり子供の頃から習慣化していくとかなり違うのかなと思います。そういう意味で、住小と自彊小学校に対するヘルメットに関して、どういった対策というか、考えられることがあるでしょうか。

○議長（大石 巍君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

小学校の通学に関してのヘルメットというところで、中央小についてはヘルメットをかぶっているけれども、住吉小と自彊小についてはないということで、それに対してのということですけれども、中央小、なぜヘルメットをかぶっているのかというところの歴史になるんですが、これ昭和56年のときに、まだ当時はヘルメットをかぶっていない状況で通学していた子供さんがトラックにはねられて死亡事故があったということを受けて、この年からヘルメットをかぶるようになって、さらには住吉小と自彊小も、実はこの年以降にヘルメットをかぶって通学をしていたというような歴史がございます。

といった中で、昨今、ヘルメットをかぶっているということに対して、実は、小学校低学年とかそういった子に対しては、保護者や地域の方から、例えば夏の暑い日に、暑い中、ちょっと重たいヘルメットをかぶって汗びしょびしょで歩いているのがかわいそうじゃないかという、そういう意見が出てきました。

という中で、ヘルメットをなぜかぶっているんだということで、こういった経緯を申し上げてきたんですが、時代の流れの中で、平成に入ってからPTAと当時の各校長の裁量等に伴って、中央小については、こういった痛ましい事件があったからということで引き続きヘルメットはかぶっていくんだけれども、住吉小と自彊小については、一旦ヘルメットをやめようということになったという経緯を聞いております。

そういう中でおりますので、その後も、実は中央小については、平成29年にヘルメットをかぶっていたことによって命が助かったというケースも実はありますよという中で、そこが、そういうこともありますながら、各、住吉小と自彊小については、当時のPTAも含めながら話し合っているんですが、基本的に暑い夏のヘルメットをかぶっているということに対する負担感というところに重きを置いて、安全性については交通指導、先ほどの交通指導等でとか、地域の方の見守り等に伴って、よって安全を担保されているというところも踏まえてヘルメットをかぶっていないというような状況で今、きているということになりますので、今後、ヘルメット、議員の御質問からだと、ヘルメットをかぶらせたほうがいいんじゃないかというところで今の御質問されたと思うんですが、そこについては、昨今の酷暑というところの状況を鑑みながら、各学校の裁量の中で考えていくところだと思います。

以上になります。

○議長（大石 嶽君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） もちろんヘルメット着用に関しては、安全性というはあるんだけれども、今回は自転車ということで、習慣化させたらどうだというところの観点なんですよ。そうした中で、じゃ、住小、自彊小学校の生徒たちが、じゃ、放課後、どれぐらい自転車乗るときにヘルメットをかぶっているのというような、そうした実態調査みたいなのはされてるんでしょうか。

○議長（大石 嶽君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

各学校の実態調査、放課後等の実態調査ということでございますが、各学校、聞いておりますけれども、直接警察とか外部、地域の方から連絡が入ったりとかというところのみでいくと、そういったヘルメットかぶっていないよとか、そういった話は聞いていないということですが、現状、調査も特に学校でしているわけでもなく、教育委員会でもしているわけではないもんですから、100%状況を把握しているということではないんですが、先生方がもしヘルメットをかぶっていないくて自転車に乗っていたという状況を見つけた場合は指導をしているという話を聞いておりますし、現状、各地域からそういった子供がかぶっていないよとか、そういった苦情がないということで、今は各小学校から聞いているという状況になります。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 地域の方がわざわざ通報というのもあまりないと思うし、それ以前にヘルメットの重要性というのが町民全体の方にどこまで浸透しているのかというのがあって通報がないと私は思います。一々しないと思いますよ。

そうした中で、学校として、教育委員会でもいいんだけれども、じゃ、放課後、そういった調査、これだけ自転車事故による被害が増加傾向にある中で、いや、学校にいるときはこうですよ、学校で技術試験とかそういうのをやったら非常に優秀ですよ、それだけでいいのかと非常に思います。

問題は、放課後なんですよ。放課後、どれほど子供たちがちゃんとした、自転車に対して交通ルール守って動いているかというところが一番大事だと思います。そこについてどういった考え方を持っているのか、じゃ、今後、どういった調査というか、やっていくのかというのは全くないのか、検討していくのかというか、やっていくのか、その点について御答弁お願いします。

○議長（大石 嶽君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

放課後等のヘルメット着用の調査というところでございますけれども、全国的には自転車、ヘルメットかぶっていないくて自転車事故が多いという傾向にあるんですが、吉田町の昨年度の榛南地区で事故があった件数に関しては、令和5年度で聞いているところですと、ちょっと正確かどうかはあれですけれども、大体200件ぐらいあった事故の中で自転車に関連する事故が10件ということで聞いております。全国に比べれば、かなり榛南地域は自転車に関する事故が低いということのようです。

といった中で、さらに今年度、学校の関係で自転車に関する事故が11月末時点でこちらに

報告が入っているのが2件入っております。いずれも軽い事故で、物損的なちょっとこつと当たった程度とか、転んで軽くけがをした程度というものですけれども、こちらについても、いずれも2件についてはヘルメットをかぶっていたという状況でございますので、先ほどの町長答弁の中でも申し上げましたけれども、各、特に小学校については、手厚く交通安全指導教室をやっております。今回の法改正に伴うそういったヘルメットの重要性というのも指導しておりますので、基本的にはその指導の中でやっているということになりますので、実態調査を行うということは、今の時点では考えていない状況になります。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） じゃ、次は中学生についてなんですが、中学生は、今、部活動、土日祝日のときは自転車でもいいよという中でやっているということは聞き及んでおります。その方々には、ヘルメットをかぶりなさいよというか、それは自転車用ヘルメットなのか、小学生みたいな、ああいった白いヘルメットというか、そういったものなのか、ちょっとその点について教えていただけますか。

○議長（大石 嶽君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

中学校の自転車使用に関するヘルメットの種類については、ヘルメットを着用していればということの申請書に書いてあるもんですから、自転車専用かどうかというところは問うでいないものになります。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） そうすると、学校側で、じゃ、こういった統一したものじゃないということを理解すると、本当に、非常に、最近、カジュアルなヘルメットもあったりとか、ちょっと前までは、もう本当にとんがったようなヘルメット、価格も非常にピンキリになっているわけですよ。

そういったところの指導というか、中学生において、みんなばらばらのヘルメットという中でいいのかというのもあるし、じゃ、通勤、通学しないほかの中学生は、そういったものがあるのかどうなのかというところも、ヘルメットの着用、ちゃんとするのか、しないのかというところで、多少ヘルメットについて、中学生については、何らかのものというのを示したほうがいいんじゃないかなと思うんですが、それについていかがでしょうか。

○議長（大石 嶽君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

中学校のヘルメットの関係が統一されていないか、その辺がというところですけれども、実は、新入学生徒学用品販売というのが当然入学説明会の前にあって、新入、4月までの間に学用品を購入するようにということで説明会があります。その中に、学生協等から提供されるヘルメットというのも当然そこに入っています。

聞いた中では、必須ではないけれども、ヘルメットを防災訓練等で使うこともあったりとか、当然自転車の、今だと通学で使える、部活動等で使えることがあるもんですから、そこで購入される方もたくさんいるということで、私が見た限りでも、中学生で今、部活動で自転車に乗っている子は、吉中の学生協等で購入されたヘルメットをかぶっていっている

という状況がほとんどで、何か派手なビビットカラーのヘルメットをかぶって登校しているような中学生は見たこともないもんですから、基本的にそれを、お兄ちゃんとか兄弟のものも含めてそういうのを使っているんじゃないかなと想定されますので、そこは例えば保護者等も意識しながら、中学生らしいヘルメットということでそういうのを着用しているんじゃないかなと思っていますので、そういうのを考え、そう捉えております。

以上です。

○議長（大石 岩君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 分かりました。そうした中で、小・中学校のヘルメットに関しては、今、父兄というか保護者が入学時に買っているわけですよね。それを今後、無償であげるというような方向には考えてはいませんか。

○議長（大石 岩君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

ヘルメットの無償貸与については、今、現状、要保護、準要保護の対象者に関しては学用品の支給ということで、ヘルメットを含めた学用品の支給をしているところでございますので、経済的にちょっと大変な家庭にはそういう支給があるということになります。

また、ヘルメットに限定して補助ということになりますと、先ほどの防災課長等の答弁にも、お話にもありましたように、町のほうでやらないという中で小・中学生だけというところについては、教育委員会の中では、今のところは考えていないということになります。

以上です。

○議長（大石 岩君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 今後、何かあれば、何かの契機にと、中央小学校の例もあるんだけれども、被害が起きなかつたら動かないというわけにはいかないと思います。その中で前向きな考え方をしていただければありがたいんで、今後、考えていただきたいと思います。

高齢者の自転車通行に関しては、大分、過去に死亡事故があつたりしたのもあって気をつけてはいるなとは思います。ヘルメットをかぶっている方も結構見受けられます。ただ、女性は、高齢女性と言っていいのか分かんないけれども、なかなかやっぱりかぶっていない。やっぱり髪型を云々するのがあるのかなと。

そうした中で、自転車、ヘルメットはこれで置いておいて、自転車に乗っていて、高齢者に限らないかもしれないけれども、横断するとき、道路を横断するとき、真ん中辺まではこうやって引っ張っていくのに、途中から乗り出すんですよ。それはすごく見ていて危ない。そういう指導を、さわやかクラブとかそういうところでやっていただいているのかなとは思うんだけれども、実際の道路に出たときの対応というのは、すごく心配なんですよね。そういうところの指導というか、研修というのを今後も続けていっていただければなとは思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

そうした中で、安全対策の中で、最後のほうにある自転車ナビラインであるとかナビマーク、これ町内、本当にほとんどないんですよ。町外に行くと、結構見受けられる。何で吉田町はないんでしょうか。

○議長（大石 岩君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

議員のおっしゃりますナビラインとかナビマーク、なぜないかというようなことになります

す。まず、町内の状況のほうで御説明させていただきますと、まず県道のところ、主要地方道の焼津榛原線、榛南幹線になりますけれども、そちらのところの歩道、あと主要地方道の吉田大東線、この歩道の一部に青色の、小学校の前になりますけれども、そのところに一部ある状況でございます。

町道のほうには、そのところの設置のほうは、今、ないというような状況ではございませんけれども、それにつきましては、既存の歩道の幅員であるとか、矢羽根のやつとかですと、車道側にあつたりとかというような、するところもあるんですけれども、それにつきましては、やっぱり車道の幅員の関係とかもございまして、そういうところもある中で、ちょっと町のほうでは、一応今のところ設置のほうはしていないと。県につきましても、一部的な設置をしているというような状況でございます。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 今、歩道の話が出ました。歩道を自転車が走る、これは基本的には徐行ですよね。軽車両ですから、本来、車道を走る。走ってもいいよというマーク、あるんだけれども、あれはあくまでも歩行者優先、その中で、なかなかそこも徹底されていない。歩行者とぶつかって事故、逆に今度、自転車のほうが加害者になることもある。ちゃんとナビマーク云々、車幅は、あれ決まっているんですかね。建設の面で、これ以上ないとナビマークはつけてはいけないとかということはあるんでしょうか。

○議長（大石 嶽君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

車幅の何か規制で決まっているというものは、ないということだと思います。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） そしたら、非常に交通量の多い、高校生なんかが通学する道路とかにはやっぱりつけてあげたほうが、これは逆に、自転車じゃなくて自動車のドライバーに対する目安にもなると思います。そういう中で、やっぱりつけていいのかな、非常に思いますので、ぜひその辺も今後、やっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大石 嶽君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

町長答弁にもございましたとおり、そちらナビライン、ナビマークとか、そういうものの検討につきましては、警察、あと関係機関、そちらのほうと対応についてまた相談しながら対応のほうをしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 特にナビマークというのは、よく交差点にあるやつなんですよ。昔の名残で場所によってはあるんだけれども、あれをちゃんとすることによって、それこそ小・中学生の交通教室にも使えるのかなと。だから、そういうのが今、吉田町に本当にほとんどない中で、ただグラウンドでそういう教室をやるんじゃなくて、やっぱり現場でやったほうが非常に現実味も分かるし、そのためには、やっぱりそういう設備というか設置がないとやりようがないのかなと。

自転車、特にいつも思うのが住吉小学校の前、お宮さんの前、あそこ非常に複雑な信号です。ああいうところにもそういったナビマーク、要は横断歩道の横に自転車用の指示のラインがあれば、そういうのを利用して指導もできるのかなと。これ本当に大切なことだと思います。安全性、必要性、ありますよ。どう考えても。それを考えたら、もうすぐにでも対応できるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大石 嶽君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

議員のおっしゃる横断歩道のところの横にある自転車のマーク、あれになりますと、警察のほうの規制に関わるものになってくるものになりますて、町のほうの設置というよりも警察のほうの規制の中での対応ということになりますので、それまた警察のほうがその場、その場で、どこのところが必要かというところも判断しながら対応していくものだというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） そうしますと、町は関係ねえよ、警察がやるもんだよというふうに今、聞こえた。町民の命を守りましょう、安全を守りましょう、そういう話の中で、その件に関しては警察ですよと、ちょっと答弁、乱暴かなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大石 嶽君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） すみません、乱暴に言ったつもりはなくて、現状、今、そのところのマークについては、町のほうでやるものではないというところの御説明をさせていただいたところでございます。もちろん安全対策、もちろん町のほうも必要だというところは考えているところもございますので、それにつきましては、交通安全の指導であるとか、もちろん議員言われたようにハード的な整備というところもございますので、そういうところも含めて、警察と相談しながら対応のほうしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） ぜひお願ひしておきます。

同じ、それこそ町の整備になるのかちょっと分からんんですが、川尻の防潮堤の天端が今、自転車が通ったり歩行者でにぎわいをつくるためにもという中でやっております。あそこの天端は、交通ルール上、どういう区分になっているんでしょうか。もし答弁できるようでしたらお願ひします。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

議員御質問の川尻防潮堤の天端のところ、川尻防潮堤自体は国土交通省の管理になるんですが、天端の部分は町のほうで占用していまして、舗装等の管理は防災課のほうで所管していますので、私のほうからお答えさせていただきますが、あそこは供用に伴いまして、緑道という、都市公園法の緑道という位置づけで供用のほうをさせていただいているので、一般の道路とはちょっと違う、大きくくりで公園の一部というようなことで位置づけてございます。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） そうしますと、自転車が通行したりするのは、町が許しているから大丈夫ですよということで、じゃ、そこで事故が起きたときは、どういった扱いになるんでしょうか。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

一般的公園の中で起きたときと一緒になると思うんですが、当然、道路穴とか、普通の道路でいうそういうものに、要は町側に瑕疵がある場合は、当然町のほうの賠償保障という形になると思うんですが、利用者側に原因がある場合は、自己責任ということになります。

以上でございます。

○議長（大石 嶽君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 非常に自転車、歩行者を考えたとき、自転車はもう軽車両ですよね。軽車両という扱いのことで考えると、事故があれば、自転車側がかなりの割合で過失がついてくるということが考えられます。そうした中で、今、現状は、何の規制というか、もう何もない中で、左側通行であろうが右側通行であろうが、歩行者が右側歩こうが左側歩こうが何のあれもないわけですよね。その今の状況で、じゃ、これからにぎわいを考えたときに、いろんな方が自転車で動いたり、歩いたり、そこはやっぱり何かしらの規制というかルールが必要だと思うんですが、そういうことは、今、考えていることはあるんでしょうか。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

町としましては、現状は維持したいというふうに考えております。というのは、やはり歩行者だけにしたほうが安全というのは当然あるんですけども、やはり議員がおっしゃるとおり、にぎわいであったり、ちょうど景観もいいところでございますので、自転車も通したいという中で、今、バイクと車は、看板を設置して規制のほうはかけさせていただいているんですが、今、自転車と歩行者については、それぞれのマナーを守っていただく中でやっているというところでございますが、ただ、多目的広場も供用開始しましたり、今後、利用者も増えてくるということが予想されますので、その辺は、ちょっとどういうルールづくり、またメッセージも出していくべきかというのは、何かしら、何か必要かなとは思いますんで、そこは検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大石 嶽君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 一般的公園においても、やっぱり何かしらのルールがどんと出ていますよね。キックボードどうのこうのとかというようなものも、それこそ今、自転車の話をしているんで、脱線しちゃ申し訳ないんだけれども、そういうキックボードであるとか、そういういたるものも今後、考えられる。

そうした中でのやっぱり交通安全対策というのは考えていかなきやいけないと思いますので、そのところは本当に早めに、もう供用開始で、これからいっぱい吉田町へ人が来てくれる。そうした中で、こんないいところないよ、自転車で走ったらすごい気持ちいいよというのがぱっと広がったときに、本当に今度、歩行者との兼ね合いというのが非常に大変になってくると思いますので、ぜひそのところは早急にルールづくりというか、何かしらのこ

とをお願いしたいと思います。

今回は、自転車の利用者に関することで、主にヘルメットの話を多くさせていただいたんですが、今後もどんどん事故、交通事故に関しては、もう自転車、本当に増加傾向というのが非常に見込まれております。26年からかな、26年5月には、今度、青切符、自転車に、今、車の青切符と同じように、そういうのも導入されてくるという話でございます。これはもう14歳以上が検挙の対象、検挙ですからね。もう本当、子供たちも守らなきやいけない。被害に遭ったり加害者にならないという面でも、自転車はこれから非常にポイント高いと思いますので、ぜひその辺の対策を早め、早めに、事故が起きたからやるんじゃなくて、早めに対応いただければと思います。

以上で本日の一般質問終わります。ありがとうございました。

○議長（大石 岩君） 以上で、9番、増田剛士君の一般質問が終わりました。

◇ 平野 積君

○議長（大石 岩君） 続きまして、7番、平野 積君。

〔7番 平野 積君登壇〕

○7番（平野 積君） 7番、平野です。

私は、通告のとおり、吉田町子ども読書活動推進計画についてと避難所運営について、二つのテーマについて一般質問いたします。

まず最初の吉田町子ども読書活動推進計画について。

9月定例会の町長の行政報告で、「本を読まない子供の割合が増加する中、読解力の強化や子育て支援施策との連携により様々な読書活動を推進するため、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づく吉田町子ども読書活動推進計画の策定を進めております。今後は、アンケート調査を実施するとともに、町独自の視点を盛り込みながら、来年3月の完成を目指して策定を進めてまいります」と述べられました。

しかし、政府は、この法律に基づき、平成14年8月に第1次基本計画を策定し、全ての子供があらゆる機会とあらゆる場所で自主的に読書活動を行える環境整備を基本理念として取り組んできました。

そこで、以下の点について質問いたします。

1、静岡県内で子ども読書活動推進計画を策定していない市町はどこか。

2、政府が第1次基本計画を策定してから20年以上経過している中で、今、吉田町子ども読書活動推進計画を策定するに至った背景及び経緯は。

3、本計画の目指す理想像や具体的な目標は。また、子供たちの読書活動を推進する上で、最も重視する課題は。

4、町独自の視点とは、具体的にどのような視点か。

次に、避難所運営についてでございます。

9月定例会における一般質問の答弁で、「大規模災害時の避難所運営は、自主防災会や避難所運営組織による住民主体の運営体制が構築できるよう、避難所運営マニュアルを見直し、訓練などを通じて地域との調整や連携を図っていく」と述べられました。

また、再質問では、能登半島地震発生時に避難所運営の補助として派遣された職員のコミュニケーションが大切との言葉について、私は、自治体職員と住民とのコミュニケーションが大切であると理解していましたが、答弁では、住民間のコミュニケーションが大切であるという趣旨であるとの説明がありました。

そこで、以下の点について質問します。

1、県が作成している避難所運営マニュアルと比較しどのような吉田町独自の工夫や特徴的な要素を取り入れる予定か。

2、吉田町の避難所運営組織はどのような体制を考えているか。

3、住民主体の避難所運営体制構築のためにどのような訓練などを行う予定か。

4、避難所生活において住民同士のコミュニケーションが大切であると感じた理由は。また、住民間の円滑なコミュニケーションを促進するために町としてどのような施策を実施する予定か。

以上であります。よろしくお願いします。

○議長（大石 岩君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、山田泰巳君。

〔教育長 山田泰巳君登壇〕

○教育長（山田泰巳君） 吉田町子ども読書活動推進計画についての御質問のうち、1点目の静岡県内で子ども読書活動推進計画を策定していない市町はどこかについてお答えいたします。

子ども読書活動推進計画につきましては、子どもの読書活動の推進に関する法律におきまして国や県の子ども読書活動推進計画を基本とし、町における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、町の子ども読書活動推進計画を策定するよう努めなければならないことが規定されております。

1月22日に公表された国の調査結果によりますと、令和4年度末時点で全国の市町村における策定状況は87.0%が策定済みとなっており、静岡県内で策定していないのは本町のみという状況でございます。

次に、2点目の政府が第1次基本計画を策定してから20年以上が経過している中で、今、吉田町子ども読書活動推進計画を策定するに至った背景及び経緯はについてお答えいたします。

これまでの本町における読書活動の推進につきましては、町立図書館の建設当時に策定しました吉田町立図書館基本構想及び基本計画を踏まえた図書館サービスを展開し、幼児、児童向けの図書から一般の図書まで幅広く町民の皆様に活用していただいており、現在でも図書館が生涯学習社会における学びの場としての役割を担っております。これまで春と秋の読書週間における読書啓発事業や町立図書館にある蔵書の小・中学校への団体貸出、放課後児童クラブなど子育て支援施設への配達貸出、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律に対応する「りんごの棚」の設置、開館当初からボランティア団体の皆様に実施しております読み聞かせによる物語や本と触れ合う機会の提供など、様々な施策に取り組んでまいりました。

また、学校教育では、全ての小・中学校に司書を配置し、司書教諭と協力して子供たちの読書への関心を高める掲示や図書の配置などを工夫したり、ボランティアによる読み聞かせ

をしたりして読書活動を推進してまいりました。

こうした取り組みを進めてきた一方で、子供たちを取り巻く読書環境は大きく変化しており、文部科学省が昨年3月に公表した第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画では、従来から目標としている不読率の低減のほか、多様な子供たちの読書機会の確保やGIGAスクール構想による1人1台端末の整備など、デジタル社会に対応した読書環境の整備、こども基本法を踏まえ子供の視点に立った読書活動の推進が基本的方針として示されました。

このことを受け、本町における子どもの読書活動を推進していくためには様々な課題を踏まえた上で関係機関が連携することが重要であり、今後の読書活動の推進に向けた計画が必要であると考え、策定することといたしました。

次に、3点目の本計画の目指す理想像や具体的な目的は。また、子供たちの読書活動を推進する上で最も重視している課題はについてお答えいたします。

読書活動は、言葉を学び、知識を増やすだけではなく、感性を磨き、想像力を豊かにし、よりよい人生を送るための力を育む有効な手段の一つであると言えます。計画を策定し、読書活動を推進することによって子供たちが自主的に読書に親しむ習慣を身につけていくことを目指してまいります。そのためには、本に触れるきっかけづくりが大切となりますので、乳幼児期から保護者が読み聞かせをすることで本と出会い、本の楽しさを感じ、就学期になってからも学校図書館などを利用することにより読書への興味や関心を高め、読書機会を増やしていくことが必要であると考えております。

読書活動推進上の課題といたしましては、第5次子どもの読書活動に関する基本的な計画によりますと、1か月に1冊も本を読まない児童・生徒の割合を示す不読率について、令和4年度の数値ではありますが、小学生6.4%、中学生18.6%、高校生51.1%と学校段階が上がるにつれて上昇傾向にあることです。小・中学校では15分程度の読書や読み聞かせの時間を定期的に設け、読書に親しむきっかけづくりをしているわけでございますが、こうした機会が読書への興味や関心を高めることにつながり、子供たちが主体的に物事を考え、変化する社会の中で豊かに生き抜いていく力を身につけていくことを期待しております。

次に、4点目の町独自の視点とは具体的にどのような視点かについてお答えいたします。

吉田町教育大綱では、教育目標として生涯にわたり学び合い、高め合う人づくりを掲げており、基本方針の一つに、心豊かに学び続け、学びを生かす生涯学習の推進があります。また吉田町幼児教育カリキュラムにおいては、思考力の芽生え、言葉による伝え合い、豊かな感性と表現など10項目について発達過程における育てたい子供の姿及び幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を設定し、幼児期から就学期へのつながりのある教育を推進しております。

この計画につきましても、町の教育目標や基本方針などを踏まえた上で、急激に変化する現代社会を生き抜くため、幼児期からの読み聞かせなど発達段階に応じた施策により全ての子供が主体的に読書活動を行なえるよう、計画の内容について検討していきたいと考えております。

続きまして、避難所運営についての御質問につきましては町長から答弁いたします。

○議長（大石 巍君） 町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） それでは、避難所運営についての御質問のうち、1点目の県が作成し

ている避難所運営マニュアルと比較しそのような吉田町独自の工夫や特徴的な要素を取り入れる予定かにつきましてお答えいたします。

県が2月に作成しました避難所運営マニュアルは、平時からの準備、避難所の立ち上げ、活動班の仕事、避難所運営の留意点など、大規模災害が発生後に避難所の利用者が避難所運営を円滑に行うために必要な基本的事項を総合的にまとめたもので、各地域の特性までを反映したものではございません。このため、町では基本的な共通事項について県の避難所運営マニュアルを参考しつつ、特徴的な要素として地域の特性を取り入れ、実際の運営に向けた避難所ごとの避難所運営マニュアルを作成していく予定でございます。

この地域の特性といたしまして、立地状況を踏まえた避難所の災害種別や設備などの基礎情報を、施設と規模とを踏まえたレイアウトや動線の空間配置などをマニュアルに盛り込んでいく予定でございますが、具体的な内容につきましては、来年度から実施予定の避難所運営マニュアル作成に向けたワーキンググループにおいて、各地区の状況や参加者の皆様からの御意見・御要望、創意工夫点などを反映しながらマニュアルの整備を進めてまいります。

次に、2点目の吉田町の避難所運営組織はどのような体制を考えているかについてお答えいたします。

県の避難所運営マニュアルにおきましては、避難所の運営主体は避難所の利用者であり、避難所の開設後は利用者をメンバーとする避難所運営組織を立ち上げ、自主防災組織は避難所の立ち上げを主導することとされております。この避難所運営組織は、大きく避難所運営本部、活動班、居住班の三つで編成をされ、そのうち活動班は役割分担ごとに総務班、受付班、情報班、食料・物資班、施設管理班、保健・衛生班、要配慮者班、ボランティア班に区分されております。これらは県が示す一例でございますが、町といたしましてはこのような例を参考に、ワーキンググループなどを通じて各地域の実情に応じた避難所運営組織の編成を検討してまいります。

次に、3点目の住民主体の避難所運営体制の構築のためにどのような訓練などを行う予定かについてお答えいたします。

町といたしましては、住民主体の避難所運営体制を構築するためには避難所運営マニュアルに基づく訓練を繰り返し行っていくことが必要と考えております。具体的には、町独自の避難所運営マニュアルを令和9年度中に整備できるように進め、令和9年12月に実施する予定の地域防災訓練では、各地区の代表的な避難所において住民の皆様と連携しながら、このマニュアルを活用した訓練を実施する計画でございます。その後、訓練を実施する避難所を順次拡大していくとともに、検証を行いながら各地区において実際の運用に即した避難所運営体制が構築できるよう努めてまいります。

最後に、4点目の避難所運営において住民同士のコミュニケーションが大切であると感じた理由は。また、住民間の円滑なコミュニケーションを促進させるために町としてどのような施策を実施する予定かについてお答えいたします。

能登半島地震におきまして被災地へ派遣しました町職員から、家屋が被災し断水などが続いている過酷な状況の中でも、避難者間で役割を分担し避難者主導の避難所運営が行われている様子を目の当たりにし、日頃からの円滑なコミュニケーションがあったからこそなせるものと感じたという報告を受けております。

この報告や避難所運営と視点は異なりますが、地元住民から直接的な情報提供が搜索、救

助活動を実施する上で大変有効だったという被災地へ派遣された消防署員の話などからも、日頃から住民同士がコミュニケーションを図り、個々が地域とのつながりを強めることが共助を育む上でいかに大切であるかということを再認識いたしました。

そのための町の施策といましましては、防災の観点から地域コミュニティが必要不可欠であることを周知し、地域防災活動への積極的な参加を促してまいります。また、その基盤となります住民が積極的にコミュニティ活動に参加し、地域活動が自発的に進められている町の具現化を目指し、吉田町第6次総合計画において施策として掲げております活発なコミュニティづくりやコミュニティ活動支援を推進し、より多くの方がコミュニティ活動に参加していただくことにより地域の連携の強化とともに防災力の向上を目指してまいります。

○議長（大石 岩君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） では、今回、避難所運営について割と具体的な答弁をいただきましたので、そちらから入りたいと思います。

先日、「男女共同参画の視点からの防災」と題して防災講演会がございました。実は私、神社のお祭りを優先しまして参加することができませんでしたが、資料はいただきました。その講演をお聞きになって参考になったというようなところはどういうところだったでしょうか。

○議長（大石 岩君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

議員おっしゃられました、先日、11月23日に開催させていただきました吉田町防災講演会、これは町民の皆様70人ほど御参加いただきました。その中で、いろいろ能登半島地震ですか、それまでの過去の地震の事例を踏まえながら池田先生のほうからいろいろ御指導というか、お話をいただいたところですが、要点としてまとめますと、よく言われることでございますが、特に避難所生活において居住であったり物資供給というところですね、やはりそういった面で女性でしか分からないというところが多々あると。それは女性にとっては、例えば膀胱炎になったり、体の不調という死活的な問題であるということがございまして、そのためには、やはり当たり前のこともせんが、防災には女性の視点を取り入れるということと、ただ取り入れるだけではなくて、女性の方がちゃんとまとめ役として参加する必要があるということをお話しいただきました。

そのためには何をするかというのは、当然行政のほうから地域の中に女性が入っていくようなそういう仕組みづくりをすることが必要だと。簡単にまとめるとそのようなお話をいただいたところでございます。

以上です。

○議長（大石 岩君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） そういうことが今後見直していく避難所マニュアルにどんどん入れていくということの理解でよろしいんでしょうか。

○議長（大石 岩君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

町長答弁にございましたように、避難所運営マニュアルをつくるに当たりまして来年度か

らワーキンググループというのを開催する計画であります。その中には、メンバーとして女性も当然入っていただいてマニュアルをつくっていきたいと思います。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 今回の答弁で、おっと思ったのが、最初の質問の実際に運用に向けた避難所ごとの避難所運営マニュアルを作成していくということでございますけれども、これは町内で今何か所ぐらいを想定していますでしょうか。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

今予定していますのは、順次というところにはなるんですけども、今、町には福祉避難所を含めまして24施設指定避難所があるんですが、福祉避難所は後にならうかと思います、最初には20の指定避難所でマニュアルを作成したいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（大石 嶽君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） これはなかなかつくるのは大変そうですね。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

やはり数ありますので、なかなか労力というんですか、時間がかかるのは間違いないと思うんですが、ただ、まず県の避難所運営マニュアル、すごく事細かくいろいろ書かれているんですが、やはり施設ごとの特に重要視したいのは、その施設がどれぐらいの規模のものであって、例えば建物の損害はどんなもの、あと、前回の議会のときにも御質問いただいた液状化に対してはどうなのかとか、汚水処理はどうなのかとか、それは施設ごとに違いますので、そういったのはまだ、個々にはあるんですけども、それはやはり避難所ごとにちゃんと、その災害時にはぱっと見て、ここはこういう施設だというが必要だと思いますので、そういうのも含めて避難所ごとにマニュアルを作成したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大石 嶽君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） もう1点、そのマニュアル作成に向けたワーキンググループという説明がございました。私は、そのメンバーとしては地域の事情をよく御存じな自主防災会のメンバーや、先ほどの答弁でもありましたけれども女性団体の方、障害をお持ちの方、高齢者の方、また子育て中の保護者の方とか、ペットを飼っている人とか、より多くの意見が出るようなメンバーを集めてそういうワーキンググループをつくっていただきたいと思うんですが、今想定しているワーキンググループのメンバーというのはどういう方を考えていらっしゃるんでしょうか。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

現在まだ計画段階でございますので、今後まだ検討を重ねていくところではございますけれども、現在のところでは、当然、町というところと、あと地区本部、各自治会、あと自主防災会、あと地域防災指導員、あとは地区連絡、これは町の組織になるんですが、あとは施設管理者、あと消防であったり、有識者と、あとここにはやっぱり要配慮者の関係で福祉と

か子供の、そういう方も入ってくると思いますが、そのような方を今想定してございます。
以上です。

○議長（大石 嶽君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 先ほど避難所ごとにマニュアルを見直すということだったんですが、
これワーキンググループも避難所ごとに作成して、そこで議論して、この避難所に合う避難
所運営マニュアルにしていくというお考えなのか、そこはどうでしょうか。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

そのやり方も今後詰めていくんですけれども、町全体の共通事項というのがございますの
で、ワーキンググループも全体でやるものも必要かなと思っています。避難所も20か所ある
んですが、それは各4地区に分かれますので、それは避難所ごとというよりは地区ごとにそ
ういったワーキンググループを開催した中で、この地区は何か所分というような形になるの
かなというふうに想定しています。

○議長（大石 嶽君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 吉田町には10月末現在で2,401人の外国人の方が居住されていまして、
吉田町の総人口の8.28%になって、どんどん外国人の方が増えていると。もちろん外国人の
方も避難されると思うんですが、その外国人の方への対応とか、言語の問題もあるでしょう
し、そういうことに関しては、またこういうワーキンググループの中で議論されるのかどう
かというのはどうでしょう。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

その辺も、今後、準備期間として今年度もう少し詰めていきたいと思うんですけれども、
冒頭ございましたこの前の講演会に係る男女共同参画という視点、また、今議員がおっしゃ
られました外国語、今、日本語教室ということで防災課の職員も行って外国人に対して防災
というところでも参加させていただいているところはあるんですけども、そういう多文化
共生というのも必要ですし、先ほど言った要配慮者、そういう視点も必要になってきま
すので、それは準備段階として関係各課とちょっと調整しながら進めていきたいというふう
に考えます。

以上でございます。

○議長（大石 嶽君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） この3番目の問い合わせの町独自の避難所運営マニュアルは令和9年度中に
整備できるようにと。今は6年度の後半、7、8と3年かけると言っているんですが、ちょ
っと遅くはありませんか。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

3年というとちょっと長いというところもあるのかもしれませんけれども、20か所ある
というのは当然あるんですが、最初は代表的なところをやっていきます。ただ、今計画とし
てはそう長くというか、3年というところを目指しているんですけども、それはなるべく
早くつくる必要もありますし、できたところから訓練等には反映させていきたいというふう
には考えているんですけども、最初にちゃんと皆さんにお配りできるような冊子というの

になるには、やはり3年ぐらい必要かなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大石 嶽君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） そもそも県の避難所運営マニュアルがあるわけですよね、これを各避難所に適したようにちょっと変更していくということから考えると、県の避難所マニュアルをベースとして、そのワーキンググループでこの避難所、この地区の避難所に合うようなことはどういうところですかねと、それをピックアップしていくってそれを見直していくということからすると、3年もかかるとは思えないんですけども、ワーキンググループの時間をたくさん取っているという話なのか、その辺がもうちょっと早くやれよと思うんですけども、どうでしょう。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

今後の進め方については、今計画を練っている段階で3年かかるだろうという中で、今年度は準備、そして、できるところは進めています。令和7年度から令和8年度、2か年かけてワーキンググループは必要かなというふうに考えています。特に時間がかかるのはレイアウト、動線というあたりですね、どのように居住スペースを設けるかと。先ほど議員もおっしゃられたようにペットをどうするのかとか、あと、車中避難ということで、グラウンドとかそういうところにはそういった車中泊される方のスペースも今後考えていかなきゃいけない等々考えますと、やはり一個一個練っていくとそれぐらいかかるんではないかというところで、今そのような計画にさせてもらっているんですが、それは前倒しできるところは当然前倒しして、なるべく早い段階で訓練に入れるような形にはさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（大石 嶽君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） それでは、訓練は飛ばして、住民同士のコミュニケーションが大切であるということですが、問い合わせとしては、どのような施策を実施する予定かということで、もうちょっと具体的なことを期待していたんですが、活発なコミュニティづくりやコミュニティ活動の支援を推進し、より多くの方がコミュニティ活動に参加していただくことによりというような、もうちょっとこれを推進するために具体的に町は何をやるとうところはございますでしょうか。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

コミュニティの強化を図るということで、具体的にというところで、今申し上げるのは、これまでやってきたところの延長上ということで、防災というところでは特に訓練が主になってくるとは思うんですが、それにいかに多くの方が参加していただけるかというところになってくるかと思います。

先日、12月1日に開催させていただきました地域防災訓練も、当初は8,000人弱の参加予定だったんですが、9,000人以上の方に御参加もいただいています。9,000人というと町民の大体3分の1ぐらいになるかと思うんですが、そういった数をどんどん増やしていくような取組というところになってくるかと思います。そういうのを通して住民間同士のコミュニケ

ーションを強めていきたいというふうに防災課としては考えております。

以上です。

○議長（大石 巍君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 今、防災訓練の話が出たんでお伺いしますが、各地区で防災訓練があります。私は片岡東の防災訓練に参加するわけですけれども、実際に防災訓練、あれでいいのかと。

集まりますね、中学生女子が三角巾、男性が消火器、それは時によって違うんですけれども、一般住民は、はい、終わりですと言ったらさっと帰っていく。今回、片岡東が頑張ったのは、防災に関する結構分厚いパンフレットを皆さんにお渡しして、ちょっとしっかり読んでくださいよということはやった。それによってコミュニティを向上させるというようなことはなかなか難しいというか、集まってぶわっとあって、近所の方と一緒に来ていますんで、そこでもう早く始めろよというような話があると。とてもコミュニティというところはなかなか難しいかなと思うんですが、やはり防災訓練を使ってコミュニティを上げていくということをお考えであれば、より何か住民同士が話し合う、また避難する人たちで実際に、ここにも書いていますけれども、訓練に参加していただいて、避難所運営に住民の皆さんのが避難する人間として参加して、どういうことに困るかというようなこともピックアップすることによって、それを運営マニュアルに生かしていくというなら、時間かかると思うんですよね。

だから、そのあたりでワーキンググループだけじゃなくて、そういう訓練をしっかりやって、それを生かした上で避難所マニュアルをつくっていきますというようなステップなのか、それと避難所運営マニュアルは別よ、ワーキンググループでしっかり作って出しますというのか、その辺の兼ね合いというのはどうなんでしょう。

○議長（大石 巍君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

今、議員がおっしゃっていただいたとおりなんですけれども、もう自治会とか自主防災会の中では、やはり自分たちでというところでいろいろ動き出していただいているところもあるんですが、町としては住民の方の気運を高めるといいますか、意識づけに時間がかかるかなというふうに考えています。というのは、やはり自分たちでやっていかなきやいけないというのを町としては発信していかなきやいけないというところで、そのあたりを7年度にして、その後、8年度から具体に詰めて、9年度というあたりで3年いただきたいという、そういう計画にさせてもらっています。

その訓練をやるに際しては、やはり今何も恐らくよりどころがない状況ですので、そのためにやっぱり避難所運営マニュアルが必要ではないかというふうに考えます。県の物すごくしっかりしたマニュアルはできているんですが、ただあれ、一般の方がぱっと見て、じゃこれこう書いてあるからこうやろうと、多分すぐに結びつかない、私もあれですぐに動けるかといったときに疑問な点がありますので、町が目指すのは、やはりもっと分かりやすく避難所ごとにつくりたいというところで、その作成を目指していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巍君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 住民主体の避難所運営をうまく円滑に運営していくためにはリーダー

が必要だと。やっぱり主体的に、積極的に動くリーダーが必要だというふうに思うんですが、今のお考えではどういう方をそのリーダーとして据えていこうというふうにお考えでしょうか。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

そこが非常に難しいところではあるかと思います。一般的に言えば、自治会の役員とか、自主防災会の方というふうになってくると思いますけれども、当然、交代というのもありますので、必要なのは継続させることでございますので、そこは、今、正直このような方というのはなくて、それはワーキンググループの中で進めてさせていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） そういうワーキンググループで運営マニュアルを考える際に、もう今日はここまで話しませんけれども、自主防災会の在り方というのも同時に考えていただいて、しっかりと自主防災会の方が避難所の運営体制の中で活動できる、そういう体制をつくっていただきたい。

前にも言いましたけれども、今の自主防災会は1年ごとメンバーが半分ずつ替わるわけですよね、それじゃなかなかいざというときに対応できないと思うんで、そういういざというときに対応できるような体制というのをつくっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

これマニュアルできたら町民の皆さんに、多分、割と分厚いのができるかなと思うんですが、より分かりやすく、その概要版というのは住民の皆さんにお配りする予定ということでよろしいでしょうか。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

そのようなマニュアルができた暁というんですか、完成した際は、もちろんそのような形で周知のほうはさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大石 嶽君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 防災避難所運営については以上にしますけれども、ぜひしっかりとしたもの。やっぱり、せっかく避難所ごととおっしゃるのであるから、その避難所に適したマニュアルをつくっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

では続きまして、子ども読書活動推進計画に入りたいと思うんですが、答弁を聞いていましてちょっと想定外というか、例えば3点目の質問である本計画の目指す理想像や具体的目的はというところで、最も重視している課題は何かと聞いているんですが、何かこれを聞いているだけでは何を一番重視しているのかというのが見えてこないんですが、何を最も重視しているんでしょう。

○議長（大石 嶽君） 生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君） この3点目で書いたところについては、国の基本的な考え方のところの課題について書いた部分もあります。吉田町の子ども読書活動推進計画について一

番重要だと思っている部分については、どの自治体も実際、不読率だったり、環境の変化によって対応する力とかというところにあるんですけれども、幼児教育カリキュラムに書いてあるとおり、乳幼児、子供の頃から読書に触れるきっかけ、そういうことに接することによって、小さい頃から本に触れて本を読むことが楽しい、わくわくするようなというところで本に関わるきっかけ、環境づくりをつくった上で進んでいくというところがすごく重要なところは感じて記載しています。

以上です。

○議長（大石 岩君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） それはどこでも言っている話ですよね。吉田町独自と、吉田町が一番重視しているのは何ですかというところだと、ちょっと何か答えとしては物足りない感じがします。

まずは、現状分析という視点からお伺いしたいというふうに考えております。

参考資料を見ていただきますと、1のこのグラフは途中飛んではおりますけれども、これは静岡県の結果です。静岡県の小・中学校で、赤が小学校、青が中学校です。また実線が「読書が好き」で、点線が「どちらかといえば読書が好き」というものです。これ見ますと、年々、「読書が好き」という方は減ってきてている。それに対して、「どちらかといえば読書が好き」というのは上がってきている。この肯定的な二つの意見を足し合わせればほぼ変わらないという状況でありますけれども、このグラフを見て、ここは教育長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（大石 岩君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 県の実態としてこういうような結果が現れているというようなことですので、どちらかといえばというのが増えていくというのは、例えば4択であったとき、割と人間の心理として、どちらかといえばというところについていく傾向はあるんだろうというふうには思います。ただ、自信を持って当てはまりますと答えられる人が少なくなっているということは、実態としての数字としては、やっぱり減少しているんだろうということが予想されるかというふうに思っています。

○議長（大石 岩君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 先ほどのは静岡県の結果でございましたけれども、吉田町の結果ということに関しまして教育委員会の発表では、令和4年度の結果でありますけれども、「読書が好き」と「どちらかといえば読書が好き」を足し合わせた数値では、小学校が静岡県に対して12.2ポイント、全国に対して13.5ポイント低い。中学校では、静岡県に対して13.1ポイント、全国に対して12.0ポイント低い結果を公表しています。加えて、読書時間についての設問では、「平日、読書を全くしない」と答えた小学生は、静岡県よりも7.7ポイント多い29.5ポイント、中学生は、静岡県より25.8%多い61.6、ほぼ3分の2が本を平日に読まないと答えているわけです。

この結果は、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大石 岩君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 先ほど課長のほうで答弁をしましたけれども、きっかけづくりがとても大切だという話の中で、乳幼児期から家庭のほうでそうした読み聞かせも含めてやることが大切だというようなことを言っていて、要は、習慣化をつけていくということが非

常に大切なんだろうというようなことを私も思っております。

その中で、小・中学校になって不読率が増えていくというような現状というのは、ある意味そうしたきっかけが小学校・中学校の中で十分に生かされていないという可能性があるというところになるのかなと思っております。今、学校のほうでそれぞれ読書の時間を設けていたりだとか、最近では、学校図書館の利用率が若干ではありますけれども増えてきているというような状況もありますので、そうした取組をしていくことによって子供たちが読書に親しむような機会を増やしていくというようなことは、とても重要なんだろうなというふうに捉えております。

○議長（大石 巍君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 要は、現状分析というのをしっかりとやって計画を立ててくださいよということが言いたい。通常、全国的に各市町がつくっているそれと同じようなものをつくるのでは意味がなくて、やっぱり吉田町独自の、もう20年遅れているわけですからね、しっかりとしたものを持つていただきたいという思いで、そのためには、今、吉田町の読書活動ということがどのように進んでいるのか、どういう実態なのかというのを踏まえた上で、じゃここをこう変えていこうというような流れでつくっていただきたいというふうに思っているわけです。

ちょっと話はそれるかもしれませんけれども、文科省が出している第6次学校図書館図書整備等5か年計画の中に、令和5年度の全国学力学習状況調査の平均正答率と読書が好きの設問の関係が示されています。その平均正答率62.8%に対して、「読書が好き」と答えた児童の平均正答率は68.4%、「どちらかといえば読書が好き」が61.5%、「どちらかといふ読書が好きではない」が58.5%で、「読書が好きではない」が52.9%、「読書が好き」という子と「好きではない」という子の平均正答率は15.5%差があると。これはいろんなところで出て、吉田町でもやったかもしれないですが、吉田町ではこういうクロス集計、読書が好きと学習状況調査の結果というのでは結果としては出ているのか、その辺はどうでしょう。

○議長（大石 巍君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 昨年度の数字になりますが、「読書が好き」ということで当てはまるというふうに答えた、例えば小学校の子供の学力調査の正答率でいきますと、国語の教科でいきますと71%、「どちらかといえば当てはまる」というと64%、若干下がります。「どちらかといえば当てはまらない」というふうに答えた者の正答率が65.5%、ですから、「どちらかといえば当てはまる」に比べたら若干増えてはいます。「当てはまらない」というのが58.4%ですので、「当てはまる」というふうに答えた71%に対して、「当てはまらない」と答えた者が58.4%ですので、そうした両横を見れば、「好き」というふうに答えた子供のほうが正答率は高いというようなことが出ています。

それから、中学校のほうにいきますと、同様に、これちょっと国語のほうだけで見ますけれども、当てはまると答えた人のほうが78.8%の正答率、「どちらかといえば」というのが67.8%、「どちらかといえば当てはまらない」が64.1%、「当てはまらない」が61.5%ですので、ここも階段上に当てはまるほうが高いというような結果が出ています。

○議長（大石 巍君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） そうすると、吉田町の平均正答率って結構高いと、全国平均よりというような感じを受けますけれども、それは発表とちょっと違うような気もしますが、それは

またいつかやります。

図書費の現状についてお伺いします。

町立図書館ですけれども、平成29年度から令和5年度までの7年間の町立図書館の図書費を調べました。その結果、2年ごと多い年と少ない年がありまして、このようにでこぼこになる。これを線形の近似線を引くと毎年22万円ほど減っている。平成29年度の図書費が745万円でしたけれども、令和5年度は628万になって、これはどのようなお考えで図書費の削減をやっているのかというところをお願いします。

○議長（大石 巍君） 生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君） 生涯学習課でございます。

この図書費、毎年、予算の中で要求した中でこういう計上になっていますけれども、今ある予算の中でどのような本を選択して、どれがいいものかということの選択の中でやっていく中で、今こういう結果になっていると思っています。

以上です。

○議長（大石 巍君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 何か今の説明だと、予算はあるけれども、図書館が勝手に、そんなに使わないのよというように聞こえますが、予算減らしているんでしょう。

○議長（大石 巍君） 生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君） 生涯学習課でございます。

予算を減らしているというものではなくて、要求した中で最終的に減っているという現状になっているものになっております。

以上です。

○議長（大石 巍君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 学校図書費について、吉田町では学校図書の図書費というのはどのように算定されていますでしょうか。

○議長（大石 巍君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

学校図書費につきましては、児童・生徒数の数に応じて、1人当たり単価が、すみません、今正確な数字があれですが、小学校については五百数十円の単価掛ける児童数、中学校については810円だったと思うんですが、それ掛ける生徒数で算出しております。

○議長（大石 巍君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 先ほど紹介した文科省から出ている第6次学校図書館図書整備5か年計画を見ますと、地方交付税として図書費や新聞費などを出すと記載されております。その金額の算定式が出ていまして、中学校では6万3,100円掛ける学級数、例えば吉田町の吉田中学の令和5年度からすると、22学級であったので、計算すれば139万円になるはずなんです。学級6万3,100円掛ける22ですので139万円。しかし、令和5年度の学校図書に関する図書の実績は63.5万円で、交付税ですので一般財源として入って、使い道というのは当局が決めるというふうに考えますけれども、この算定式の半分しか実績値がないということに関してはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（大石 巍君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

先ほどの交付税措置の半分しかないということにつきましては、教育委員会としましても、図書費のその辺については承知しております。そういった中で、学校の必要である蔵書数については、基本的にほぼ満たされているという状況の中で予算づけをしているところになるものですから、当然、児童・生徒が今減っている中で、実際に今の計算式でいくと児童・生徒が減れば図書費が減ってしまうという状況になるものですから、最低でも現状維持をというところもこちらとしては進めてはいきたいところであります。現状はちょっと児童・生徒数の単価でというところになっておるもんですから減ってはいるんですが、蔵書数というところで見ると、基本的にほぼ満たされているというところの中でおりますので、最低でも現状維持をというところで考えているということでございます。

○議長（大石 嶽君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 現状維持といえど1人当たり500円とか800円ですから、児童数が減ればそれに伴って減っていくというのが今の現状ですよね。それを維持していくというお話なのか、ちょっとよく分かりませんけれども、これに時間を使っていたら次に進まないんで。

そういうことで、自分のことを考えたときになんですかけれども、子供の読書活動の目標として、行政報告にもありましたけれども、読解力の強化というのを挙げていると思います。本を読むことによって文章や情報を正確に理解する能力である読解力を上げる、これが重要だというふうに私は考えております。そのためには、読書に親しむ。本を読むとどのような場面や状況かを想像しながら読んでいきます。また、その著者は何を伝えたいのかというようなことを考えながら読む。これは一応深い読みというふうにすると、パソコンやスマートフォンで見て得る情報や記事、それは読むと、ああ、そうなんだとは思いますが、それで終わってしまう。要するに、本を読む深い読みに対して、そういうものでは浅い読みになってしまふ。

これは、しっかりと本を読んで読解力につけるということが先ほどの成績にもつながるだろうし、その人の人生に深い感銘を与えて、それが大きな人間を育てていくということにつながるというふうに考えておりますから、本を好きになる機会を増やすためには、町立の図書館とか学校図書館により広いレパートリーの本を置くと。子供たちにそれを選択してもらって、ああ、こんな面白いことが書いてある、それについてしっかりと読み続ける。そのレパートリーが広ければ広いほど、その選択、可能性というのは広がると思うので、しっかりと図書費をかけて、そういう選択肢を増やすというようなことをやっていただきたいと思うんですが、どちらでもいいですがお答えいただけますでしょうか。

○議長（大石 嶽君） 生涯学習課長、山脇一浩君。

○生涯学習課長（山脇一浩君） 生涯学習課でございます。

今、議員おっしゃるとおり、子供が本を読むことによって想像的に物を考えたり、小さな頃から読むことによっていろんなことに広がっていくと思います。読解力があれば、文章を読んで、そこから情報が得られる数が多くなる。読解力がなければ、多分その情報が少なくなる。そうすることによって考えることも大分変わってくると思いますので、図書館、学校図書館も含めて、その辺についてはレパートリーが増えいろいろな形になっていけばと思っています。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 最後にします。

今日は計画というよりも、その計画を作る段階において現状分析はどうなのか、それとともに自分のコメントを言わせていただきました。実際に子ども読書活動推進計画ができた時点で、またいろいろお話ししさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（大石 巖君） 以上で、7番、平野 積君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時5分とします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

ただいまの出席議員数は11名です。

◇ 楠 元 由美子 君

○議長（大石 巖君） 引き続き一般質問を行います。

4番、楠元由美子君。

〔4番 楠元由美子君登壇〕

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元由美子です。

私は、令和6年第4回吉田町議会定例会の一般質問におきまして、事前に通告してありますとおり吉田漁港多目的広場の整備についてお尋ねします。

シーガーデンの中央に位置する多目的広場は、駿河湾を一望できる憩いの場として芝生広場、駐車場、トイレなどが整備され、新たな魅力のスポットになりつつあります。11月、この広場へつながる進入路の開通により自動車や大型バスでも来訪可能となり、誰もが訪れやすいスポットとなりました。開通早々、地元地区主催のウォークラリーイベントや県民スポーツ・レクリエーション祭の開催があり、自動車などでの来訪が可能となったことが町内外へ周知されるとともに、町が整備方針とした地域住民の活動・交流の場となったことを実感しました。

一方で、令和2年5月の町政連絡会で配付された整備計画図面の中では、展望テラス、健康新遊具、あずまやなども示されておりましたが、現在は設置されておりません。また、第2期吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の施設整備目標は100%でしたが、令和5年度決算での施設整備率は42.1%にとどまり、水産振興の発展、漁港のにぎわいの創出や町の防災機能強化に資する場とする整備方針に向けた町の今後の取組が気になるところであります。

そこで、以下の点について質問します。

1、施設整備目標100%はいつ達成の見込みなのか。

2、町が目指す水産振興の発展と漁港のにぎわいの創出とはどのようなものか。

3、町が目指す町の防災機能強化に資する場とはどのようなものか。

以上が私の質問の要旨であります。明確なる御答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（大石 巍君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 吉田漁港多目的広場の整備についての御質問のうち、1点目の施設整備目標100%はいつ達成の見込みなのかについてお答えをいたします。

議員の御質問にありますとおり、吉田漁港多目的広場の整備につきましては、令和5年度決算時点では42.1%、その後、本年度に入り、昨年度からの繰越工事が完了したことに伴い、6月時点で45.0%となっております。

本年度につきましては、多目的広場への進入路の舗装工事やのり面の張芝工事を発注し、来年1月末での完成を見込んでおり、これらの工事が全て完了いたしますと47.4%の整備率となる見込みでございます。

この整備率にとどまっている理由といたしましては、現在、多目的広場全体の面積約2.6ヘクタールのうち、約1ヘクタールが未整備となっていることが大きな要因となります。これは令和4年第3回議会定例会において増田剛士議員からのシーガーデンシティ構想推進沿岸地域における新たなにぎわいの創出についての一般質問でお答えいたしましたとおり、民間事業者との連携を見据え、町が行う整備は芝生広場や駐車場、トイレなどの基本的な施設にとどめたことによるものでございます。

多目的広場はシーガーデンシティ構想の一翼を担う施設であり、令和元年12月に策定いたしましたシーガーデンシティ構想推進計画（シーガーデン川尻海岸整備編）において、民間事業者のノウハウや創意工夫による魅力ある施設整備等を効率的かつ効果的に行うこととしております。この計画に基づき、未整備となっている区域につきましては民間事業者との連携により事業の進捗を図っていくものとし、民間事業者の活用による施設整備が完了したときに施設整備目標100%が達成できるものと考えております。

次に、2点目の町が目指す水産振興の発展と漁港のにぎわいの創出とはどのようなものかについてお答えをいたします。

水産振興の発展・漁港のにぎわいの創出という整備方針は、地元自治会や商工会、漁業関係者などから構成されます吉田漁港多目的広場利活用検討委員会におきまして、多目的広場の利活用について提案をいただきました。漁港環境の向上、水産振興の発展・漁港のにぎわいの創出、まちの防災機能の強化、人と人とが交流できる環境づくりの四つの柱からなる整備方針のうちの一つであり、この委員会においてそれぞれの整備方針に対する具体的な方策や整備イメージについて提案をいただいております。

この具体的な方策や整備イメージにつきましても、令和4年第3回議会定例会において増田剛士議員の一般質問でお答えいたしましたとおり、漁港で水揚げされるシラスを主体に、飲食・物販スペースをはじめ、水揚げや競りなどの見学、体験できる仕組みの創出でございます。

一方、近年、自然環境や海洋環境の変化、海洋資源の減少などにより水揚げ量が減少傾向にありますことから、全国的にも水揚げに依存しない事業の確立を図っていくことが課題となっており、この課題を解決する糸口として、漁村の人々が海や漁村に関する地域資源の価

値や魅力を活用し、所得機会の増大などを図る取組である海業への注目が高まっている状況でございます。

町といたしましても、この海業を推進していくことは水産振興の発展・漁港のにぎわいの創出にもつながるものと捉えており、本年3月には水産庁から海業に関する助言や情報提供等の支援を個別に受けることができる「海業の推進に取り組む地区」として選定されましたことから、現在、海業の推進に向け先行的な取組事例などについて情報収集を進めている状況でございます。

最後に、3点目の町が目指す町の防災機能強化に資する場とはどのようなものかについてお答えいたします。

議員御質問の町が目指すまちの防災機能強化に資する場につきましては、吉田漁港多目的広場のまちの防災機能強化に資する場としての役割と捉えてお答えいたします。

まちの防災機能強化に資する場という整備方針は、2点目の御質問と同様に、吉田漁港多目的広場利活用検討委員会におきまして、多目的広場の利活用について提案をいただきました四つの柱からなる整備方針のうちの一つであり、この委員会において整備方針に対する具体的な方策や整備イメージについて提案をいただいております。

この具体的な方策や整備イメージにつきましても、令和4年第3回議会定例会において増田剛士議員の一般質問でお答えいたしましたとおり、多目的広場はレベル2の津波に対応した防潮堤の機能を備えた施設であるとともに、その上部における芝生広場や駐車場が緊急時におけるヘリポートや物資の一時保管場所の役割を果たす施設として、既に3月末に整備が完了している状況でございます。

この多目的広場は、地域住民の活動・交流の場として、また新たなにぎわい創出の場として、より一層の利活用が図られていく施設でございますので、今後も引き続き利用者の皆様が快適に安心して利用できる施設環境の維持・管理に努めてまいります。

○議長（大石 岩君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

町長から御答弁をいただきました。ありがとうございました。

少し再質問をしていきます。

まず、今回の一般質問に参考資料としてつけました吉田漁港多目的広場の整備についての資料の図面に対して、現在町が進めている整備計画の中で変更になっているようなところはありますか。

○議長（大石 岩君） 産業課長、高塚進吾君。

○産業課長（高塚進吾君） 産業課でございます。

今、多目的広場の整備の変更の関係につきまして御質問いただきましたが、現在、こちらの多目的広場の上部につきましては平場として2万6,000平米の面積がございます。そのうちの本年度末までに整備される部分につきまして1万5,000平米の部分が整備をされることとなってございます。今、皆さんに現場に行っていただくと確認できるかと思いますけれども、そこまでの整備されている部分、駐車場までに至る部分と、あとはコンクリートで舗装された部分のところまでの面積で1万5,000平米となっておりますので、残りの1万1,000平

米がまだ未整備というところとなっております。そういった状況で整備のほうが変更されてございます。

以上でございます。

○議長（大石 巍君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

具体的な未整備部分、整備された部分の数字に関してはよく理解しましたところであります。この整備計画の図面、当初の図面ですと駐車場から南側の部分にスポーツ施設であつたりですとか、トイレもそのところにあつたりですとか、健康広場、そういったものが示されてはいたんですけども、今、多分、現状出来上がっているところを見ると、先ほどの要旨でも書きましたけれども、こういったものは示していない中で、今後の計画的に町がどのように考えているのか、もう少し具体的に教えてください。

○議長（大石 巍君） 産業課長、高塚進吾君。

○産業課長（高塚進吾君） 産業課でございます。

今後の整備の展望というところだと思いますけれども、こちらの施設につきましては、当初計画の段階におきましては、この多目的広場が地域住民の活動とか交流の場となるよう健康増進や休憩、休息のための施設として整備計画を立てたものでございます。一方、令和4年に増田剛士議員からの御質問でもお答えしましたとおり、こちらのものに民間活用というところで民間の参入を考えまして、民間事業者の参加を見据えた場合に、こちらの今残された部分の施設につきましては、逆に民間が参入したときに事業者の自由な発想力や企画などを妨げるような施設の構築とか、そういったものになってしまふのではないかということを勘案しまして、今、町の方針といたしましては、こちらは基本的な施設の整備にとどめておりまして、残りのところにつきましては民間の力を活用させていただいて施設を造ったりとか、そういったことを考えておりますので、こういった中で、今、整備につきましてはそちらを残しているという状況になります。

以上でございます。

○議長（大石 巍君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

先ほど町長答弁の中でもございました民間の事業者さんのノウハウ、創意工夫を効率的にかつ効果的に行うような形で連携し、事業進捗を図っていくというようなお話を聞いております。最終的に民間事業者の活用による施設整備が完了したときに施設整備目標100%が達成できるものと答弁はいただいているんですけども、もう少し具体的に、この100%に達成する時期、それはどのように町は考えておりますか。

○議長（大石 巍君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

今、民間連携ということでお話がありましたが、この多目的広場ではなく、今、吉田公園南側の整備について民間事業者との連携ということでうちのほうで調査を進めているところでございます。令和5年度に、その南側の整備に合わせましてアクセシビリティ業務委託ということで、要は、南側の整備と、あと海浜回廊の部分、それとあと多目的広場、この南側広場の周辺で活用できるもの、今後そこを民間が参入する際に活用できるものについての交通網の調査であるとか、現況どういうような法的な規制があるかとか、そういう縛りについ

てアクセシビリティ業務で行っております。

今後、ここを民間活用する際には、民間の方を入れる際に公募をかけていく、民間をどう参入させていくかということになりますので、その中で、この多目的広場をその公募の資料の中にどう組み込んでいくかというのを、今後実施方針として、それをどう活用していくかということをその方針の中に盛り込んでいく、それを公表しながら民間を公募していくという手続を今後取っていきます。それが令和7年度、8年度、今の計画では令和8年度に公募を開始したいというふうに考えてございますけれども、その実施方針とか、その辺の流れによってはちょっと前後あるかもしれませんけれども、今のところは令和8年度にその民間事業者が参入できるような公募をかけていきたいという計画であります。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

ありがとうございます。以前からこの吉田公園の南側のところの土地の利活用はすごく町が力を入れていて、本当に私たちも期待をしているところであるんですけども、今の企画課長の答弁の中ですと、その南側のところは確実に公募の中に入ってくるであろう、もちろん川尻防潮堤の回廊も入ってくるであろうと考えられたんですけども、この多目的広場についてはどうするか今後まだ検討していくような答弁のような気がしたんですけども、その辺、具体的にこちらのところも入ってくるよというような決定する時期というんですか、それはどういうふうに考えていますか。

○議長（大石 嶽君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

今、うちのほうで進めております業務委託につきましては、南側の用地について整備をどうしていくかというところについて業務を進めているわけでございますけれども、それを進めていく中で、先ほど言った回廊を確実に入れるとか入れないとかという話ではなくて、要は、そこを活用できるかどうか、民間事業者が参入してくるときに、その回廊であるとか多目的広場であるとか、そういうものをどう活用していくかということを民間との間で調査をしながら、それを実施方針の中にどう入れ込んでいくかということも今後考えていくという中で、それをどういうふうな形で民間のほうに公募の材料として提示できるかというところを今後考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

ありがとうございます。

その南側の町有地に関しての具体的なスケジュールはすごいよく理解しているんですが、いまいち見えてこないのが、この多目的広場、今まだ未整備になっている1.1ヘクタールを今後どのような時期までに町が形を具現化していくかということが、まだ実際は決まっていないのか、ある程度めどは立っているけれどもまだ公表できないのか、その辺がよく見えてこないんですけども、そこはどう考えますか。

○議長（大石 嶽君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

今、その多目的広場の残りのところをどう整備するかというお話なんですけれども、今産業課長からお話あったとおり、そこをどう民間が活用して、そこをどう整備していくかというのは民間活用の中で考えていきたいということでございます。うちのほうの方向性といたしましては、シーガーデンシティ構想推進計画というものが令和元年にできておりますけれども、その中で、先ほど答弁の中にもありましたとおり、基本的な柱、こういうものの方向性で利用していきたいというものを重視しながら、民間がそれをどう活用していくかという中で、その利用方法、利用勝手といいますか、その施設をどう使うかというところを考えていきたいということでございます。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

自分が今回質問したのは吉田漁港多目的広場の整備になるんですが、どうしてもシーガーデンシティ構想の中に入ってくる南側の用地ですとか、そういったところの整備がすごく絡んでくるので、どうしてもそちらを聞かなければならないかなと実感しているわけなんですけれども、先ほどこちらの用地のところの今後のスケジュールとしまして、実施方針と令和7年度くらいまでに協議をされ、令和8年度には公募をされるというような先ほど答弁がありましたが、その公募後、どれぐらいの期間をかけて、そのところが形になってくるというふうに町は想定していますか。

○議長（大石 嶽君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

今の計画では公募を8年にかけたいというところでございますが、その進捗、どういうふうな形で整備していくかというのは、町が整備するわけではないので、ここを何年までに整備して、ここを何年までに整備してということで町がするものではなくて、民間がどういうスケジュール感でやるかというのも、その公募の中で整備方針についてはうたってきますので、それも含めて民間のほうで整備していただくということで考えてございます。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番。

ありがとうございました。

民間の出方次第、計画次第というのもすごいよく分かるところでありますので、そこはちょっと様子を見なきやならないところではありますが、現在、この多目的広場1.5ヘクタールまでは今年度中には整備が終了するという中で、実際、最初に令和2年5月に資料として配付されたこの図面を見たときに、すごくこの場所を私たちも含め、町民の方もすごい期待していたと思うんですね。特にやっぱり川尻、沿岸部の方々なんかは、今本当に住民の方が少なくなってきたという課題がある中、こういった場所ができることでまた人が増えてくるんじゃないかなととても期待をしている場所がありました。

ただ、今回この整備が完了する中で、今の形までしかできないような状況が今後まだあと7年、8年、9年、10年、いつまで続くのか分からんんですけども、この状態の中で、じゃこれを町の人たちがどのように活用したいのか、できるのか、いまいち利活用の仕方もよく分からんんですけども、その辺に関して、町が町内の既存の公園の遊具なんかも結

構壊れて、撤去されることも多く見受けられる中、ここの広場の整備計画の中で示されていた健康広場とかちびっこ広場、またあずまやとか、そういったのも本当に期待していたと思うんですけども、正直、町民に寄り添った整備計画だったのかな、どうなのかなとすごく残念に思うんですけども、その辺は町はどう考えますか。

○議長（大石 嶽君） 産業課長、高塚進吾君。

○産業課長（高塚進吾君） 産業課でございます。

今、議員からお話がありました町の考え方ということでございますけれども、町長答弁にありますとおり、当初の計画におきましてはこういったあくまで概略というような形での図面でお知らせさせていただいておりますけれども、最終的には、今議員おっしゃったように、1万5,000平方メートルのところまでの整備となりました。ただ、やはりこちらにつきましても住民の皆様が期待していたということもありますけれども、あくまでシーガーデンの基本的な構想の中で、やはりにぎわいをつくるとか、そういったところの観点もございまして、いろんなところで民間の活用とかそういったこともその計画の中でも書いてございまして、そういったものを含めますと、そういったところで民間活用で、ただ町が単純に施設を造るだけではなくて、外からも広く人を呼べるようなとか、そういった観点も含めてこの施設整備をしていったほうがいいんじゃないかという方針になりまして、そこで今のような形の、先ほど来企画課長からも答弁ありましたとおり、そういった形で民間の活用を行った上でにぎわいをつくっていくというような方針がそちらの中ありますので、そういった方向にかじを切ったといいますか、その方針に基づいてこういう決定がされたというところでございます。

以上でございます。

○議長（大石 嶽君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

民間の活用を生かした公共サービスを全国的にも展開していますので、それは、すごく民間の力も大事だなと思うので、それに対しては進めていただくのは全然大丈夫なんですけれども、現状、公共サービスとしてこういった広場に憩いの場とホームページでもうたっておりますが、ベンチ一つもないような場を憩いの場と呼ぶという町のこの考え、そして、にぎわいをつくると言いながらも、これをどう活用するのかというのがいまいち見えてこないんですけども、にぎわいと言うと、やっぱりファミリーがいつもその場に訪れて、子供が楽しく笑いながら遊んでいるようなイメージが強く、またそこに付随して何かイベントが開催されているところに、またさらにいろんな人たちが来るような、そういったイメージがあるわけなんですけれども、今この現状で、今後そのにぎわいを考えたときに、先ほど、令和4年度の3回目の増田剛士議員の答弁の中にいたいでいるとはいうものの、今、令和6年で、そこからちょっと年数はたってはいるんですけども、さらに進展したような考えというのは、今はないですかね。

○議長（大石 嶽君） 産業課長、高塚進吾君。

○産業課長（高塚進吾君） 産業課でございます。

まず、先ほどベンチがないというようなお話が少しあったもんですから答弁させていただきますけれども、ベンチにつきましては当初設置する予定でございましたけれども、先ほどお話しさせていただきましたけれども、この芝生広場のベンチにつきましては、例えばイベ

ントなどを行う際に邪魔になつたりとか、そういったところもありまして、弾力的に運用できるような形に考えておりまして、そういったところでそこを広場として、イベント会場とかそういったものに活用していくときに支障になるんじやないかというところで、今現時点でベンチのほうを設置していないような状況でございます。

子供たちとかのにぎわいとか、家族のそういった憩いの場というところがありますので、そちらにつきましては、今、当然そこの多目的広場、芝生広場のほうで、例えばキャッチボールをやっていただいたりとか、サッカーをやっていただいたりとか、あと、芝生広場の上でレジャーシートを敷いていただいて、その上で寝転がってくつろいでいただくとか、そういったところの使い方を考えておりまして、こちらがそのベンチが設置されていないというところでの憩いの場としての機能がないかというところでは考えておりませんけれども、こちら今後、先ほど来申し上げました民間事業者との連携していく中で、いろんな施設が考えられると思います。そういった中で休憩施設等そういったものが効率的な配置できるようであれば、そういった形で考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

今あまり期待ができないような答弁だったわけなんですが、車でこの多目的広場の上まで移動できるようになったというのは本当にすごい画期的なところであって、極端な話、今、健康な方じやない方も利用ができるような場あります。うちの町は高齢者率が令和5年3月の時点で26.2%、3割弱であります。そういった方々にもぜひ吉田町を今までとは違った視線で見ていただく場としては本当にこの場所はいいと思うんですよ。川尻の防潮堤ができることでの階段を上ることが難しくなってしまった高齢者の方もいらっしゃいます。そういった方がこの駐車場まで車で来て眺望できるような場所ということで、本当にその辺はよいのではと思うんですけれども、そういう方にもうちょっと寄り添った公共施設に早くなってほしいと町民の方も強く望んでおります。

なかなか民間が絡むとそういったところの部分がちょっとうまく整備が進まないというデメリットを今すごく感じているわけなんですけれども、逆に、今整備されていない部分をうまく民間が活用されて、もっといろんな方が利活用されるようなすごいものが出てくるといいなとも期待はするところではあるんですけども、今後、先ほどの町長答弁の中では、今年度でこここの施設の整備は今町ができる整備が終了するようなお話ではあるんですけども、北側の面は比較的きれいに整備されているし、新しく芝を張り替えたのでまだきれいですけれども、南側の面は本当に雑草がすごくて、ちょっと大丈夫かなと思うところではありますが、そういったところの管理等を今後どう考えていますか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、高塚進吾君。

○産業課長（高塚進吾君） 産業課でございます。

ただいまの面の芝生の管理についての御質問だと思いますけれども、こちらの面の芝生につきましては除草剤の散布や除草を定期的に実施していくものであります。

多目的広場の面の芝生についてでございますが、こちらの芝生については種類が塩害や乾燥に耐性のあるようなものを使用しております。その特徴としては、目地が少ないような形で、雑草の侵入を限りなく軽減するようなことが期待できるようなものを使っており

ます。

今後も、こういった草刈りとか除草剤を定期的にしっかりとやつていくことで、皆さんに良好な施設環境で広場に来ていただけるような形ができるものと考えております。

以上でございます。

○議長（大石 嶽君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 現在まだ工事をしているところもあるので、なかなかのり面の環境整備のほうもスムーズではないのかなとも思うんですけれども、現状の状況は御存じだと思うんですけれども、喫緊であそこを何とかしようとかというような計画というか、スケジュールは持っていますか。

○議長（大石 嶽君） 産業課長、高塚進吾君。

○産業課長（高塚進吾君） 今、南側のほうが草が生えて、早急にやるというようなお話がありますけれども、こういったものにつきましては限りなくきれいにできればというところがありますけれども、計画的に、その辺につきましては来年度以降につきましては、そちらのほうを業務委託というような形で定期的に常にきちんと管理するようなことを考えておりますので、今すぐにできるかというと、ちょっと難しいというところもございますけれども、あまり見苦しいようであれば職員等で対応するとか、そういったことも考えられますので、そういった対応をとつていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（大石 嶽君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） ありがとうございます。

これから年末年始に向けて、特にお正月、1月1日、昨年度も川尻防潮堤には物すごい人が訪れて、皆さんで初日を拝んでいたわけなんですね。多分、新しい年を迎えるときも、この多目的広場、あそこにも訪れる方が多いと予想するわけですよ。あの現状の環境整備で人が訪れたときに、吉田町に対するイメージがどうなるかというのは想像はつくわけなんですが、なので、できる範囲で、そのところはちょっと早めにきれいにしていただいたほうがよろしいかと私は思います。

次の再質問をします。

現在、あそこののり面のところに階段があるわけなんですが、こちらの階段のところに手すりは設置されていないんですね。あそこの多目的広場のところは時期によって物すごい風が強く、大人でもちょっとあおられてしまうような日もあるわけなんですけれども、以前、川尻防潮堤ののり面の階段で、危ない、歩くのが怖いよというお話がある中、手すりの話をしていたわけなんですが、なかなかそこのところの設置のほうは町との話がというところだとどまっているわけなんですけれども、最近、そこの川尻の防潮堤の階段を御利用された方で、ちょっと足を滑らせてけがをされた方がいたということを聞いております。そういったことも踏まえて、この多目的広場に関しては町が町の施設と認識しているものですから、安全に利用できるような対策を町民の方が強く要望しておりますけれども、そこはどう考えますか。

○議長（大石 嶽君） 産業課長、高塚進吾君。

○産業課長（高塚進吾君） 産業課でございます。

ただいま楠元議員から階段の手すりについての御質問だと思います。

こちらの多目的広場には、今、上部広場と管理道を行き来する階段につきまして、現在、整備されたほうのところで1か所、あと未整備区域に5か所の計6か所設置しております。そちらの階段手すりの設置につきましては、先ほど来申し上げました未整備区域における民間事業者の参画を含め、今後、未整備区域の進捗状況とか、あと広場のそいつた利用状況等を確認しながら設置について検討を進めていきたいとは考えておりますけれども、先ほど議員からちょっとおっしゃっていただいた、けがをされた方がいるというのはちょっと初耳だったものですから、そいつたところを含めまして、必要があれば早急に整備するというようなことについてちょっと検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大石 嶽君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 現状、皆さん本当に気をつけて上られているとは思うんですけども、やはりお天気の関係もありますし、今後、小さいお子様も利用されるのかなと思うと、何かしら対策をしていたほうが町にとっても安心なのではないかなと私は思うので、その辺はちょっと前向きに考えていただきたいと思います。

今、あそこの広場のところに、現状、唯一建物となっていますトイレ、本当にこのトイレは皆さんが待ち望んでいたトイレで、本当にありがたいと思うところではありますが、こちらのほうを使用した際に、中に駿河ブルーラインのポスターが貼られていて、そちらのほうの御紹介はされていたんですけども、吉田町をもっとPRする場でもいいんじゃないかなと自分は考えるんですけども、町としてはそいつたところはどのように考えていますか。

○議長（大石 嶽君） 産業課長、高塚進吾君。

○産業課長（高塚進吾君） 今楠元議員から、トイレに駿河ブルーラインの啓発が貼ってあって、町のもうちょっと啓発をしたほうがいいというような御質問でございますけれども、こちらのトイレの設置につきまして産業課のほうで設置しましたものですから、ちょっと海に関係あるポスターのほうを貼らせていただいております。ただ、今議員がおっしゃったように、町の外からも来られる方がいらっしゃるというところで、町を啓発するようなポスターもそちらに貼るということはやぶさかでありませんので、そいつた対応をしていきたいと思いますが、あまりトイレの中にいろんなものをいっぱい貼ってしまうと、ちょっと景観上もあれなものですから、そちらにつきましてはそいつたことを勘案しながら、ちょっと町のPRといったものを良識の範囲内で掲示できるようなことを考えていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大石 嶽君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） すぐに対応できるような前向きなお話で、本当にありがたいと思うところではあるんですけども、私がイメージしているところは、もっと人目につくような状態で吉田町をPRしたほうがいいんじゃないかという私の考えです。極端な話、こちらのトイレの外壁一面を活用して町の3大イベントをペイント表示するとか、吉田町のよさを紹介できるような演出をするとか、ちょっと予算的なことを考えなければならないのかもしれないんですけども、こういったものというのは今後、これから町が後世に残す施設としてすごく大事なんじゃないかなと私は考えるんですけども、そのあたりなんかは、例えば民間の方々との話の中でそいつた意見とか出てきていればすごくありがたいと思う

んですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（大石 嶽君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

民間の話合いということでございますけれども、今、ワークショップは南側の整備について行っているわけですけれども、先ほど申し上げたとおり、民間活用という中で、ここがどういう活用をされるかということが決まれば、その時点で、要はそれに見合うような活用方法、景観ですよね、そういうものも含めて、その中で町がどこをどう整備していくか、民間がどこをどう整備していくかというところも、その中では整合性を取りながら整理していくかというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

今の話は前向きな考え方でいるというふうな答弁でよかったです。ちょっといまいち、民間を活用した中で整合性を取ってというような感じの言葉は入っていたんですけども、その中に町のPRとかそういったものがちょっと見えてこなかつたんですけども、それはあくまでも民間主体のものが主になってくるようなイメージがあるので、その辺はどう考えたらいいんですかね。

○議長（大石 嶽君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

整合性を取ると言ったのは、例えば民間が使うものによっては、景観のところで色がすごく合わないだとか、そういうものもございますし、そこをどう活用していくかというのは、民間のところとの整合が合わない場合には、景観的にもあまりよくないということもございますので、その中で、町の役割分担、民間の役割分担というものを整理しながら、必要であれば整備していくということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 今のは理解しました。

それで、ちょっと心配する、官民連携で事業を進めていく中でまだちょっと私が勉強不足で分からぬところがあるのかもしれませんけれども、民間の方が1社じゃないと思うんですけども、何社かが関わってくる中で、民間の方のほうが思いが強くなってきて、当初、町が思い描いていたものからずれてきてたりとか、あとは民間の中でも一部の企業さんの、例えば費用負担が多い業者さんの意見が強くなってきたりとか、何かそういったものが出てくるのかなというような不安要素もあるんですけども、その辺は町はどう考えていますか。

○議長（大石 嶽君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

町政連絡会の中でもお話しさせていただきましたけれども、今回民間活用する中で、うちのほうで考えているのはローカルPFIといいまして、地元の業者の方を生かしながら、その方がチームを組んで一つの目的会社をつくった中で参入できるような、そういうシステムを考えていくという中で、商工会のほうでもグループワーク等を重ねまして、どんな活用をしていくかということを今勉強している、検討している最中でございます。

あくまでもそういうものを含めて、今後官民連携を進めていく中では、やはり地元の方が参画できて、地元が参入できるようないと継続的なものというのはできないということも全国的にはありますので、そういう中で今回、ローカルPFIを念頭に置いた民間参入を考えておりますというところで今進めているところでございます。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 特には心配していないというように理解しました。

では、今まだ整備がされています進入路から漁港のほうに下がっていくような道路があるわけなんですけれども、そちらの工事のほうが今後いつ頃完成するのか、また、そこはどのように活用されるような予定でいるのか、お願ひします。

○議長（大石 嶽君） 産業課長、高塚進吾君。

○産業課長（高塚進吾君） 産業課でございます。

ただいま議員からの御質問でございますけれども、こちらにつきましては管理道についての御質問だと思います。こちらの管理道につきましては、多目的広場の管理上において必要となることから、多目的広場をぐるっと一周囲んだような形で整備をしてございます。こちらの工事につきましては、予定としましては1月31日で工事のほうが完了するという予定でございます。

なお、こちらの管理道につきましては、現在施工しているところでございまして、その工事の中で今考えておりますのが、管理道という形になりますので、一般の方が車等で進入できないような、柵を上ってきたところの真っすぐ突き当たりの部分について、そういう柵を設けるというところで工事が進んでいくという予定でございます。

以上でございます。

○議長（大石 嶽君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） ありがとうございます。了解しました。

では、もう少し多目的広場の活用性について御意見を聞きたいところであります。

こちらの場所、町民で利用した方、花火大会のとき、この場所はすごくいいスポットになるねと期待されている町民の方もおりました。川尻の防潮堤が出来上がって安全にはなったものの、なかなか花火の際に防潮堤も上れないような今現状になっております。この多目的広場のところの活用性を町はどう考えますか。

○議長（大石 嶽君） 産業課長、高塚進吾君。

○産業課長（高塚進吾君） 産業課でございます。

ただいまの質問につきましては、港まつり花火大会における多目的広場の利用ということでございますけれども、こちらにつきましては、今年度の多目的の上部が利用できるような形になりましたけれども、なかなか関係機関との協議が整わないということで、今回開放のほうはできませんでした。

こちらの多目的広場につきまして来年度の実施に向けましては、今、関係機関と協議を進めているところでございます。現時点においては、その協議の中で確実に実施していいよというようなことまではいただいておりません。

あと、今後、同様に協議を進めていくところでございますけれども、その協議の中で、いざ実施が可能というふうになったとしても、例えばこちらの警備のものとか、そういういたと

ところで多額の費用がかかるような状況が想定されておりまして、そういうものを勘案したときに、そちらを開放するかどうかというような判断が出てくるかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大石 嶽君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 前向きに、協議のところにはそういう話を出していただいていたということは、すごく私としてはうれしく思っております。いろいろと関係機関との絡みもあるということなので、町独自で強引にやることは難しいとは思うんですけども、そういう町民が期待する声もあります。「有料でもいいからここでも見れるといいね」というお声もありますので、ぜひその辺の町民の声を少し頭に入れていただきながら協議のほうを進めていただければと思います。

次に、二つ目のところ、水産振興の発展と漁港のにぎいわいの創出のところで先ほど答弁をいただいて、ある程度のイメージはなってきていると思う中ですけれども、シラスがやっぱりメインなのがなと思う中、年が明けた春、そのような形のものがすぐに開催できるような協議が進んでいるのか、その辺の進捗状況はどうなんでしょうか。

○議長（大石 嶽君） 産業課長、高塚進吾君。

○産業課長（高塚進吾君） 産業課でございます。

ただいま、そのようなものというお話をされたんですけども、ちょっと具体的に言うとどういったものか御答弁いただけますでしょうか。

○議長（大石 嶽君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

私のほうで認識したのが、漁港で水揚げされるシラスを主体に、飲食、物販スペースをはじめ、水揚げや競りなどが見学、体験できる仕組みの創出、ここのあたりですね。

○議長（大石 嶽君） 産業課長、高塚進吾君。

○産業課長（高塚進吾君） 失礼いたしました。産業課でございます。

今、こちらのほうのシラスの関係の協議というところでございます。こちらにつきましては、先ほど来から答弁させていただきます海業に関連するものでございまして、こちらにつきまして海業は水産庁で、町から海業に関する計画書といたしまして南駿河湾の吉田漁協の吉田支店の方とも、こういった海業についての情報共有をさせていただいておりまして、こちら水揚げに依存しない方法による水産業の発展や漁業者の所得向上という取組についてお話をさせていただいておりますも。

そういう中で、例えばシラスマーケットとかそういうものを、そちらの漁協のほうでやられていたりとかするんですけども、そういうところの取組につきまして、やはり漁業関係者が事業主体となって進めていくっていただくものになりますので、行政についてはそういう取組をバックアップさせていただくような立場でございますので、今後もそういう話し合いを進めながら、漁協さんとか漁業関係者の方がどういった活用ができるかといったところを情報交換し合いながら協力体制を取っていくということでございます。

以上でございます。

○議長（大石 嶽君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 楠元です。

ありがとうございます。

協議のほうを漁協が主体となっていただく中、町はバックアップすることがメインになるというような答弁をいただきました。確かに漁協さんがそれを熱意を持ってやりますというようなお答えにならないと、なかなか町が協力は難しいのかなとは思うんですけども、やはり身近で水揚げされる本当に新鮮なシラスをあの場で食したいという町民の方を含め、町に訪れた方々も期待していると思いますので、ぜひ漁協の皆さんのが前向きに早く、スムーズにそういう形がイメージできるような方向性に向かうように、町は漁協さんに少し声をかけていただきながら、町の水産物の振興にもっと力を入れていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

最後に、三つ目の防災機能のところの資する場というところで先ほど答弁をいただいているんですけども、なかなか考えたくはないような現状なんですが、例えばこここの場所に実際に遊びに来訪に来られた方がいた際に、そういう災害の場に立ち会ってしまった場合に、ここは高くなっているので、逆に命山のような感覚で、ここにいれば安心なのかなというふうに考える町民の方もいるんですけども、町としてそういう状況のときに、どのような行動をしていただくのが望ましいというふうに考えているのか、お答えをお願いします。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

この多目的広場、川尻防潮堤とかでもそうですが、そこにいらしたときに実際地震が発生して津波が懸念されるような状況になったときというお話だと思いますが、基本的には、防潮堤、多目的広場もL2津波に対応した施設にはなっていますが、やはり町としては津波が心配されるときには、地震が起きたときですね、直に津波が来るということを想定して、やはり近くの津波避難施設に避難していただきたいというふうに考えます。こちら辺でありますと、付近には津波避難施設ということで看板も設置してございますが、近くには避難タワーのGとか、川尻のところのH等ございますので、そちらに避難していただくような形になろうかと思います。

以上でございます。

○議長（大石 嶽君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 実際そういうことに遭遇した場合の望ましい行動を今答弁いただきました。実際、避難施設、地元の方はある程度どこにあるかという場所を認識してはいる中で、この避難施設の案内看板が設置されているところは、私が認識しているところでは、東臨港橋の渡る手前のところに木に隠れて、隠れていないような場所に立っているようなイメージしかないんですけども、多目的広場内でどこか設置されているような場所が今現在あるんでしょうか。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

津波避難施設の看板ですけれども、議員おっしゃられましたとおり、東臨港橋の入り口と、あと、今は川尻大道公園の付近にも1か所ございます。ただ、多目的広場、水防センターあたりもそうなんですが、今はそういうお示ししているものがないものですから、それは必要と考えていますので、それは設置のほうを検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 設置する予定であるといううれしいお言葉をいただきました。本当に喫緊の課題だと思いますので、早めに設置のほうお願ひしたいと思います。

最後の質問になります。

実際今、供用できるスペースが形ができているわけなんですが、全くこの公園内の案内図というものが現状ないわけなんですが、ここのところの多目的広場、駐車場、そのあたりは利用の用途はよく分かるんですけども、その他のところはどのように利活用してもらうようなイメージで今町が考えているのかお願ひします。

○議長（大石 嶽君） 産業課長、高塚進吾君。

○産業課長（高塚進吾君） 多目的広場における町の考える利用のイメージというか、こちらにつきましては、もう先ほど来からお話が出ております、当然にぎわいと憩いの場というところでございますので、先ほど来からお話しさせていただいておりますように、自由な使い方をしていただいて、先ほどもお話しさせていただいたキャッチボールやっていただいたらとかお散歩していただいたら、あとサイクリングをしていただいたら、そういうものの利用に供していただければ。

あとは、冒頭、質問の中にもございましたけれども、イベントなんかをやっていただいております。こちらにつきましては、多目的広場は漁港施設というものになりますので、無制限にできるというわけではございませんけれども、こういった施設が住民の方や、いろんな来られる方が例えばイベントなど、そういうものをやっていただいてにぎわいがつくれるようなところになればいいなというところで考えてございます。

以上でございます。

○議長（大石 嶽君） 以上で、4番、楠元由美子君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（大石 嶽君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 零時08分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大石 嶽君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会11目でございます。

本日は、3番、盛 純一郎君から欠席の届出があります。

ただいまの出席議員数は11名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大石 嶽君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（大石 嶽君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第57条第1項及び第2項の規定によりまして、期日までに通告を受け、質問を許可をしております。また、同条第3項の規定によりまして、質問の順序は通告順といたします。

1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 八木 栄君

○議長（大石 嶽君） 10番、八木 栄君。

[10番 八木 栄君登壇]

○10番（八木 栄君） 改めましておはようございます。10番、八木 栄です。

私は令和6年第4回吉田町議会定例会一般質問において、さきに通告してありますように消防団の運営について質問をいたします。

静岡地域消防救急広域化によって、消防・救急体制が強化され、以前に増して日常生活での安心を感じています。

その反面といいますか、地元消防団においては、私が入団していた頃と比べると、時の流れとともにその様子も変ってきてています。

消防活動を主に行ってきた消防団であると思いますが、最近の自然災害、豪雨による災害や今起こり得る震災を考えると、今後、これらに対する消防団の活動が重要になってくると思います。いざというときに頼りになる消防団としての活動を願い、以下質問します。

一つ目、現在、消火訓練を主に行っていると思いますが、自然災害に対する訓練についてどのように考えているか。

二つ目、消防団協力事業所表示制度があるが、現状その成果は。

三つ目、消防団員の定数150人に対し現状120人程度であるが、団員を増やすための考えは。

四つ目、今後、町として消防団に期待するものは。

五つ目、四つ目の答弁を遂行するために、町はどのような支援をするのか。

以上が私の質問です。明確な御答弁をお願いいたします。

○議長（大石 巍君） それでは答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 消防団の運営について御質問のうち、1点目の現在、消火訓練を主に行っていると思うが、自然災害に対する訓練についてどのように考えているか。水防等についてお答えいたします。

近年、消防団業務の範囲は非常に多岐にわたっております。

平成31年4月に改正されました消防庁の消防力の整備方針には主な業務が明記されており、中でも自然災害に対する消防団の業務内容は、地震、風水害等の災害の予防、警戒及び防除並びに災害時における住民の避難誘導等に関する業務とされております。また、実際の豪雨災害の事例におきましても、消防団員は、住民の避難誘導や常備消防による救助活動の補助、避難所での支援活動など幅広く活動しており、消防団が果たす役割は多様化しております。

このような状況の中、吉田町消防団では、消火訓練や救命講習のほか、自然災害に対応した訓練として、水防訓練と地震対策訓練を行っております。

水防訓練では、土のうの製作や基本的な水防工法である積み土のう工を実施しているほか、国土交通省静岡河川事務所が主催する重要水防箇所等の大井川合同点検に消防団長などが参加をし、専門家から重要水防箇所や水防工法の説明を受け、その内容を団員間で共有しております。

地震対策訓練では、静岡市吉田消防署員から大規模地震などの災害時における現場活動での安全対策について学ぶ安全管理研修会や、静岡県消防協会榛原支部が主催する地震対策研修会に参加し、座学や実地訓練を行っております。

現在は、このような訓練を実施している状況でございますが、訓練が危険と隣り合わせにある消防団活動において、団員の安全確保に必要不可欠な指揮命令系統の確立と規律の醸成を図るとともに、多様化する消防団活動に必要な知識や技術を習得するために行うものでございます。

町といたしましては、現在の訓練を継続するとともに、静岡県消防学校の消防団員教育入校制度の活用や、静岡市吉田消防署との連携訓練、近隣市町消防団との合同訓練など、外部の消防機関と連携をしながら訓練の充実を図ってまいります。

次に、2点目の消防団協力事業所表示制度があるが、現状その成果はについてお答えいたします。

消防団協力事業所表示制度は、事業所が消防団活動に協力することが、その地域に対する社会貢献及び社会責任として認められ、信頼性の向上につながるとともに、当該事業所の協力を通じて地域における防災体制の充実強化を図ることを目的として、平成18年度から消防

庁が全国自治体に導入を進めているものでございます。

この制度は、団員が1人以上入隊している、災害時等に事業所の資機材を消防団に提供しているなどの条件を満たし、協力事業所と認定されると、市町から消防団協力事業所表示証が交付をされ、この表示証を社屋に提示できるとともに、自社ホームページなどで公表することができるものでございます。町におきましても、平成23年4月からこの制度を運用しており、現在11事業所を協力事業者として認定し、消防団協力事業所表示証を交付しております。

この制度は表示証の交付のみとなるため、事業者側のインセンティブを図ることを目的として、県では平成24年4月に消防団の活動に協力する事業者等を応援する県税の特例に関する条例を施行し、表示証が交付された事業所のうち、要件に該当する場合は事業税の減額が受けられるようになっております。

近年は就業構造が大きく変わり、商店経営や農業、漁業などの自営業者が減少して会社員などの被雇用者が大幅に増加し、これに伴い消防団員においても被雇用者の割合が年々増加しております。今後も円滑な消防団活動を行うために、雇用主の皆様の消防団活動に対するより一層の理解と協力が必要となります。

町といたしましては、事業者の皆様に対して引き続き積極的に働きかけを行い、協力事業所の拡大に努めてまいります。

3点目の消防団の定数150人に対し、現状120人程度であるが、団員を増やすための考えはについてお答えいたします。

消防団員の減少は全国的にも問題となっており、消防庁は令和3年8月に公表しました消防団員の処遇等に関する検討会最終報告書によりますと、20代の入団者数はここ10年間で約4割減少、30代も約2割減少するなど、若年層の入団者数の減少が団員減少の大きな要因となっております。

吉田町消防団におきましても、現在20代の占める割合は約1割、30代は約5割、40代以上は約4割となっており、20代の割合が極端に低くなっています。近年の少子化により若年層そのものが減少していることに加え、若年層の価値観が家庭やプライベートを優先する方向に変化している中、消防庁の有識者会議では、消防団の活動は厳しく負担が重いというイメージが定着しているという指摘もございます。

町では団員を確保するため、積極的に消防団活動を広報していくことで、町民の皆様に消防団の存在意義や役割、やりがいを十分理解していただくとともに、消防庁や公益財団法人日本消防協会から見直しが求められており、各種訓練の実施方法につきましても、団員の皆様になるべく負担がかかる形で実施できるよう、団と調整を図ってまいります。

一方、国では幅広い住民の入団促進を目指しており、全国的に女性や学生の入団が増加している傾向がございます。このように多様な住民が消防団に参画するためには、基本団員の充実を前提としながら、各団員が得意分野を生かして活動できる団の運営が必要となります。

吉田町消防団におきましても、このような団の運営が行えるよう、町からも団に働きかけを行ってまいります。

次に、4点目の今後町として消防団に期待するものはについてお答えいたします。

町が消防隊に期待することは、地域に密着した消防団活動の推進でございます。

消防団は、消防組織法に定められた消防機関であり、構成員である団員は権限と責任を有

する非常勤特別職の地方公務員でございます。平成25年12月には消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律が定められ、消防団の機能と役割がより明確になりました。

この法律は、東日本大震災という未曾有の大災害をはじめ、地震、豪雨などによる災害が日本各地で発生したことにより地域防災力の強化は喫緊の課題となり、いかにして地域防災への総力を集結させるかを取りまとめたものでございます。

この法律の最大の特色は、地域防災の中核として消防団を重視していることです。消防団は、地域密着力、要員動員力、即時対応力という三つの特性を有する地域防災力の中核組織であり、災害時は常備消防とともに公助を担いつつ、地域における共助の一翼を担う存在でもあるとしています。

町といたしましては、消防団は静岡市吉田消防署、自主防災組織、地域住民などと密接に連携をし、地域ぐるみで様々な活動が実施できる存在であると考えております。このような消防団の存在意義につきましては、社会的な理解を深めていくことは地域防災力の向上のみならず、消防団員の確保にもつながります。

消防団を取り巻く社会環境が変化をし、若年層の入団者が減少する中で、消防団がより適切に使命を発揮していくため、団の運営における改善が求められております。

今後も将来にわたって地域防災力の中核を担う消防団を継承していくためには何をすべきか、若い団員や、地域住民等からの意見を積極的に取り入れ、団の運営に反映させることにより、地域住民にとって身近で頼りになる消防機関になることを期待しております。

最後に、5点目の(4)の答弁を遂行するために、町はどのような支援をするのかにつきましてお答えする前に、町が取り組んでいる消防団に関する支援について御説明いたします。

町では、平成31年4月から団員が消防車両を運転する際に必要となる準中型自動車運転免許を取得する際に補助金を交付しているほか、令和3年4月13日付の消防長官通知「消防団員の報酬等の基準の策定等について」により、団員の待遇改善として令和4年3月に条例を改正し、同年4月から年額報酬額や出動報酬額を増額しております。また、消防車両の計画的な更新、ヘッドライトや防火用長靴などの安全装備品の貸与を行い、消防団活動に見合うよう資機材の充実にも努めております。

このような団員報酬や装備の充実のほか、広報活動として広報よしだや町公式インスタグラムなどを利用活用して消防団活動の紹介を行い、団員の加入促進に努めております。

消防団に関する支援に関しましては、消防庁が毎年発行している消防白書内に、消防団の充実強化の取組という項目があり、町ではその内容に沿って対応しております。

今後も既存の支援を継続するとともに、国の動向を踏まえた上で、随時消防団に必要な支援体制を整えてまいります。

○議長（大石 巍君） 町長からの答弁が終わりました。

再質問はありますか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。再質問させていただきます。

まず、1番目の質問の中での再質問ですけれども、自然災害に対しての訓練もやっているということでございました。

こうしたものの実施計画といいますか、実際どのようにやっているのか分かりません。その辺の計画、どんな形でやっているのかというのがありましたらお願いしたいです。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

訓練計画ということでございますが、主立ったものを申し上げますと、年間スケジュールというものを出しておりまして、まず、4月には吉田消防署と合同で行う安全対策訓練、6月には規律訓練、9月には総合防災訓練、10月にはまた4月同様吉田消防署との合同でやる安全対策訓練、11月に模擬火災訓練及び水防訓練、12月には地域防災訓練、8月には津波避難訓練。あと年間を通じて分団ごとの訓練ということで計画のほうは団と共有しながらやっているというところでございます。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 総合的な消火訓練を入れた、全体的な1年間のを聞いたんですけれども、自然災害においてのものは何か特別に計画というか、1年間の中でやっているということで、今の答弁が早いため、よく分からなかつたのですけれども、自然災害について、できたらお願ひします。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

失礼いたしました。

自然災害、水防というところになってくるかと思うんですが、それでやっているのは、現実には11月の模擬火災訓練と合同で行う水防訓練というあたりで、訓練としては現状1年に1回ぐらいの計画というふうになってございます。

また、実地訓練以外に研修等では学んでいるところであるんですけども、訓練としては11月にやる訓練の計画のみということになります。

以上でございます。

○議長（大石 嶽君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 先ほど、土のう袋を作ったりというような話もありましたけれども、実際そういうのも消防団員が出て、その中で作って、土のう袋も積み方によって水がちゃんとせき止められないというのはあるんですけども、積み方とかそういうことも含めてやっているということでよろしいでしょうか。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

議員おっしゃられますように、土のうは密に積むことによって水が外に出ないようなことで効果を発揮しますので、製作から土のうを積むという訓練をやっているところでございますが、内容につきましては町長答弁にもございましたが、大井川の合同点検、これだけではないんですが、そういうところで工法、具体的にこうやって作るという資料も頂いた中で、団長が参加してそれを団員に周知しているような、そのような状況でございます。

○議長（大石 嶽君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 次に、二つ目の協力業者、事業所のことについて伺いますけれども、先ほど町内には11の事業者ということで伺いました。

具体的に、悪いことをやっているわけじゃないものですから、事業所の名前を挙げていただけだとしたら、どういう事業者があるのかお伺いしたいです。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

現在、吉田町消防団協力事業所は11事業所の方に御協力をいただいております。この事業所につきましては県のホームページでも公表されておりまして、町のホームページにもアップさせていただいたところでございますが、11事業所でございますので、読み上げさせていただきたいと思います。

敬称のほうはすみません、略させていただきます。

一つ目は株式会社林造園です。二つ目は大石建設株式会社。三つ目は八木産業株式会社。四つ目は坂本モータース。五つ目は岸端板金。六つ目は野中製畳店。七つ目はマルセイ。八つ目が有限会社マスダ。九つ目が株式会社MOKUREN。10社目が有限会社鰐八木秀。最後11社目がBLUE。

以上、11事業所に御協力をいただいております。

以上でございます。

○議長（大石 嶽君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

今伺った11社ですけれども、私が知る限りでは、そもそも消防団の方が団員としていた会社かなと思うんですよ。私がどちらかというと期待していたのは、ある程度の大企業とまではいきませんけれども、大・中くらいの企業ですか、そういうところがある程度町のためにということで事業所として参加してくれているのかなというふうに思っていたわけですよね。

今ここのはほとんど、言っては悪いですけれども、個人事業に近いような形の事業者だと思います。ですから、結局大きい企業とか、中くらい、中堅の企業というところは一切そういう話はないということでしょうか。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

この制度につきましては、様々な形で周知をさせていただいておりますが、現状そういう中規模以上の企業がないというのが実情であります。

以上でございます。

○議長（大石 嶽君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） ある程度、中堅以上の会社はないということは何か理由があるんでしょうか。そういうところが協力してくれないということに対して、どう考えますか。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

その理由というのが、正確なところは、推測というところになるんですが、周知はさせていただいている中で、それがまだ届いてないということと、あと、要件ございますので、要件を満たすような企業がないというようなあたりだと思います。

以上でございます。

○議長（大石 嶽君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 例えば、ある程度大きな会社だと地元、町内在住ではなくて町外から町内の企業に勤めているという方もかなりいると思うんですよ。そういう中で、ある程度吉田町民という言葉の中に、町内在住とか町内在勤とかという方も一応吉田町民という形で

扱う、ある程度色々なことについてそういう形でやっているんですけれども、そういうよそから、町外の方も吉田町で勤めていて、そういう方の勤めている会社が、吉田町在住じゃない方を例えれば消防団員にということは可能なんですか。

○議長（大石 巍君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

話がもしかしたらそれてしまうかもしれないですが、吉田町民で消防団に所属されている方が町外の企業とかに勤めていて、その企業がその市町で協力事業所に登録しているというのはございますので、その逆ということも当然あるかと思います。

以上でございます。

○議長（大石 巍君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 先ほどの11の事業所ですけれども、一つの企業で複数入っているという、そういう企業もあるんですか。人数的に1名しか入ってないとか、それとも私の事業所は2名です、3名ですとか、そういう複数入っている事業というのもあるんですか。

○議長（大石 巍君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

1人以上いらっしゃれば登録できるということで、11の事業所に今、消防団員が何人いるかというところまでは把握できておりません。すみません。

○議長（大石 巍君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 協力している事業所における消防団員の数というのは、把握ができないことですか。

○議長（大石 巍君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

町としては当然把握しているんですが、すみません、今私の手元に把握できるものがないということでございます。

○議長（大石 巍君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

ある程度、協力事業者に対してはインセンティブがあるという話もありましたけれども、こういうことの中で、事業者から役場に対して行っていることの中で何か御意見とか、そういうものがあったら教えてください。

○議長（大石 巍君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

今、議員御質問の事業所のほうから、そこに登録してるから何かというところは、私は聞いてはございません。

以上でございます。

○議長（大石 巍君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 事業所のことは大体分かりましたので、次は、三つ目の質問の再質問ですけれども、消防団の職業というのは、先ほど年代的な人数のことはちょっと伺ったんですけども、職業としては大体会社員が多いと思うんですけども、どのような形になっているか教えていただきたいと思います。

○議長（大石 巍君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

現状、吉田町消防団の就業形態というところでございますが、令和元年度以降の状況で申し上げますと、やはり当町においては、被用者の割合はかなり高くなっています。変動はございますが、令和元年度から6年において、84%から多いときには95%ぐらいで推移しているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（大石 巍君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

一応この間お伺いして教えてもらったんですけれども、令和元年から、これまでにも毎年団員が減っているわけですよね。出初め式なんか行くと、退団者というので、何人かとか聞いたりして、逆に新しく入ったという人がいなければ、だんだん減っていくのは当たり前ですけれどもね。

原因というんですか、その辺が何かありましたらちょっと教えていただけますか。減少していく原因といいますか。

○議長（大石 巍君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

団員数はやはり確実に減少傾向にはございます。令和元年度には142人、令和2年には140人、令和3年135人、令和4年度は126人、令和5年は120人というところで年々減っているというのをございます。

その理由としては、議員おっしゃられましたとおり、退団される方より入団する方が少ないというところでございますが、その理由としましては町長答弁でございましたが、若年層の入団がやはり少ないというところでこのような結果になっているかと思われます。

以上でございます。

○議長（大石 巍君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

仕方ないかなというような感じで、私も元々消防団やっていたものですから、人が減っていくのも仕方ないかなという形では半ばいるわけですけれども、そう思ってそれをよしとしていると、今後いろんなことで大変なときに活躍してくれる方がいないということだと困るものですからね。

減少を少しでも減らすための対策というか、そのことで先ほども答弁の中で、いろいろ伺ったわけですけれども、それについて何か特別これというのがあったら教えていただきたいです。

○議長（大石 巍君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

消防団を増やしていく、人数を増やしていくという必要性がある中で、やはりこれは当町に限らず、全国的な問題になっていまして、町長答弁でございましたが、消防団員の待遇等に関する検討会の最終報告書では、こういった団員を確保するために、今後、消防団運営に当たり取り組むべき事項というものが示されていまして、町としてもこれに沿ったような形でやっていくべきというふうに考えていましたが、これについて、今、どうしていくかというのは、まだこれからのこととあります、やはり対策として幾つか挙げますと、若年層

が入ってこないということでございますので若年層の入団促進、このためには訓練方法の見直し、負担軽減など若年層に受け入れられるような改善が必要ではないかというふうに考えてございますし、あとは、なかなかこれも難しいところではございますが、女性や学生の入団促進ですね。

女性や学生が、消防団の主たる消火活動とか、そういうのになかなかすぐ入るというのはちょっと難しいと思いますが、やはり消防団の役割というのは今すごい多岐に渡っていますので、こういった女性や学生でも参加できる分野というのは大いにあると思いますので、そういう分野を拡大をしていくとか、場の提供ということで、女性や学生の入団を促進していく。

あと三つ目は、やはり消防団というものはこういうものだと、すごい使命があつて重要な役割を担っている消防団ということを、これまで広報よしとインスタグラムとかで周知のほうをさせていただきますけれども、よりそういう活動を紹介してPRして消防団のイメージアップを図っていくというのが必要ではないかというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（大石 岩君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 昨日の一般質問の答弁の中で、同僚議員の答弁の中で、自主防災会に女性が必要というようなことを言われたですよね。消防団も今、女性団員とか学生というようなこともありましたが、今後、そういうことが確かに重要になってくるというふうに考えてていますか。

再度の質問になりますけれども。

○議長（大石 岩君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

現状を申し上げますと、今年度は123名の消防団がいるうち、女性の消防団は3名でございます。この3名も一般の基本的な団員ではなくて、機能別団員ということでラッパ隊として3名の女性の方に団員として活躍いただいているところでございますが、今後については、国のほうも当然そういった男女共同参画という視点からも女性が参画していくというのが必要ということで、国のほうの第5次男女共同参画基本計画でも目標値は挙げておりますし、町としても5%という数字を挙げて取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。

そういう女性消防団がどういったところで活躍していただけるかという可能性は、先ほどの話にもつながるんですけども、どういったところで活躍していけばいいかというあたりは、先ほどのラッパ隊もそうなのですが、消防団のPR活動とか、あとは平時の防災の備えや火災の対策についての啓発活動、あと住民向けの救急講習の実施だったり、炊き出し活動というあたりで女性の消防団員にも御参加していただけたらと、将来的にはそういうふうになっていけばなというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 岩君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 第6次吉田町総合計画を見て、この中の協力事業者表示制度というところの中で、「消防団協力事業所表示制度を周知することで、消防団員がいるメリットを事業所に認知していただき、消防団員が働きやすい環境を整えることで新規消防団員の確保

を図ります」とあるんですよね。なので、結局、団員を増やすということにつながっていくわけですよね。

これについては具体的にどのような形で進めていくのか。先ほど、私、個人事業所のようなところしか11事業所にはないということで、吉田町の中には大企業から中小企業いろいろあると思うんですけども、そういった中でも会社自体がある程度、火災を起こしたことのある会社もありますし、いろいろあると思うんです。そういうところにできるだけ上手に働きかけて、そうすれば、その企業の中でもそういう部門があると思うんですけども、そういった中で吉田町消防団に入団していただくというようなことを言っていくことができないのかと考えたんですけども、その辺はいかがですか。

あくまでも現在入っている個人の事業所だけが今11事業所ほとんどそうですけれども、そうではなくて、もう少しはある程度人数のいる企業が、そういうところが率先して何人か出してくれば、または、そういうところがそれによってある程度会社がいい思いをすれば、そういう話が広がっていけば、もう少し広がっていくのではないかというふうに思うんですけども、その辺いかがですか。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

消防団員を増やす上では、今御活躍している消防団員の方もいろんなところで声かけをしていただいているというふうに聞いていますけれども、町としても消防団員を確保するため、そういった企業さんとか声かけして、もう少し周知して、そういうのを広げていくというのが必要だと思いますが、ただ、すみません、今具体的にどうするかというのではないんですけども、そういった検討は必要ではないかというふうに考えています。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 具体的には、結局PRとお願いということであると思うんですよ、私の思うにはね。

こういう制度があって、お宅の会社はこういう大きな会社ですがどうですかと、そこに足を運んで、こういう制度があって、こういう制度をやると多少こういういいところもありますと。それで、今現在こういう形で少なくて、こういう事業所が11社ありますけれども、ある程度大きな会社でもいかがですかというのはね。足を運んでそこでお願ひすることがPRになって、もしかしたらそこから何かうまくいくかどうか分かりませんが、発展していく可能性もなきにしもあらずですね。何もしないで、ただそういうものがあります、僕がこうやって企業にどうですかと、ちょっと考えが今ありません。そうではなくて、行ってみてどうですかという話をしてみれば、話をしないと相手の気持ちも分からぬですね。

その辺いかがですか。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

企業さんに直接足を運んでそういうPRするというのも一つの手段だと思うんですが、現状は、商工会等を通じて周知をさせていただいているところがあるんですけども、そこから拡大してそういうような方法も検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大石 嶽君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 例えば、町に関係している企業や団体で、何とか組合、漁業組合とか農業組合とか、建設業組合とかいろいろあると思うんですけども、そういうところである程度働きかけをしていただいて、そこから枝分かれの形で一つ一つの事業所に伝わっていってくれればいいと思いますね。いきなり大企業へ行って言っても失礼に当たるというふうに思うものですから、そういうことで始めていただきたいと思いますけれども、やっていただけるような可能性がありますか。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

消防団のイメージアップというんですか、そういう周知というもので、当然それが必要だと思います。

商工会も今議員がおっしゃられたそういう協会の一部とは思うんですけども、そういうのを通じてそういうアピールをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大石 嶽君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） あと、町内に大体2,000人の外国人の方が住んでいるということで、ヤマザキさんのところに結構大勢住んでいて、あそこは大浜になると思うんですけども、結構そういう話も色々出るんですけども、そういう方たちもここに住んでいれば、この方たちと仲よくして地域の方といろいろコミュニケーション取れていいかなと思うこともありますし、日本語学校もできたことなものですから、そういうことの中で、もしそういう方でもそういうボランティア的なことで参加ができるとしたら、消防団に入ることができるのか、外国人の方でも参加できるかどうかということをお伺いします。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

当町ではまだ外国人の消防団員というのが誕生していないんですけども、ほかの自治体さんでは外国人の方も消防団に加入しているというお話を聞きます。

やはりそういう外国人が増えている中で、外国人の方も消防団に入って地域のためにというところで、ぜひともやってもらいたいと思うのですが、その受皿というか基盤となる消防団というのがございますので、それは団とも調整しながらそういう受皿を整備しつつ、そういう方にもPRというか、周知をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大石 嶽君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 今の意見ですけれども、そういうのが消防団のほうから来ないと受け入れないのか、それとも役場のほうが消防団に対してこういう外国人の方ももし要るようならというそういう話は、どういう形でするんですか。外国人の方をよその自治体では使っているところもあるということで、吉田町でもやりたい方があるとしたら、それはどういう形ですか。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

消防団と連携をしながらというところになるんですが、当然そういう周知とかそういうの

は町が主になるんですかね、発信はしていくんですけども、仮にこういう外国人の方が来たときに、消防団としてその方にはどういうような業務をやってもらうかというあたりは、やはり詰めていかないといけないと思いますので、そこはやはり連携しながらというところになろうと思います。

ただ、町のほうでそういった周知はしていくような形にはなろうかと思います。

以上でございます。

○議長（大石 嶽君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 基本的なことですけれども、町として消防団募集のPRというか広告、そういうものは今現在どういう形で出しているんですか。勧誘といいますか。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

消防団を募るPRは、広報とかでも当然していますし、直近で言えば先日11月23日の防災講演会ですけれども、そういうときにも消防団のそういうポスターとかを掲げて募集をしているというあたりで周知させていただいておりますので、イベントごとに行っています。

また、小山城まつりでも消防署も消防団もブースを作ってPRのほうをさせていただいていますので、いろんなところで、そういうPRをさせていただいているというような状況でございます。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） いろいろお伺いして、なかなか消防団員に入団してもらってやつていくというのは難しいなというふうに自分も前から思っていたんですけども、とにかく入りやすいというのは、同級生同士で入るとか、あとは何かスポーツの団体とかそういうところの、それ以外は町内会ごとの横のつながりの仲間内で入るとか、1人で入るのはなかなか大変なですから、できれば二、三人でまとめて入ってくれれば一番効率的にもいいのかなと思うんですけども、そういう形も踏まえて、今後その場その場でPRしていってほしいと思うんですけども、そもそも消防団員を今やっている人は大体親がやっていたとか、おじいさんがやっていたとか、大体、代々というかずっと見てきて、子供が続けてやっていくという形がわりかし多いと思うんですよ、私が見る限りではね。

そういうことで、できれば、先ほど学生と言っていたのは大学生だったと思うんですけども、そうではなくて、もう少し小学校のころから消防ってどういうものだという、地元に根づいたもので地元の意識を持たせるためにも、そういうものをもう少しこう。よく小山城まつりのときに子供用のはんてんを着たり、消防の服装をしたりして写真を撮ったり消防車に乗ったりして喜んでもらってやっていますけれども、ああいうのも一つそうですが、それ以外に学校の教育というと、ちょっと大げさかもしれません、そういうところでまた地元のことをやる中で私たちの地域が海岸端にあって、津波震災の可能性があるところであって、町長が今防潮堤を一生懸命やってくれるという形で、防御するよという形でやっていますけれども、そういう中にも津波だけではなくて、建物が倒壊したりなんなりといろいろあるものですから、そういう中で消防団が町のために一生懸命働いてくれるんですよという、そういう教育をぜひやっていただければ、将来的に大人になったときにある程度子供のときに習ったことが心にあれば、消防団に入ってくれるんじゃないかなというふうに思うんです

けれども、その辺は教育長に聞いていいか、ちょっと分からないですけれども、誰でもいいですけれども、どうですか、そういうことの関係は。

○議長（大石 巍君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 小さいころからそういう姿を見ているというのが一つのきっかけづくりになるというふうに思います。

先日12月1日の防災訓練を見させていただきましたけれども、その中で消防車が実際に放水訓練等をするというところに中学生等も参加しながらやっていますので、そういう姿、そういう体験をしたりだとかいうのが一つのきっかけになってくると思うんですね。当然そこでいろいろな会話が生まれますので、そうしたことが議員おっしゃられる一つの教育的なところにもつながっていくかなというふうに思っています。

あとは、社会科等の授業の中でも、そうした内容が触れられることがありますので、きっかけづくりが大切だなというふうに思っています。

○議長（大石 巍君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 私も社会人になってから町外でずっと会社員で働いていたものですから、それでも消防団に入ったんですよ。それは、入るに当たって、うちにいるときだけいいで出でてくれりやいいよと言われたものですから、うちで寝ているものですから、夜の火事なら行けるなということで、あとは訓練とかそういうのも、仕事が終わってからということで、夜な物ですから参加することができてやってきました。

だものですから、今は結構福利厚生的なものもよくなったりしているもので、いいじゃないかなって私からは思うんですけども、逆に消防署の消防署員は結構成り手が多いような形で、入るための試験とかそういうものが大変な形でいると思うんですけども、逆に消防団はわりかし成り手がいないということで、それで、そういう中でもいろいろ手当をしてくれているものですから、何でもかんでもやらにやいかんということではなくて、いるときだけでいいよとか、そういうことの中で進めていただければなと思いますけれども、なかなか難しいということですが、その辺で今後増やすためにと、また同じことを聞いちゃうとあれですかね。

時間もあれなので、昨日の一般質問で、同僚議員の自主防災会の話があつて、自主防災会がしっかりとある程度確立しちゃつくると、消防団というものはまたそれとは別だと思うんですけども、自分なんかは町内会に頼まれて水を出したりなんだり、小型ポンプの点検やったりといろいろと頼まれてやつたりしたですけれども、そういった場合は、自主防災会も町としてはしっかりとやってもらうようにしにやいかんということで進めているので、そういった場合、消防団というところの関係とか、その辺はどのような形になるんですかね。

○議長（大石 巍君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

自主防災会と消防団との関係という御質問ですが、これは吉田町の地域防災計画に明確に定めておりまして、関係というか連携を当然していくものだという中で、消防団は、地域住民により構成される消防機関である。自主防災会組織の訓練に参加し、機材の取扱いの指導を行うなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図ること。また、消防団と自主防災会はともに連携して地域の防災体制の充実を図ることとなっていますので、組織こそ違いますが、地域を代表する団体としてお互いに連携しながらやっていくというところで両

輪のような形になつてきますので、どちらかということはないと、両方一緒になつて進めていかなくてはいけないというふう思つております。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） とにかくいつも、毎年出初め式のときに町長がよく消防団を頼りにしているという、そういうものの団体であるということをよく挨拶してくれるでしけれども、私もそう思つていますけれども。そのためにもなるたけ人数をできるだけキープして増やすことは当たり前でしけれどもやつていただきて、今後も本当にいざというときに消防団がやつてくれたという気持ちになれば、そういうことがあつたら困るんでしけれども、もし仮にそうなつた場合は、そういうことの中で皆さんのが安心して安全な暮らしができるということをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（大石 嶽君） 以上で、10番、八木 栄君の一般質問が終わりました。

◇ 山 内 均 君

○議長（大石 嶽君） 続きまして、8番、山内 均君。

〔8番 山内 均君登壇〕

○8番（山内 均君） 8番、山内 均でございます。

私は、今回9月の回答を聞かせていただきまして、それに対して私が私なりに感じたこと、それを今日は細かく聞かせていただきたいと思っています。

最初に、9月の一般質問で南海トラフ地震臨時情報に対する対策及び対応ということでお聞きしました。残念ながら前回の答弁の中では、巨大地震からの危機、私なりには見えてこなかつたです。それが一つの原因となつています。

理由は、気象庁が8月8日の南海トラフで起きた日向灘を震源とする最大震度6弱の地震発生に対して、地震臨時情報、巨大地震注意を出し、準備を促しました。吉田町は給水や下水等の被災に対する言及がなかつた。準備をしなくていいのか、大丈夫なのかという思いを強くしましたので、ここで聞かせていただきます。

それで、資料をちょっと見ていただきたいんですけれども、資料の断崖が4メートル、これは皆さん、恐らく能登半島の地震で危機感だけはあおりましたので、こういう形で出ると思います。4メートルが、何百メートルの段階で起きていましたね。これは活断層ですね。

その左にある地図に関しては、赤く塗られたところ、珠洲市から輪島に関して、漁港が4メートルですよ。4メートルというと、今時計のある、もっと上で6メートルぐらいあるから、中間よりもっと上ぐらい、そこまで地盤が飛び上がつたんです、瞬間的に。この地盤が飛び上がつたのは、台湾の地震ではグラウンドが6メートル上がりました。天井までれました。そういううずれた、こういうことが一つとして、この地震に対して非常に危機感を感じるわけです。

この下にあるのが、東日本大震災で出た数字です。国が公表している数字になります。

その次を見てください。

この写真は、ある人の紹介で医療機関の協力で東日本の三陸町だと思います。行ったときに写真を撮ったんです。自分で撮った写真です。あと写真の中には360度何もなかったですね。そういう危機感の中で、やはり危機は起きるんだろうということで考えております。次のトイレに関しては、また途中で紹介をしたいと思います。

質問の趣旨に入ります。

前回の9月議会の一般質問では、南海トラフ地震臨時情報に対する対策及び対応について聞いた。商業施設と物資供給に関する協定の締結は最後の命を守る重要な役割と確信している。重要課題として大切に運用してほしい。

しかしながら、過去の事例に見える巨大地震の地殻変動などによる被害は必ず発生するものとして対策を考えてほしい。数か所の被災地を視察して強く感じた。

最近、最大震度7の地震が連続して発生した。2024年1月、能登半島地震。マグニチュード7.6、先ほどの資料の1です。地盤の隆起4メートル、1.3メートルの地盤の変動です。2018年4月、熊本地震です。これはマグニチュード7.3。これは特異な地震だったですね。2度起きましたからね。2011年3月は皆さん御存知のとおり津波を伴った東日本大震災、マグニチュード9.0。資料2で紹介しました地盤沈下による海岸線から1キロメートル以上が水没をしている状況です。1995年1月は、テレビで放映しています、阪神淡路大震災、マグニチュード7.3。地殻変動による地盤のずれです。

令和6年8月8日に発生した日向灘を震源とする震度6弱の地震発生に対し、気象庁は南海トラフ地震臨時情報を発信した。とうとう来たかという危機感を感じた。

地殻変動や土地の液状化は、ライフラインに想像を超える被害をもたらす。災害は必ず起きることを前提に対策を考え、その上で町民の命及び生活を守るための準備と対策が必要であると考える。

そこで質問をします。

(1) 地震による建物やインフラへの被害想定について。

①能登半島地震での被害は、地殻変動による地震動と建物の構造に原因があると思う。被害を最小限にするための補助などの対策は今までと変わらないか。

②過去の事例でしか想定はできない。大地震では質問の要旨に示すとおり、地殻変動による地盤の隆起、沈下、ずれが起きている。前回質問の回答には上水道も下水道も被災に対する言及がなかった。被災することが前提での災害対策を考えるべきであると思うが、被災しない根拠は示されるのか。

(2) 避難所や自宅への非難生活について。資料3です。後で説明します。タンク式水洗トイレです。

①避難所でのマンホールトイレを設置しないところの対応と設置計画は。

②①以外及び自宅でのトイレは浄化槽による水洗化が可能であると思う。水タンク一体型のレバー式のトイレはレバーの操作だけで使用できる。上水道は要らない。生活用水だけいい。ただし、プロアで層内を攪拌するには電気が必要だが、小型の太陽光電池で賄える。仮設トイレによるストレスは感じなくなる。このシステムの導入および推奨は。

(3) 商業施設との協定締結について。

前回の第3回議会の一般質問で、巨大地震など災害時に住民の命を支える生活物資を供給していただく商業施設との災害物資支援協力に関する協定の締結内容には、町からの要請に

直ちに納入と答えていた。

- ①町民からの必要物質の要請はどのように受け入れるのか。
 - ②要請から配給までの順序と期間など図式マニュアルの作成は。
- 以上、答弁をお願いいたします。

○議長（大石 嶽君） それでは答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

○町長（田村典彦君） 最大震度7の大地震への対策と対応（第2弾）についての御質問のうち、1点目の地震による建物やインフラへの被害想定についての①能登半島地震での被害は地殻変動による地震動と建物の構造に原因があると思う。被害を最小限にするための補助などの対策は今までとは変わらないのかについてお答えいたします。

平成7年の阪神淡路大震災において、8割以上の方が建物の倒壊などによる圧死・窒息死が原因で亡くなつたことを受け、県では当時想定されていた東海地震における住宅の倒壊から一人でも多くの命を守るため、平成13年度に木造住宅耐震化プロジェクト「TOKA I-O」を立ち上げました。

現在県では、令和3年度から令和7年度までの5年間をプロジェクトの総仕上げ期間と位置づけ、取組を一層強化し推進している中、本年度で終了としていた無料耐震診断について来年度も継続を検討しているとの報告があったところでございます。令和8年度以降については、県から方針を示されておりませんが、町といたしましては、国や県の動向を注視しながら、耐震化向上のための政策を検討してまいります。

次に、②過去の事例でしか想定はできない。大地震では、質問の要旨に示すとおり地殻変動による地盤の隆起、沈下、ずれが起きている。前回質問の答弁では、上水道も下水道も被災に対応しているとのことであった。被災することが前提での災害対策を考えるべきだと思うが、被災しない根拠は示されるのかについてお答えいたします。

上水道及び下水道の地震対策に対する国的基本的な考え方は、被災することは免れないという前提の下、被災の影響が大きい重要な施設について耐震化を図る防災と、被災を想定して影響の最小化を図る減災を組み合わせるもので、本町においても、この考え方へ沿った対策を講じております。この対策につきましては、さきの第3回吉田町議会定例会における議員の「南海トラフ地震臨時情報に対する対策および対応は。」の一般質問に対し、防災の対策としては、上水道では水道施設の耐震化対策を、下水道では防災拠点や避難所から配水を受ける管路などの重要な幹線などについて耐震化を進めているとお答えをいたしました。

また、減災の対策としては、上水道では被災後の給水活動を、下水道では処理場が被災した場合でも最低限必要とする揚水機能や消毒機能が確保できるよう対策を講じているとお答えをいたしました。

このように町では、施設が被災しないことは想定はしておりません。

次に、2点目の避難所や自宅での避難生活について。（資料3）タンク式水洗トイレのうち、①避難所でのマンホールトイレを設置しないところの対応と設置計画はについてお答えをいたします。

この質問につきましては、さきの第3回吉田町議会定例会における議員の一般質問でお答えしましたとおり、町では町民の皆様の被災に備え、食料、毛布、トイレなどの災害備蓄品

の計画的な整備を行っております。

このうちトイレにつきましては、避難所用の簡易トイレや車椅子対応組立式トイレを備蓄するなど、必要数に応じた計画的な整備を行っております、避難所となる住吉小学校や吉田中学校におきましてはマンホールトイレも設置しております。また、能登半島地震の被災地に派遣しました自走式の水洗トイレカーを配備するなど、被災時に早急に対応できるよう、災害時のトイレ対策を講じております。

さらに、吉田町災害廃棄物処理計画におきましては、仮設トイレの設置も考慮しておりますので、マンホールトイレのない避難所におきましては、被災状況や、避難者の状況に応じて、避難所用の簡易トイレや車椅子対応組立式トイレ、仮設トイレ、トイレカーの配置など多面的に対応する想定でございます。

次に②、①以外及び自宅でのトイレは、浄化槽による水洗化は可能であると思う。水タンク一体型のレバー式のトイレはレバーの操作だけで使用できる。上水道は要らない。生活用水だけでいい。ただし、プロアード内を攪拌するのに電気は必要だが、小型の太陽電池で賄える。仮設トイレによるストレスは感じなくなる。この水タンク一体型のレバー式のトイレの導入及び推奨はについてお答えをいたします。

議員の御質問にあります、水タンク一体型のレバー式のトイレの導入及び推奨は、断水時に一般的な家庭等にある水洗トイレのタンクにバケツなどで生活用水を注水することにより、レバーの操作だけで水を流すことができ、トイレの使用が可能であるという御提案と捉えてお答えをいたします。

議員の御提案は、一度タンクに貯水してから流すというタンク付き水洗トイレの構造上、物理的には可能かもしれません、トイレメーカーでは「断水時は洗浄レバーでの洗浄はできません」「洗浄不良や詰まりの原因になったり、電気部品が被水し故障の原因になることがあるので、タンクへ直接水を入れることは避けてください」「地震などの災害時に排水管が破損している場合は、水を流さないでください」と注意を促しております。

メーカーがこのように案内しておりますこと、また避難所となる施設や一般家庭においてタンクにレバーがついているタイプの水洗トイレは広く普及しておりますことから、特段、町から水タンク一体型のレバー式のトイレの導入及び推奨をする予定はございません。しかしながら、メーカーでは「断水においては便器にバケツで水を直接流し込んでください」とも紹介しておりますので、排水管や浄化槽が破損していない場合は、水を直接便器に流し込む方法を防災研修などの際に周知をしてまいります。

3点目の、商業施設との協定締結についてのうち、①町民からの必要物資の要望はどのように受け入れるのかについてお答えいたします。

県の避難所運営マニュアルでは、運営業務の役割分担において、食料・物資の調達、受入れは避難所運営組織を編成した際に、食料・物資班が担い、業務の一つとして災害対策本部へ避難人数や必要な食料・物資を速やかに報告することと示されております。今後町で整備を進める避難所運営マニュアルにおきましても、こうした避難所運営組織の役割分担や班編成を盛り込み、各避難所における物資調達などの要望が町災害対策本部へ速やかに届く体制を構築してまいります。あわせて、在宅避難など避難所以外の町民の皆様の要望につきましても、町災害対策本部へ届く仕組みづくりを検討してまいります。

最後に②、要請から配給までの順序と期間などの図式マニュアルの作成についてお答えを

いたします。

町の地域防災計画のうち、緊急物資集積場所及び配分計画においては、町から協定先の事業所へ物資調達の要請を行い、最初に物資が集まる集積場所から指定避難地や避難所へそれぞれ配達した後、自主防災会や町民に配分するというフローチャートがございます。

大規模災害時において、被災した町民の皆様が必要とする物資を速やかに安定して供給するため、町といたしましては配給までの手順などを示したマニュアルは必要と考えておりますので、今後、協定先の事業所とも協議をしながら、こうしたマニュアルを整備するとともに、訓練などを通じて内容の充実を図ってまいります。

○議長（大石 嶽君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 重要な答弁いただきました。

今、質問するに当たって考えて3番目の質問です。これが私にとっては一番大事なことであると思っています。

恐らく、地震でパニックの人たちは、そのときにこういうもののマニュアルをぱっと見ただけで、恐らく人間の脳は瞬間に収まるはずなんですね、よくそういうのはあちこちで聞きます。そういうときにマニュアルの作成を今、町で考えていただいているということですけれども、そのマニュアルの作成がひょっとしたら各家庭に配布した簡単なマニュアルが見ただけで、自分の行動が何ができるか、そういうふうに感じただけで次のステップにいけると思うんですね。そういう意味でこの協定に関しては、9月のときもそうですけれども、どこかでやらなきやいかんと思っていました。

これは恐らく日本中に広がるんじゃないですかね。そのぐらい僕にとっては、とにかく被災した人たち、特に吉田町の町民の人たちにとってはすごい大事なことだと思うんですよね。そういうものに関して、これから吉田町のほうではどういうような形でそういうマニュアルをつくっていただいて、そして、それをどういうふうな形で周知していくか。被災した人たちが瞬間に落ち着けるような状況になると思うんですけども、それはどのように考えておられますでしょうか。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

物資供給のマニュアルというところですが、町長答弁にございましたように、今、吉田町地域防災計画の中でも、簡単な図式ではあるんですが、流れというものをお示したもののがございます。ただ、これでは実用にはまだちょっと至らないというところでございますので、この詳細を詰めていくというところでございますが、今後必要な物資を集積して、それを避難所に分配して、そこから各個人のところに渡っていくという流れになっているんですけども、それをどういうふうにマニュアルにして、今後どういうスケジュールでというところまでは、これからも検討するところでございますので、また周知についても、どうしていくかというのは、今後の検討課題というところでございます。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 被災した方にとって何が大事かというのは、私は私なりの考えを話し

ました。ただ、これって時間との争いですよね。そうすると、例えばシミュレーションをして、恐らく下から上がっていって本部にいって、本部から企業にいって、企業の社長とかにいって、担当課が本当にどうかを精査して出す。そういうタイムスケジュール。シミュレーションの中で絶対やらないといかんのは、タイムスケジュールをいかに詰めるかということだと思うんですよ。その辺をぜひやっていただきたいと思うし、町の考え方としては、これからどんなふうにそれを進めていくか。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

議員がおっしゃられましたとおり、発災時は本当に1分1秒を争うというか、そういうタイムスケジュールが必要になってくるのは当然でございます。

ただ、協定に関しましては、大分前に協定のほうは締結をさせていただいて、基盤というところはできたんですが、正直まだ事業所とももっと連携して詰めていかなくてはいけないという、本当にそういった詳細のところは今後詰めていくような形になりますので、今、具体的にどういうというところはまだお示しできないのですが、まずは事業所と調整して、どういった方向で進めるかというところを調整していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大石 嶽君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 例えば、それをつくるに当たって、今では無理だと思いますけれども、どのくらいの時間がかかるか、一つの目標のタイムリミットを持ってやっていただくことが迅速な対応になると思うんですよね。その辺もぜひやっていただきたいし、ぜひシミュレーションをやることが間違いなく大事なことだと思うんです。

その辺の考え方として、ぜひシミュレーションをしながらやりますよという形の答えがいただけるとありがたいですが、どうですか。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

能登半島地震に限らず、過去の大震災からの教訓ということで、これからやっていかなくてはいけない課題、詰めていかなくてはいけない課題が多々ある中で、町のほうでは各避難所における避難所運営マニュアルがまずは必要ではないかということで、これは来年のワーキンググループ等を通じて詰めていくという答弁のほうをさせていただいています。

これについても当然同じように大事なことになってくるんですが、今、町としてはまずは避難所運営マニュアルを優先していきますので、その後というわけではございませんが、優先順位をつけながら、やれることからやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 早くやっていただくことが大事ですけれども、多分、情報の役割というのは、一番最初はどこが担うんですか。仮に、一番最初に受けるところが、基本的には地域全部違いますし、自主防災会の人たちは周りの人たちを知っていますので、組員の会議とか、組長会とかよく分かっていますので、本当は自主防災会が訓練の中で、役場からお墨つきをいただいて、そして直接やるような状況を取るのが、まず僕は町の人たちのニーズ、必要なことが出てくるじゃないかと思うんですね。

そのニーズの中には必ず女性が出てきますので、生理用品であるとか、我々男では気がつかないものがいっぱいあるでしょう。そうすると多分、自主防災会の組織の中にも、いや応なしに女性が入ってくるんじゃないですか。そういうものをちょっと考えていただきたいと思うんですけれども、その辺はぜひどういうふうに考えるか、そこでも考えていただきたいと思うんですけれども、どうでしょうかね。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

まさに避難所運営マニュアルの中に組み込んでいく内容になってくるかと思いますが、各避難所は最初は自主防災会の立ち上げというところを担っていただきますので、そのときに当然、物資が必要だという情報が地域の方から集まってくると思います。それを今、町の災害対策本部にこういったものが必要だという情報をいかに早く入れて、町の災害対策本部としては、いかにそれを情報収集して今度は指示のほうを出す。その指示が、事業所を通して集積所に物が集まって、それが要請のあった避難所に分配されていくという流れになるんですが、避難所運営マニュアルとともに、今回の御質問にあるマニュアルというところに反映されていくものだというふうに考えてございますので、それはおいおい整備していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 先ほどから、避難所運営マニュアル、これくせ者として、運営マニュアルがついちゃうと、ずっと段階的にそこに携わる人たちが出てくるわけですね。私は、そういうデメリットを持っていると思うんですよ。

だから本当は、防災課でもどこでもいいんです。防災課がいいと思うんですけれども、そういうものの独立したシステム、例えば、自主防災会に要請のいろんなものが入って、それを独立したシステムが受けて、そしてそのまま企業に要請をする。そういう独立したシステムをつくることが、できるだけ人が関わらない状況をつくることが大事だと思うんですけれども、迅速に対応するにはね。その辺はどう考えますか。引き続きお願ひします。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

その仕組みは、間違いなく防災課というか町が企業に当然要請のほうは出しますので、それはもうはっきりしているところです。

避難所運営マニュアルの役割分担を決めますが、今回つくるマニュアルの中で、例えば何々班の誰々が今回誰々さんと決めるわけではないものです。当然役員の方も替わりますし、避難されてくる方も替わりますので、そこまで限定するものではないんですが、ただその流れとしてその担当になった方が町に上げたら、町のほうから企業に要請を出すという、そこははっきりしているかと思います。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） もう一つか二つ。ここで大事なのが、自主防災会であれ何であれ、役場の中の防災課であれ、人がどんどん替わるわけですよね。人が替わったときに、みんな頭の中が違うわけですよ。それによってどうしたってそれが出てくるから、本当は自主防災会

もそう、バックボーンをつくってほしいです。

いろんな地域を見ると、年寄りの人たち、田舎ですよね。そういう人たちが、もうこの人がいて、その人を中心に全部集まつてくる。そういう人は吉田町の中でも地域ごとに、私が考えただけでも結構いますので、そういう人たちをうまく利用してというか、うまく携わつていただきて、そして搖ぎない中心棒だけをつくっていくことが大事だと思うんですよ。ぜひその辺もやっていただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

まさに各地域の実情というのがございますので、そのあたりをワーキンググループ等で酌み上げて反映していきたいというふうに考えていますので、そういった各地域の実情というのを反映させながら当然やっていかなければいけないというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 一つ目に戻ります。建物の被害は構造ということですね。

ここに静岡新聞の12月6日、県議会で大石議員がただしたものに関して、要するにTOKA I-0をどのようにつなげていくか、それに関して、早いですね、今の知事は即答えを出しましたね。これは1年間延長すると、これ12月5日の辺の答えだと思います。これに関してそういう情報というのは入ってきてるんですか。

○議長（大石 嶽君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

新聞に書かれている内容、私どもも把握しております。

実際、担当課長会議がこの少し前にあったわけですが、わが家の専門家診断、無料の耐震診断については、1年延長という方針は示されました。ただ、それ以外のものについてはまだ示されてないというのが実情です。

担当課長会議でこの記事が出る前には一度示していただいている。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 知事の発言の中に、そのまま1年間延長すると書いてある。その辺は本当に必要なことですのでしっかりやってくださいね。ぜひまた、その辺に関しては質問で見ていこうと思っています。

あと、今気がついたんですが、先ほどシミュレーションの協定の話の中で、一番大事なのが、いつやるか、協定やってから、いつまでにあれを配給してくれるか。例えば、地震のときに瓦礫の下に埋まった人は72時間が大体命の限界。食料の限界であるとか、ストレスに対する、食料であるとか水であるとかに関する限界というのは、それは多分あると思うんですけども、その辺の人間が受ける限界、減衰型にずっとストレスは下がっていくとは思うんですけども、そういう限界というのはどこかで、講習とかそういうので出ることはないですか。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

そういう食料や水分といったあたりの限界というのは、今までの防災研修であったり、

周知という中では特にないというのが実情です。

以上です。

○議長（大石 巍君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） また環境課に聞きますね。

静岡新聞です。11月28日に耐震の記事がありますか、70歳以上は利子を払うだけ。理由は、年寄りで亡くなってしまう人が空き家になるじゃないですか。その空き家になるときにそれを担保にする。そして耐震改修をやったお金をそれを担保で、いざというときにそれを最終的にはツーペイにする。そうすると、9,000円から9,500円の利子だけ払っていって、耐震ができるというわけです。

これも静岡新聞の11月28日です。多分3面くらいに載っていると思いますね。見てみてください。たまたま見つけたんですね。

ここには、耐震改修70歳以上出費なしと。自宅担保に借金、利子は国というね。国ってすごいですね、そう考えると。やっぱり国が考えていること、自分らが考えているよりもすごいことを考えていますね。

特に、その中に、1の問いで、耐震改修をなぜしてほしいかというと、日本建築学会が珠洲市、輪島市、穴水町で木造建築物件の5,000棟を調べた結果、1981年（昭和56年）6月以前の建物は、19.4%が倒壊をした。ところが、耐震をやった建物に関しては5.4%で済んでいた。そうすると、その辺のことを考えると、長泉町はもっと考えていて、東京なんかはずっとあるんですけども、今言った1981年から平成12年、二千何年か、そこまでが本当は阪神大震災で地震が起きたときに、今までの基準法の中では、どこでもいいから入れてあればよかったんですけども、阪神では建物が1か所に偏ったために、振られて潰れたんですね。それで、あそこで2分の1以上はつくりなさいと。今その基準をやっていくと、今言った19.4%が5.4%で助かるということですね。

実際、いつも思っていたのは、あの地震でNHK含めていっぱい潰れているのを出しましたよね、潰れているのだけね。あれを見ると100%潰れているじゃないですか。九十何%とかね。ところが、ずっと見ていると、穴水町とか、市役所の前の新しくできたところは、新しい建物がほとんど壊れていません。この数字がやはりそうなんだと確信しました。

ですから、地震のために耐震をやってほしい。耐震の後に、今言ったトイレの話へつながるわけですね。

資料の3をちょっと見てもらうと、これは自分のうちのトイレです。一番右下を見るとあるでしょう、これは電気を抜いてあります。ここに、左側の桶で水を入れました。多分2杯か3杯です。そうしたら、何回でも使えますね。それは恐らく、先ほどの答弁でいただいた便器のトイレ。今のトイレは、見てください、ほとんど電気で水を流します、ボタンで開けます、ボタン一つで給水します。ところが、電気が消えた段階で確実に止まりますね。1日、2日ね。それがあるものですから、こういうものの推奨していただきたいと思うんですけども、その辺の推奨、特にぜひそれを広げていただきたいと思うんですけども、どうですか。

○議長（大石 巍君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

タンクつきのトイレというところでございますが、町長答弁にもございましたとおり、タ

ンクのほうに水を入れるではなくて、便器に直接円を描くように入れる、水の水圧というか流れで流れていきます。

私の家もこれとタイプが一緒で、実は昨日試してみたのですが流れました。

今タンクのないトイレもあるのですが、電気で蓋を開けるとかあるとは思いますが、構造的には水で流すというのは変わらないと思いますので、タンクつきでなくても、同じような形で便器から水をやれば流せるというふうに考えるんです。その辺はメーカーのほうから、断水時にはこうして流してくださいというのを紹介されていますので、そういうものを、防災研修などで周知していきたいというような、町長答弁で説明させていただいたとおりでございます。

○議長（大石 嶽君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） こういう情報をLIXILとかTOTOとかにもし聞いてくれて、やっていただければ、彼らは必ずイノベーション起こしますから。それでやっていて実際に駄目なのは、本当に困るのは便器の冷たさと、それと温水が出ないことですね。この温水が出ないというのは、ほかでいろいろ見ていくと必ずベンチャー企業がやっていますね。その辺は情報いただきてもらって、できたらマンホールトイレに設置をしていただきたいと思っているんですけども、その辺の計画とか、どのように受け入れるというか、どのような考えを持ちますか。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

すみません、もう一度御確認させていただきたいのですが、マンホールトイレの上には便座を設置するのですが、その便座をこういったタンク式のものにするというような御質問ということでおろしいでしょうか。

それはちょっと現実的に難しいというのが正直なところで、災害時においてトイレ環境を改善していかなくてはいけないというのはもちろんあるんですけども、そこまではちょっとなかなかできないのではないかというふうに考えます。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 現実的にできる話をします。

例えば、マンホールトイレを違うところにつくっておいて排水で流すだけ、要するに、便器を違うところに同じ形をつくるだけなんですね。分かりますか。

マンホールトイレを上につくるでしょう、直接落とせますよね。直接そこに落とすのではなくて、例えば1メートル、2メートルか今のトイレはみんな水持ってきますよね。自然の流れで。そういうふうにやれば可能なんですね。

私が考えたのは、先ほど言った、とにかく地震で建物を健全にする。建物を健全にする中でとにかくトイレを強固にする、水回りを生かす。そして、そのやつを流すことによって、それは避難所でもできるはずなんですね。今自分が考えたのは、物置にスペースをつくっておく。個人でも何でもいいから。そうしておいて、それをいざというときにつなげるだけですぐ使える状況ができるものですから、そういう状況もいろいろ考えながら思っていますので、ぜひその辺も考えていただきたいと思うんですけども、どうですか。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

今、議員がお考えになっているというのは、それをやると常設トイレと何が違うのかなどいうふうに私は思ったんですが。

すみません。その辺は、こういうお考えということで聞かさせていただきたいと思いますので。

○議長（大石 嶽君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今この話をなぜしたかというと、10月20日、静岡環境衛生組合かな、あそこにいる福世君とも講習会の現場で会ったんですけども、その先生はやっぱり同じことを言っていて、そういうものを避難所の合併浄化槽に取り付けてくれと。

避難所についてちょっと聞きたいのは、昨日、同僚議員の中で避難所の数、ちょっと分からなかったのが、24と20の出ましたけれども、今実際に下水道区域で単位にされている避難所と下水道の区域外はどういう数字になるんですか。24と20の先を教えてください。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

24というのは福祉避難所も含んでの話になりますので、一般の指定避難所は20か所になります。議員御質問のその20か所中、公共下水道につながってございますのは、6か所でございます。残りは浄化槽というところになります。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 冒頭で言ったのは、最初に心配したのは、下水とか水道とかに言及がなかったと。9月の一般質問のときにそれに言及がなかった。工事をやっていますよと、そういう話で終わっていたんですけども、その中でずっとと思っていたのは避難所。例えば、自彌小学校ありますよね。そこには何十人槽入っていますか。40人槽、50人槽入ってるでしょう、合併浄化槽は。そうすると、途中のどこでもいいから、今言った水で使えるトイレをつけてやれば、どこでも使えるわけです。

特に講習で見た状況はどんな状況も汚いですね。あれは水が流れないだけの話なんですね。それを考えると、やっぱりこういう今言ったシステムを各避難所に置いていただきたい。考えていただきたい。要するに、9月のときには、そこに例えば大幡会館は入っていませんから、そこには自動的に置くんですけれども、それ以外も入ってますよね。それをそつくり使うことができれば、ストレスによる症候群がなくなるはずなんですね。

できるだけ関連死をなくすための方法としては、非常にいい方法だと思うんですけども、そういう現在ある避難所、例えば下水道区域以外にはそういうのを設置をして、そして環境を整えるということはできると思うんですけども、その辺が可能かどうかというのはどのように考えますか。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

現時点では、災害時におけるトイレの配備計画というのは町長答弁にもございましたが、組立式トイレだったり、マンホールトイレ、また仮設トイレということで、賄うように今考えてございます。この辺の各避難所におけるトイレ環境も、また繰り返しになりますけれども、当然、避難所運営マニュアルの中では、こういったトイレの配置計画というのも、そ

の中に盛り込んでいくんですけども、今、議員が御提案された、すみません、正直、私まだイメージが湧かないところがありますので、また別の機会にも、こういったものをイメージされているということで、御意見をお聞かせ願えれば、まずそこからかなと思いますので、現時点では町長答弁にあったようなトイレ計画を考えていると、ただ詳細については、避難所マニュアルのほうでまた検討していくところでございます。

以上でございます。

○議長（大石 嶽君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） イメージは、今住宅がありますね、トイレがありますよね、住宅のトイレ、水洗が今あなたのうちはレバー式がついていると。今の状況をそのトイレはどこでもできるわけですから。今とにかく建物が壊れなければいい。逆に言うと、トイレが出来ていればいい。仮設だろうがなんだろうが。それを今の状況と同じようにつなぐだけですね。トイレが外にいって仮設になるだけの話です。

理由は、合併浄化槽って壊れないんですよ。非常に被害が少ないです。あと、先ほど一番最初に言った能登半島地震の4メートルの隆起。それと79センチ、海の中に入していく水没する地域。これは当然できませんよね。ただし、自分がいろいろ文献を見ていくと、一番怖いのは、今、言おうとしているのは、ぜひもっと危機感を持ってやっていただきたいと思うのはここにあります。

多分、南海トラフとか日本海溝、駿河海溝。こここのところでそれを見ると、要するに静岡県の駿河湾の上でユーラシアプレートと北米プレートとフィリピン海プレートの三つが複雑に絡んでいて、それでどうやらフィリピン海プレートが下に沈み込んでいくと。この動きが分からなくて、よく静岡の防災センターで講演やるでしょう。あのときはよく行ったんですけども、そのときに、多分、日大の先生だったと思うんですけども、五、六年前に初めて駿河湾に検査のケーブルをやって、そしてようやく進み始めたと。

ところが、我々が知っているフォッサマグナというのは、富士川からあそこは断層で、あそこは確実に何か起こりますからね。それを含めて、やっぱり地震に対して何が起きるかという、いろんな情報を取っていただきたいと思うんですよ。その辺で今日はお願いすることばかりですけれども、この中で本当に何回も言いますけれども、協定をしていただいた、あれは本当に大事に育ててもらいたい。多分、吉田町発となると思います。やはりどこかでそういうものが必ずできますので、ぜひその辺で吉田町の町としての考え方とか、そういうものに関して意気込みというか、そういうのがありましたら、どうでしょうか。

○議長（大石 嶽君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

物資供給という観点からも、そこを詰めていくというのが必要でございます。

ずっと申し上げてございます、避難所運営マニュアルも必要でございます。当然、住民主体の避難所運営ということを受けて、それも含めてきちんと進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（大石 嶽君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 本当に町長にお願いしたいのは、今地震で、新聞の中で、鈴木康友氏が知事になってから、こんなに早く動くとは思っていなかったです。やっぱり経済人がつい

ていますよね。やっぱりその辺が、これが本当に助ける部分の一番大事なことになると思うんですよ。そういう意味で県を注視しながら、長泉町も注視しながら、基本的にはうちを補助することで、現在1件やらせてもらっているうちは、やっています。実際にシェルターですね、本当にシェルターを造っちゃったんですね。部屋全体が構造用鋼板で全部囲まれます。それでよく言われるのが、風で動いていたんです。それがもう何人にも言わされました、ぴたっと止まりますよね。これ全部シェルター造っちゃっているわけですからね。そういう意味で耐震は、先ほども言いましたが、すごい力を持っている。そして、人を助けるにはこれしかないですね。

今回ビルが倒れたでしょう。建物ってあれでも壊れないんですから、本当すごい力を持っていると思います。あれは、パイルが、地下の支えている杭が、今までの計算上と違った結果を出したものですから、恐らく建築基準法が変わると思いますけれども、それを含めていろんな情報の中で、人が助かる状況をつくっていただきたい。

周りにはシェルターもありますので、ぜひ町長に本当にお願いしたいのは、そういうものに関して、人が亡くなつて怪我をしてかかるお金よりも、恐らく、分かっているとおり全然かからないと思いますので、ぜひその辺も含めて、今回は9月の一般質問で聞けなかつたことを聞かせていただきたい。

いろいろお願いしましたけれども、ぜひその中で、さっきから言っているその大事なものに関しては、本当に大事に育ててください。そして、吉田町の企業をそこからつくついていただければと思います。

これで大体聞きたいことは終わりました。また、よろしくお願いします。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（大石 嶽君） 以上で、8番、山内 均君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時5分とします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時03分

○議長（大石 嶽君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 大 石 裕 之 君

○議長（大石 嶽君） ただいまの出席議員は11名であります。

引き続き一般質問を行います。

1番、大石裕之君。

[1番 大石裕之君登壇]

○1番（大石裕之君） 前回の9月議会では、教育長に教育行政のトップとしての考え方などを質問し、また教育者としての思いなどもお聞きして、様々に理解を深めることができまし

た。

その上で、今議会では、さきに通告のとおり、不登校の児童・生徒について以下に質問をさせていただきます。

去る10月31日に文部科学省が発表した令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果によると、不登校の児童・生徒の数が11年連続で増加して34万6,482人となり、前年度から16%増え、最多を更新してしまったという状況でございます。静岡県内の状況を見ると、公立小・中学校の不登校の児童・生徒数は1万1,524人で、初めて1万人を超えてしました。前年度比22%増で、全国と同じく11年連続の増加で過去最大を更新しています。

このような社会状況の中、当町の子供達のことを憂慮しています。そこで、以下の点について質問します。

- (1) 不登校の児童・生徒の現状は。
- (2) 不登校の児童・生徒の存在をどのように捉えているのか。また、その原因と分析及び対策は。
- (3) 現在、町が力を入れているＩＣＴ教育を、不登校の児童・生徒のためにどのように有効活用されているか。

以上、御答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（大石 嶽君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 不登校の児童・生徒についての御質問のうち、1点目の不登校の児童・生徒の現状はについてお答えいたします。

文部科学省が定義している不登校児童・生徒とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」としております。

この定義に沿った昨年度の本町の不登校児童・生徒数は、小学校は3校合わせて50人、中学校が47人の合計97人となっており、全国や静岡県に違わず本町も不登校の数が年々増加傾向にあります。

また、昨年度における本町の全校児童・生徒に占める不登校児童・生徒の割合は、小学校では3.56%、中学校では6.00%となっており、県や全国と比較しますと小学校は高く、中学校は低い割合となっております。

次に、2点目の不登校の児童・生徒の存在をどのように捉えているのか。また、その原因と分析及び対策はについてお答えいたします。

不登校は、学業や人間関係、家庭環境などの様々な要因により、誰にでも起こり得ることだと捉えております。そのため、児童・生徒一人一人の状況を理解し、適切に個別の支援をしていく必要があります。

本町において不登校となった児童・生徒の主たる要因としましては、小学校では「学校への不安、抑うつ」「学校生活に対してやる気が出ない」「生活リズムの不調」、中学校では「友人関係をめぐる問題」「学校生活に対してやる気が出ない」「学校への不安・抑うつ」が挙げられます。また、令和4年度の小学校6年生が令和5年度に中学校1年生になったと

きの不登校数の推移を見てみると、数は5割程度増えましたが、前年度から引き続いて不登校である児童・生徒数は2割程度となっています。

一方で、中学校1年生から2年生になったときの継続割合と、中学校2年生から3年生になったときの継続割合はともに6割以上と高くなっています。

この結果から考察しますと、学校生活への不安や抑鬱などの精神的な問題を抱えている児童・生徒が不登校に陥りやすい傾向があること。また、意欲の減退や友人関係におけるストレス、プレッシャーにより不登校に陥ってしまう傾向があること。そして中学校在学中に不登校になると解消しにくいことなどが言えます。

このような状況を踏まえ、本町で行っている不登校対策が五つあります。

まず一つ目は、教育支援センター、ステップルームの運営です。

学校に登校できない児童・生徒を対象に、毎週火曜日から金曜日の午前中、中央公民館で開設し、担当する教育相談員が児童・生徒の相談相手や学習支援を行っており、現在小学校1年生から中学校3年生までの17人が利用しております。また、吉田中学校には校内に教育支援センター、にじいろを設置し、教室に入ることが困難な生徒を受け入れて学習支援をしており、現在25人が利用しています。

二つ目は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置です。

本町では、不登校などの児童・生徒に対する指導や、関係機関等との連携・調整を行うスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを町内各校に配置しております。臨床心理や社会福祉などの専門的な立場から、不登校児童・生徒や保護者との面談、学校の教職員や児童相談所職員などが参加するケース会議での助言などにより、客観的に評価分析することで、児童・生徒一人一人に応じた適切な支援を行っております。

三つ目は、教育相談員、子どもと親の相談員の配置です。

現在、ステップルームの運営や保護者の子育てに係る相談などを受ける教育相談員を1人、不登校支援や家庭訪問などを行う子どもと親の相談員を2人配置し、個々に応じたきめ細やかな支援を行っております。また、さきに申し上げましたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと教育相談員、子どもと親の相談員、教育委員会の指導主事が毎月1回集まり、小中連携月例会を行っており、各学校にいる支援が必要な児童・生徒について情報交換を行い、適切な関わり方などについて協議をしております。

四つ目は、子どもの相談室の設置です。

学校教育課に開設している相談窓口で、教育相談員と指導主事が児童・生徒や保護者からの学校生活への不安や不登校相談などを対面や電話で受け付けております。昨年度は29件の相談を受けました。

五つ目は、フリースクールの活用です。

不登校の児童・生徒に対し、学習活動、教育相談、体験活動などを行っている民間の施設であるフリースクールなどの外部機関と町が連携し、児童・生徒の社会的自立や学習の支援をしております。現在、5人がこうした民間施設に通っていることを把握しております。

ただいま申し上げました、これらの五つの不登校対策により、児童・生徒一人一人の状況に応じた支援を行っておりますが、児童・生徒の普段の学校生活には、まずは学級担任が近くにおりますので児童・生徒の異変や不安に一早く気づけるように、担任の日々の声かけや保護者との連携を大切にしながら、学校において適切に指導してまいりたいと考えております。

す。

次に3点目の現在、町が力を入れているICT教育を不登校の児童・生徒のためにどのように活用しているのかについてお答えいたします。

GIGAスクール構想の推進に伴い、本町では令和2年度末から児童・生徒に1人1台端末を配布し、ICTを活用した事業を展開しておりますが、不登校の児童・生徒のために健康観察と学習保障の両面においてICTを活用しております。

健康観察の面においては、自宅に持ち帰っている端末を使って学級担任とチャットでつながり、その日の体調を報告するなど学校とのつながりを確保しております。また、学校とのつながりをさらに深めるツールとして、Meetといったグーグルのウェブ会議ツールを活用しています。Meetは、オンラインで児童・生徒の顔を見ながら会話をすることができますので、文字によるチャットよりも表情を見ながら健康状態を確認することができます。

学習保障の面においては、自宅にいる児童・生徒や教室まで行けずに学校内の別室に登校している児童・生徒に対して、オンラインで授業の様子を配信し、教室以外でも学ぶことができる環境を整えています。また、本町で導入している学習支援ソフト、ミライシードの中にあるAIが搭載されたドリルパークにおいて、小学生は国語、算数、理科、社会の4教科、中学生は英語を加えた5教科の個別学習ドリルをクラウド上で活用することができますので、自宅を含め、インターネット環境がある場所で学習することができます。

そのほか、令和7年度からの本格運用に向けて、静岡県教育委員会が整備している「しづおかバーチャルスクール」があります。これは、1人1台端末を活用し、オンラインによるバーチャル空間での交流や学習、体験を通して学ぶ喜びや人とのつながりを実感しながら、社会的自立を目指すものです。

自宅において一人で学習していても、アバター越しで他の児童・生徒と一緒に交流をしたり、体験活動をしたりすることができる、集団活動が苦手な児童・生徒であっても、バーチャルなら参加できるという児童・生徒にとっては有効な手段となります。来月から試行的に体験利用が開始される予定であり、本町でも希望者の申し込みがございます。

不登校の問題は個々の事情が異なり複雑なケースもありますので、学校、家庭、専門機関、教育委員会が密に連携し、児童・生徒一人一人に応じた多様な支援を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大石 岩君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） 御答弁ありがとうございました。

今までの議事録で、不登校の関係の質問を見させていただいておりますが、数年過去からたっているとはいえ、不登校の児童・生徒の数がやはり大分増えているなという印象を持ちました。この調査結果というか、分析までにおける調査の方法は町独自でやっているものなのか、それとも県とか国がやっているものを参考にしているのか、それはどういう方法でやられているのか教えてください。

○議長（大石 岩君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

調査の方法につきましては、議員がおっしゃったように国のはうで10月31日に文科省のほ

うで発表した調査結果というところの調査が、実際に各自治体に来ますので、その調査内容に基づいて、当町についても報告した内容となります。ですので、これについては当然各学校のほうから不登校の人数等について調査をして、それを取りまとめて教育委員会から県のほうに報告した内容となっております。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） 了解しました。

不登校の原因の認識が、学校側と子供側で大分ずれているという実態が、この文科省の調査から浮かび上がってきたというような報道もございました。

先ほど、原因等を、不登校になった主な要因というところで、幾つか小学校では「学校への不安、抑うつ」「学校生活に対してやる気が出ない」「生活リズムの不調」、中学校では「友人関係をめぐる問題」「学校生活に対してやる気が出ない」「学校への不安、抑うつ」が挙げられますということで御答弁いただいておりますが、確かにそういった部分も理由にあると思います。

私の手元に県がまとめている不登校の要因という資料を頂いているものがございまして、そこら辺も見させていただくと、例えば家庭に関わる状況で、親子の関わり方が原因になっているという数字も大きく上がっておりまます。こういったことも含めて、学校側が見ている原因と本人との原因とのギャップが、認識に差があるということに関して何か分析等されたいれば御答弁いただきたいんですけども。

今年の3月26日付の新聞に文科省の調査に対するそういった記事が出ておりましたので、それに対して、どういうお考え、認識を持たれているのかお尋ねします。

○議長（大石 嶽君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課です。

ただいま議員がおっしゃったように、児童・生徒本人の思いと学校側の認識との違いというところで報道された件につきましては承知しております、それに基づいて、令和5年度のこの調査については、学校側が感じている理由ということで、これまで調査を取っていたところを、しっかりと子供等から聞き取った内容として、原因を酌み取っているという回答の方法に変わっておりますので、以前、令和4年度までの調査とはまた違った形で調査をしているということになりますので、先ほど議員がおっしゃったような親子との関わりに関する問題について不登校になっているというような理由もこちらのほうには入っておりまして、先ほど教育長答弁で申し上げましたそれぞれ各小学校・中学校の理由については、多い順に三つずつ答弁をさせていただいたという内容になりますけれども、その中には親子の関わり方に関する問題というのは入っておりませんが、理由としては入っているという状況になっております。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） ありがとうございます。

この認識が、調査方法が違うんだという部分もあるうかとは思うんですけども、学校側の例えば担任であったり、教師だったりの方々の状況把握と子供が本当の部分での不登校になっている要因の違いが、現状でもないとは言えないというふうに私は思っているんですけど

れども、教師がそういった部分をなかなかしっかりと把握し切れないということに関して、何か理由というか考えられることというのはございますか。

○議長（大石 巍君） 学校教育課長、条田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（条田真男君） 学校教育課でございます。

教師がなかなか本当の理由を把握できない理由ということでございますけれども、教師は当然学級担任として、子供たちをしっかりと見ているというつもりで、こういった理由で休んでいるんではないかというところで捉えていたんですが、本人からしたらそういう理由ではないという不一致というところが出てきてしまったというところは、教師としては子供達に寄り添って考えていると思ったんですけども、実際は違っていたということになるものですから、それについてもう少し深く多角的に複数の教員で見たりとか、先ほど申し上げたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部的な人も入れた中で、いろいろとその子たちの状況を把握していくということが必要なのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巍君） 1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） ありがとうございます。

教師もやはり忙しいと、多忙過ぎて、そういった不登校になっている個々の生徒・児童と向き合える時間がなかなか取れないという状況も正直あるのかなというように思っております。

そういった中で、今町はトリビンスプランということで事業展開をしているところでございます。子供にも教職員にも保護者にもそれぞれによい、3者がともに元気になるということで進めていらっしゃるわけで、この効果というか、少しでも先生もそういった対応ができる効果が、トリビンスプラン自体も始まって今年で8年目ですか、そういった意味でそろそろ効果が出てきてもいい時期なのかなというように思いますが、そういった効果というのは、今後もっと我々としては期待してもいいということになりますか。

○議長（大石 巍君） 学校教育課長、条田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（条田真男君） 学校教育課です。

T C P トリビンスプランの中の政策について、教職員が働き方の関係で多忙になっているというところの中で、不登校等の子供たちに対する寄り添いというところで、T C P トリビンスプランについては、それに対して教職員が授業等に専念できる環境づくりという施策の中に、児童・生徒の適応支援というものを設けておりまして、ここに先ほど教育長が答弁で申し上げました、スクールソーシャルワーカーとか、子どもと親の相談員とか教育相談員の配置、そういったものも人的支援として入れることによって、教師以外にもいろんな方が関わるような体制の構築、それから保護者が安心して子育てできる環境づくりとしまして、相談体制の充実ということで、保護者にとっても教育相談員とか、先ほどの子どもと親の相談員、スクールソーシャルワーカー等に相談ができるというような体制を取っておりますので、先生が関わらなくてもできるところは、そういった相談員に対応できるような形でT C Pとしてやっておりますので、非常に施策としては継続していく必要があるのかなと思っております。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） ありがとうございます。

ぜひ対応ができるような形をいろいろ検討していただきたいなというように思っておりま
すが、今御答弁された教師とソーシャルワーカーの方とか、学校の中にそういった方々が一
緒になって生徒の面倒を見てくれているんですけれども、ソーシャルワーカーとか、そうい
った方々の役割というのももちろんあるし、相談の方々の役割ももちろんあると思うのでは
すが、多分子供にとっては担任がやっぱり一番メインだと思うんですね。子供にとって担任の
先生というのは、ある意味全てを司っている、教室の中ではそれ以上の人気がいないとい
うような関係性がありますので、そういった中で先生がやはり見える形で関わってもらうとい
うのが私は大事なんだろうなというふうに思っています。

担任を子供を選ぶこともできませんので、いろんな問題も出てくることはあるとは思うん
ですけれども、やはり先生が中心になって、そういったほかの方々とも連携をするというよ
うな形にしていかないと、学校に登校できるような形まで持っていくことが余計に大変にな
ってしまうということもあり得るというように考えているんですが、担任の関わり方につい
てどのような御認識があるのか、御答弁願います。

○議長（大石 嶽君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課です。

不登校児童・生徒に係る担任の関わり方というところだと思うのですが、先ほどの教育長
答弁にもありましたように、先ほどの人的支援というのをしているところでありますが、ま
ずは学級担任が一番ということで、学級担任はいつも不登校の児童・生徒に対して、例えば
家庭に電話したり、家庭訪問もありますということで、常に来ていない子に対して気にかけて
連絡等を取っておりますので、基本的には担任がまずは寄り添っていくというところにな
りますね。

他人がどうしてもそれでも駄目な場合について、ほかのまずは学年主任とか、生徒指導主
事とか、そういった学校の中で関わられる人がまた増えていきます。そういったところと、先
ほどの人的支援のソーシャルワーカー等を活用しながらやっていくということになりますの
で、とにかく軸にあるのは、まずは学級担任ということで認識しております。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） ありがとうございます。

ぜひ学級担任を中心としたネットワークとか組織的な対応をしてほしいなと思っておりま
して、最近はそれでも大分違ってきているかもしれませんけれども、やはり学校の組織とい
うのは、校長、教頭がいて、そのあと担任の方がそれぞれいてという形で、人材を育ててい
くピラミッド型にはなかなか成り得ていない状況が私は過去にずっとあったと思っています。
一応、肩書き的には主事とか指導主事とか幾つもあるんですけども、現実的にその方々が
若い先生方をしっかり育てる責任がどこまであるのかということが明確化されていないとい
う中で、組織的に人材を育成していくというようなことにはなっていない、そこが私は非常
に問題であって、逆に担任に全てを任せる、担任に全て押しつけるという状況が、私は教育
の中ではあったというように考えております。

そういった中で御答弁でもありました、いろいろな外部の方も含めていろいろ関わってい

ただいたり、学校の中でも先ほどの答弁のように、学年主任だとか、指導主事とかいうような方々をしっかりと巻き込んだ形で、担任だけが苦労するというか、担任だけがしょい込む形というのは私は不適切だというように思っております。

そういう組織としてしっかりと対応してもらいたいんですけども、その点についてどういう状況か、もう一度御答弁いただきたいと思います。

○議長（大石 岩君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

学校の組織の状況ということでございますけれども、先ほど答弁させていただいたとおり学級担任がまずはいるんですけども、学級担任だけに任せのではなくて、その上に学年の主任がおりますので、学年主任との相談があって、教務主任、主幹教諭等が上にいますので、そこでも相談ができます。さらに教頭、校長ということで組織立てておりまして、不登校の子供たちについては、必ず校長までの中で全て共通の認識をした中で、どうしてこの子の対策をしていくかというところで動いておりますので、担任だけに任せることなく学校組織の中で動いているという状況にはなっております。

以上です。

○議長（大石 岩君） 1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） ありがとうございます。

ぜひ、そのようにしていただいて、絵に描いた餅にならないようにしていただけたと。組織上そうなっているけれども、現実はそうはなかなかならないということもあるものですから、ぜひ、そこら辺はしっかりと見ていただいて、そういう対応が現実的に滞りなく進んでいくようにお願いをしたいというふうに思います。

次に、不登校から脱出させるプロセスというのはどういうような段階を踏まれるのがオーネドックスなのかというか、いろいろパターンはあると思うんですけども、どういうのが一番あり得ているのか、そこら辺を教えてください。

○議長（大石 岩君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

不登校から脱出するためのプロセスということでございますが、答弁の中でも申し上げましたとおり、不登校の子供たちのいろんな不登校要因というのは様々ございます。そういう中で、単純に学校に入るのが嫌だよという子については、精神的に本当に学校云々ではなくて、とにかく出られないんだとか、いろんな要因がある中で、結局子供たち一人一人にそれぞれ寄り添った対応をしていくということになるので、一律の対応というプロセスがないんですが、まずは学校に来なければしっかりとした学習保障ができなくなってしまうというところを考えますと、学校にやっぱり復帰してもらいたいということを第一に考えたとしたときに、先ほど教育長答弁の2点目で申し上げました教育支援センター、ステップルームが中央小学校に設置しておりますと、毎週火曜日から金曜日に運営しております。

ここには、学校には行けないけれども、何とか外に出て、行けるという子が来たりするということで、第一段階としてステップルームに来て、まずは関わろうと、ほかの子供たちもいたりするものですから、これは小学生から中学生まで、ある意味縦のいろんな学年の方が来て学習したり、ちょっと遊んだりとかいうようなことをやっています。ここでまずは外に出て慣れてもらって、さらには、例えば吉田中学校であれば学校の中に、にじいろという教

育支援センターを設けておりますので、今度はステップルームから学校に行ってみようねということで学校に行って、にじいろの中で、教室にはまだ入れないんだけれども、学校には来れましたよという段階を踏んで、それから教室に戻れるねというようなステップになるのが物理的なやり方としては一つかなと思っております。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） ありがとうございます。

様々な形に対応していただけるようにお願いをしたいと思いますが、こういった不登校の児童・生徒が、その原因となる部分でマッチングトラブルというのがあるというように最近考えられ始めてきていると専門家の方々の中ではということなんですが、マッチングトラブルというのは、学校と子供のマッチングトラブル、相性の悪さというのもあります。学校の中での授業とか、そういったのが大きい声で音とかが聞こえると、なかなかそこにいられない子供がいたり、あとは人間関係で言うと、いじめる子といじめられる子の双方の人間関係がマッチしていないというようなこともあるのではないかと言われております。

みんなと仲よく一緒にというのが良いとされてはいるんですけども、そういったそもそもの個人の特性上、集団生活が合わないとか、この子はどうしても性格的に、もしくは本能的に合わない、こういったマッチングトラブル自体も原因になり得るというような考え方があるようなんですねけれども、こういったマッチングトラブルがもし原因だとすると、マッチングトラブルが原因かどうかということを、まずははつきりさせないといけないんですけども、クラスを替えるとか、そういう話ではなくて原因の一つとしてそういうものがある、そういったものが原因だとすれば、また対応策も変わってくるのではないかということ。逆に言うと、解決策も見いだせる可能性も出てくる。そうすれば学校にまた登校できるようになるということも考えられるんですが、マッチングトラブルというものに関して、どのようにお考えになられますでしょうか。

○議長（大石 嶽君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

マッチングトラブルについてということでございますけれども、先ほど教育長答弁でもありましたように、例えば小学校6年生のときに不登校になっていた子が、中学校に行ったら行ける子が多くなったということで、継続する子少なくなったという答弁させていただきました。

ということで、それはまさに学校で、例えばクラスだったり、担任の先生なのか、その雰囲気なのかというところでマッチしてないというような状況があったのですが、例えば中学校に行ったことによって環境が変わって、今までずっと不登校だったのに何事もなかったように登校しているというような状況が増えているということがございます。ですので、それだけではなくて、各学校の先ほどの不登校の要因としましても、子供同士が合わないよということ、それから先生と合わないよというような状況があるのはこちらも認識しております。

こういった中でそれに対する対応はどうしたらいいんだというところで、学校内、教育委員会の指導主事も含めて話し合いをしながら対応していくことはしております。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） ありがとうございます。

そういういろいろな形があって、そういう原因もまた考えられる。そういう中で解決策を見いだしていくということがやはり必要なのかなという感じております。

私としては、もちろん学校側だけが全て一生懸命やって不登校を改善させるというのは、本来であればそういう形ではなくて、家族とか保護者の皆さんとか、ある意味地域も巻き込められればもっといいんですけども、そういう方々が全て意識を持って対応するということは本当は大事だと思うんですが、ただ、なかなか現状で言うと、学校が中心になってやつていただく面というのが大変多いというように思っております。

そういう中で、私の思いとしては、やはり不登校の児童・生徒ゼロを目指すということ、掲げてやっていただきたいなという強い思いがございますけれども、そういうことができる体制整備、今もこれだけやっていますよといういろいろ御答弁いただいておりますので、これでベストかどうか分かりませんけれども、充分に対応していただいているとは思いますが、そういう中で効果としてやはり子供が、全員が全員というわけではないですけれども、学校に通えるようになる、そこまで知恵を出して努力していただきたいと思っているんですが、そこら辺の意気込みというか、考え方、ゼロを目指すというところまで、なかなか言い切れないかもしれません、いかがでしょうか。

○議長（大石 嶽君） 学校教育課長、条田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（条田真男君） 学校教育課でございます。

不登校ゼロを目指すかどうかということでございますけれども、まず、今多様性というところが尊重されている中で、これまで不登校の子どもに対して当校復帰を目指すというのが今まで枕言葉というか、あったのですが、今は社会的自立の支援というところが、不登校に対しての目的ということになります。という中で、不登校ゼロということは、とにかく学校に来いということになってしまいます。

昔であれば、学校に行かない駄目だよということで、とにかく学校に行くことがゴールというところではあったのですが、その後、一人一人に合った対応の仕方というものが今は求められておりますので、当然学校に来れば、そこで社会性とかいろんなものを勉強できますので、学校に来るのが一番いいことなんですが、その子に応じた対応の仕方というところにも目を向けていくことになりますので、不登校ゼロを目指すということは言えないですし、ただ、学校に来るといいことがあるというか、そういう社会性を学べるし、勉強も学べるし、友達もたくさんいるしというところで、学校がいいんだよというところをアピールして、なるべく来ていただくというような方向で考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） ありがとうございます。

私も多様性の中で、フリースクールとか、いろんなところで授業を受けたりすることを否定しているわけではなくて、私の想定というか、頭の中にあるのは、以前にもこの場で質問させていただきましたけれども、ひきこもりまでにいってしまう可能性が高い子たちなわけです、可能性としてですけれども。だから、そこまでとにかくいってほしくないなというところで、学校なり、フリースクールなり、外に出てもらう状況は維持するというのが私は大変重要だと思っているものですから、さつきみたいな言い方をしたんですけども、そ

ういった意味で、とにかく対応は大変だと思うんですけれども、ぜひ、ひきこもりにならないように、不登校をどういった形であれ解消してもらいたいなという思いでございます。

次の質問に移ります。

(3)のＩＣＴ教育をどのように子供たちに活用しているのかと、不登校の児童・生徒のためにどのように活用しているのかということでございますけれども、答弁で健康観察の面においては、自宅に持ち帰っている端末を使って学級担任とチャットでつながり、その日の体調を報告するなど、学校とのつながりを確保していますというような御答弁がございました。

これは、その日の体調を報告するというのは、毎日義務でそうしないといけないというルールになっているのか、どういう方法、ルールでやられているのか、御説明をください。

○議長（大石 嶽君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

学級担任とのチャットでのつながりですね。これについては、ある意味各学校にそれぞれの判断で任せていることなのですが、毎日つながりなさいというルールをしているわけではなくて、当然不登校ですので、そもそも学校との連絡を取れないような状況になっている子ということになるものですから、その子に応じて、チャットでつながれる子についてはチャットでつながる。だから毎日つなごうと思えばつながれる子もいますし、全くつながらない子もいるということで、そういった設備としては管理しているけれども、できる範囲でつながってねというような状況で各学校としてはやっております。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） ありがとうございます。

すみません、不登校の子だけという意味ではなくて、学校の在校生とかクラスとか学年の子供たち全体に対しても同じ扱い、今御答弁されたような状況で使っているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（大石 嶽君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

在校生、常に来ている子については基本的に来ますので、そこで健康観察ができます。まずはクラスでクラスルームというグーグルのアプリの中に、学級の中にアプリがありますので、そこで常に、ある意味誰とでもチャットで先生と連絡取れるような状況になっていますので、健康観察にかかわらず、いつでもつながれるという状況になっていますので、例えば、基本的には欠席の連絡というのは、保護者がグーグルフォームを使ってやっていただくというルールが各学校であるんですけども、そこで保護者が当然報告するんですが、子供自身も先生に言いたいことがあれば言えるという状況ですので、その中に体調を報告することもできるというような状況になりますので、不登校じゃない子も基本的にはできますが、それを例えば毎日そこに言いなよという指示を出しているかどうかは、各学校の判断でというところになります。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） ありがとうございます。

チャットの使い方ということで、今の御答弁によれば、学校に来ている子供たちは直接顔

が見られるから大丈夫だし把握している。必要があれば子供たちからこうだよというようなことを先生にチャットで伝えてくるというような御答弁だったと思いますけれども、それだと結局見逃す部分が出てくると思います。

子供たちが逆にそういう相談ができる子は極めてそういうようなところに陥りにくいパターンなのかなというように思っております。

小学生とか、特に高学年から中学生ぐらいになると、心と体が非常に不安定な時期というように言われますが、そういった年代には健康状態を毎日把握するということ也非常に大事だと、何か異常をキャッチすることにつながるのではないかというふうに私は思っております。これは札幌市の市立小・中学校に整備されているアプリがございまして、アプリで心の健康観察というものでございます。札幌市が何でこれをやることになったかというと、これはニュース原稿なのですが、市立中学校に通っていた当時1年生の女子生徒が自殺した問題を受けて、札幌市の公立の小学校と中学校の全てに配備することを決めたと。亡くなった女子生徒は学校の手書きのアンケートで繰り返しいじめの被害を訴えていたと。担任らが結果を共有しないまま組織的な対応が取られず、調査委員会は学校側の対応が不適切だったと指摘しているというように調査報告もあるんですけども、その心が見える、アプリで心の健康観察というようなことで札幌市がやられております。

ほかのところでも二、三、まだ全国にあるような感じではありますけれども、これはどういうものかというと、タブレットの端末やパソコンに心の健康観察を行うアプリを導入していると。子どもの心の変化を早期に察知することで、不登校やいじめなどへの迅速な対応を目指す。児童・生徒が端末を立ち上げると、原則毎日回答が必要な仕様としている。体の具合や気分について「良い」とか「悪い」までを4段階で評価、自由にコメントできる欄も加えていると。また、その回答結果は学校の教職員のみならず、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、市の教育委員らも見られるようにすることで、子供たちの心身の変化や悩みなどの見落とし防止につなげるということをやっていらっしゃるようでございます。

これは毎日で、しかも非常に簡単に回答できる、もし悩みがあれば、そういったところで何かしら反応が違ったりすることも可能ですし、体調が何かあまり気分が良くないなというのが何日も続いている子が出たりするというような状況で、見落としを防げるという意味で、毎日こういったもので学校側もしっかりチェックするということは私は非常に大事なのかなというように思いますが、今のこういったソフト、私が今説明したようなものではございますけれども、御存知であったら、それはそれでお話しいただきたいんですが、どのように考えられますでしょうか。

○議長（大石 岩君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

議員がおっしゃった札幌市の心の健康観察におけるアプリというものについては、非常に有効なものであるとこちらとしても承知しております。まず先ほどのチャットで共有できるというものが、いつでも先生にできますよということがあって、クラスルームの中でチャットでつぶやいた場合は、児童・生徒の皆さんに分かってしまうというものなのですが、例えば先生だけに言いたいよというものであった場合は、先生に対してのメールという形のチャットができますということで、ある意味、心のアプリで言っているようなことがもう既に

事実上はできるというようなことにはなっていますので、そこをあとは各学校で毎日健康観察状態についても報告しなさいというのをやるかどうかというところの問題だと思いますので、アプリがなくてもそういうものができるかなと思っております。

ですので、そこを教育委員会で統一してやれということになるかどうかとか、学校での判断に任せるかどうかというところはまた検討なのかなと思っております。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） これは、私が考えるにやっぱりしっかりと毎日やることで変化がチェックできるということが一つと、あとは子供が基本的にこうだ、ああだということはあんまり表に出さないというか、表現しにくい、言いにくい、訴求しにくいという子供たちも大勢いると思います。そういう子でも何かしら反応を見せやすいというものが私は必要なんだろうなというように思っていて、このアプリなんかを見ると、出し方なんかも非常に簡単で、しかもチェックするだけですからね。非常に簡単で、あとはそれを受信した側がしっかりとアンテナを高くして見ているのかどうかというところが私は問題になるのかなというふうに思っておりますので、そういうことがしっかりと網羅されれば、今的方法の中でそれを改善するということでできれば、経費的にも一番安く済むということありますから、いいと思うんですけども、そういう部分を軸として改善なり考えていただきたいというように思いますが、いかがでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（大石 嶽君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

ありがとうございます。

議員がおっしゃるとおり、このアプリの有効性というのは、非常にこちらとしても承知しておりますけれども、今の時点でやるかどうかというところ、それから、先ほどのようにチャットを使って汎用的なツールでできるかどうかというのを検討した上で、それによって心の動向が分かるということは当然必要なことですので、必要なことであれば、もちろん導入していくというところになろうかと思いますが、まずは汎用的なところでできるものであれば採用していくかと思いますので、そういう形で検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） ありがとうございます。

検討していただいて、子供たちの細かな変化を見逃さないでいただきたいというように思います。

次の質問に移りますが、答弁でもございましたメタバースを活用したオンラインによるバーチャル空間での交流学習ということで、しづおかバーチャルスクールというのが来年1月から試験運用するということが決まっております。昨日あたりでも県議会のほうでそういう御答弁等もあったようですが、各市町の教育委員会を通じて約800校の小・中学校に参加者を募集する方針だということでした。昨日の新聞報道では、試験運用に定員の2倍以上の350人以上の応募があったということでございます。

まだ本格運用の開始、もしくは本格運用での児童・生徒の募集時期はまだ未定ということ

のようですが、我が町、吉田町では希望者がいますよというような御答弁はございましたけれども、何人ぐらいの子供たちが今度の試験運用に応募しているのか、分かるようでしたら教えてください。

○議長（大石 嶽君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

しづおかバーチャルスクールの申込み状況でございますけれども、4人ということで現在のところは聞いております。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） ありがとうございます。

私もメタバースは使ったことがありますよと、メタバースを使って議論、会議みたいなことを以前やったことがあります。これでと本人が一応バーチャルであっても、アバターを使って自分が参加しているというような形にもなりますし、普段なかなか話せないような方々とも気軽に話せたりとか、バーチャル空間とはいえ意思の疎通ができる友人的な人もつくれるというようなことで不登校の方とかひきこもり気味な方たちにとっては非常にいろんな意味のハードルが下がる効果があるであろうと私も思っております。

こういったことも吉田町ではG I G Aスクール構想という中で、ICTを存分に使った教育方針で、今やられている中でございますので、ぜひこういったものを最大限に活用して、これからまたやり方を工夫してもらって、吉田町でのしづおかバーチャルスクールを、こういう活用の仕方があれば、こういう効果があるんだということまでプラスアップしてもらいたいなというような思いがございますが、このしづおかバーチャルスクールに対して、どのような期待を今持たれているのか、それを御答弁いただきたいと思います。

○議長（大石 嶽君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

しづおかバーチャルスクールに対する期待ということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、一応本町から4人の希望者の申込みがあるということで、学校には行けないけれども、こういった機会があれば参加したいということを思ってくれた子供さんがいるという状況になります。

私も実際やってみたことあるのですが、今の子供さん達はやっぱりゲームとかそういうものが好きなものですから、アバターを通してだったら動けるというような状況になって、アバターといえども交流した同士で楽しくなって、社会に出てみようというか、外に出てみようというふうに思ってもらえるようなきっかけになるんじゃないかなと思っておりますので、こちらについては、今回の試行的な運用も確認しながら、これを使うことによって、これで終わりではなくて、ここから登校、社会に復帰できるというような状況になることを期待したいところです。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） ありがとうございます。

まとめになりますが、不登校から全てが悪循環に陥ってしまう、そうすると人生が大きく変わってしまう、大きくそれてしまうということも十分に考えられることです。将来、犯罪

にまで至ってしまうようなことがあれば多くの方がまた被害に遭うということにもなりかねません。

大多数の子供たちは毎日元気に学校に通っております。それでも少数、不登校やひきこもり状態になってしまう子供も存在をします。その子供たちを何とか救ってあげてほしい。それはもちろん、親御さんや御家庭の努力も協力も必要ですが、それを得られない状況の子供もまた存在することも事実です。外国籍の子供たちや複雑な家庭環境の子供もまた存在をします。

それでも吉田町の子供たちからは不登校を出さないように様々な角度からこちらも組織的に全庁を上げて協力して取り組んでほしいと私は思っておりますが、今日のこの質疑の中で総括的なことで結構ですが、最後に教育長に御答弁をいただきたいと思います。

○議長（大石 岩君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 子供達が学校行くのが楽しいと言えるような学校づくりをしていくことが大事になってくるんだろうなというふうに思っています。

現実問題として学校に行けていない子供が何人かいるということになるんですが、要因というのは一つに絞られるものではないだろうというふうに自分は思っています。きっと幾つかの要因が重なり合って、行きたいけれども行けないという子もいるんだろうなと。そこを解決していくというのは非常に難しいなというふうに思っています。

不登校に関しては、一つは予防的な対応というのと、それから不登校になってしまった後の事後の対応というのがあるというふうに思うんですね。先ほど、学校に来れなくなってしまっている子に対してなんですが、深みにはまってしまう前に、どうやって気づくかという話があったというふうに思うんですけども、やっぱりそれは不登校だけではなくて、いろいろなことに関して、初動であったり、気づいたときにどう対応できるかということが非常に大きいかなというふうに思っています。

人それぞれ教員についても経験や力量の差というのがあるかと思いますけれども、やっぱりそこは先ほど答弁もあったように、チームで対応するしかないかなというふうに思っていますので、これは家庭も含めてみんなで子供たちの成長を支えていくというようなことが必要だろうというふうに思っています。

あと、今、バーチャルスクールの話も出ましたけれども、解決方法として選択肢というの一つではないだろうと思うので、幾つかの選択肢を設けてあげて、それぞれの子供の状況に応じて、どういう方法であつたらば、この子がいい方向に向かえるかということを提供してあげなくてはいけないんだろうというふうに思いますので、それが一人一人に応じた支援というような形になっていくかと思いますので、1人の教員で見るのではなくて、みんなで見ながら支えていくというようなことで、社会的な自立を目指していくということが大事なんだろうと思っています。

○1番（大石裕之君） 以上です。

ありがとうございました。

○議長（大石 岩君） 以上で、1番、大石裕之君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（大石 岩君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 零時05分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大石 巍君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会15日目、最終日であります。

本日は、3番、盛 純一郎君から欠席の届出があります。

ただいまの出席議員は11名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大石 巍君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議案審議に入ります。

初めに、一般会計及び企業会計の補正予算に関する議案の審議を行います。

審議につきましては、既に質疑が終了しておりますので、討論から行います。

終了後、引き続き、その他の議案審議を議案番号順に行います。

それでは、審議に入ります。

◎議案第60号の討論、表決

○議長（大石 巍君） 日程第1、第60号議案 令和6年度吉田町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

これから第60号議案について討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巍君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巍君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の討論、表決

○議長（大石 巍君） 日程第2、第61号議案 令和6年度吉田町水道事業会計補正予算（第

1号)についてを議題とします。

これから第61号議案について討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大石 嶽君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大石 嶽君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の討論、表決

○議長（大石 嶽君） 日程第3、第62号議案 令和6年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから第62号議案について討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

8番、山内 均君。

[8番 山内 均君登壇]

○8番（山内 均君） 8番、山内 均でございます。

私は、令和6年第4回吉田町議会定例会に議案提出された第62号議案 令和6年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について反対討論をいたします。

第62号議案は、債務負担行為に関する調書により、川尻南部汚水幹線工事（第3工区）の工事は、補助金事業工事量は170.5メートル、金額が3,700万円。町単事業工事量は47.7メートル、金額が1,200万円の合計4,900万円である。

財源は、国庫支出金1,850万円、地方債3,050万円の計4,900万円である。地方債3,050万円は、町民の負担となり町税によって返済される。

補正予算第2号の事業は、令和6年度公共下水道事業で承認されたしらさぎ団地全74区画のうちの26区画が対象であり、岩留2、3、5、6号線が工事箇所である。

もともとしらさぎ団地は、全74区画の小規模な一団の住宅団地であるが、48区画と26区画に2分割され、後者が債務負担行為として議案提出されたものである。

全体の工事延長は218.2メートルプラス661メートルで、合計は879.2メートルの開削工事である。本事業の26区画には、空き家4区画、空き地3区画、売り家も見られる。浄化槽を使用している戸建ての住宅も数軒ある。全体的な下水道加入率は低く、下水道事業の効果は低いものと懸念される。

また、この事業による汚水は、2.5キロ離れた浄化センターで処理をするため、污水管の

維持・管理や浄化センターの維持・管理には、膨大な町税がかかることが重要な課題である。

令和8年度の新たな下水道管敷設事業の終了の決定は、下水道区域と浄化槽区域の住民間の利益と権利の不公平をはっきりとさせた。その上にこの事業による地方債3,050万円は、不公平をますます大きなものとする。町民間の不公平の解消が必要と感じている。市町村合併型浄化槽を活用した水洗化事業による町民間の不公平の解消が、優先されなければならぬと考える。

したがって、第62号議案 令和6年度吉田町公共水道事業会計補正予算（第2号）の反対討論といたします。

以上。

○議長（大石 嶽君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありますか。

12番、蒔田昌代君。

〔12番 茅田昌代君登壇〕

○12番（茅田昌代君） 12番、茅田です。

私は、第62号議案 令和6年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について賛成の立場で意見を述べます。

本補正予算は、令和7年度に行う予定の川尻南部汚水幹線工事施工期間を平準化を目的として、債務負担行為の認定に関するものです。債務負担行為をすることで、来年4月から工事に取りかかることができ、施行時期の平準化が図られます。

公共工事の施工時期の平準化が図られることは、年間を通じて工事量が安定することで、公共工事に従事する者の処遇改善や人材、資材、機材等の効率的な活用による建設業者の経営の健全化等に寄与し、公共工事の品質確保につながると考えられています。

また、債務負担行為の活用をはじめとした公共工事等の施行時期の平準化に取り組むことは、発注者である地方公共団体にとっても、受給者である事業者にとっても働き方改革に資するものでもあります。

この債務負担行為の議決要因として、事項、期間及び限度額があり、事項として川尻南部汚水幹線工事、期間として令和7年度、限度額は4,900万円が提示されており、この要因は満たされております。

財源内訳は、特定財源、国庫支出金1,850万円、地方債3,050万円、その他ゼロ、一般会計ゼロとなっております。議会では、限度額4,900万円の査定根拠について説明を受け、工事の施工内容や工事箇所も資料として示されております。

工事箇所においては、川尻南部汚水幹線工事（第3工区）で、箇所を記載された地図が資料添付されており、工事箇所もしらさぎ団地で明らかであります。

吉田町は、公共下水道事業の全体の計画を920ヘクタールから379ヘクタールに変更し、開発行為は令和8年度までとしています。あと2年であります。

今後も債務負担行為を活用し、施行時期の平準化を図りながら、効率よく開発を進めるとともに、水洗化率を上げ、下水道への接続を図りながら、計画を進めていくよう努力していただきたいと考えます。

以上をもって、私の賛成討論といたします。

○議長（大石 嶽君） 反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 嶽君） ほかに討論はありませんね。

これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。表決において起立しない方については、反対とみなします。

それでは、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大石 嶽君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで、一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算に関する議案の審議が終わりました。これから、その他の議案の審議に入ります。

◎議案第57号の質疑、討論、表決

○議長（大石 嶽君） 日程第4、第57号議案 専決処分事項の承認を求めるについて（令和6年度吉田町一般会計補正予算（第5号）について）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑は、最初に歳入についての質疑を行います。引き続き歳出の質疑を行います。

初めに歳入についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑まで至らないよう、御協力お願いいたします。

歳入についての質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 嶽君） 質疑なしと認めます。

次に歳出に入ります。

2款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 嶽君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 嶽君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大石 嶽君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第58号の質疑、討論、表決

○議長（大石 嶽君） 日程第5、第58号議案 吉田町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大石 嶽君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大石 嶽君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大石 嶽君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の質疑、討論、表決

○議長（大石 嶽君） 日程第6、第59号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大石 嶽君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大石 嶽君） 討論なしと認めます。

採決に入れます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大石 嶽君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の質疑、討論、表決

○議長（大石 嶽君） 日程第7、第63号議案 令和5年度吉田町農業基盤整備促進事業山崎頭首工改修工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 参考資料、ナンバー5において、変更前と変更後で同じ作業については、記載していないように思いますけれども、変更前の名称に4項目、変更後の名称に5項目挙げられています。変更前と変更後で工程がどのように変わったのかを、土砂が大型土のうにどこで変わったのかとか、何をどこからどこまで運んだのかなど、分かりやすく説明していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大石 嶽君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

土砂の積込み、運搬、その関係になりますけれども、当初におきましては、土砂を運搬をして予定しておりましたのは、作業ヤードのところで、大型土のうのほうを作成してやるということを予定していたものでございます。それをその場所のほうが手狭だということがございまして、場所のほうを変更しまして、予定となりますのは吉田公園の南側町有地になりますけれども、その町有地におきまして、大型土のうのほうの製作をする、その製作したものを運搬をして据付け、撤去、撤去後の積込み、運搬、あと荷下ろしというような作業内容に変更したものでございます。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 説明をお願いしたいと言ったのは、例えば土砂をどこで大型土のうに変えるのかとか、どこから何をどこまで運ぶのかとか、それを正確に順番に説明していただきますでしょうか、作業の変更前と変更後。

○議長（大石 嶽君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

まず、当初につきましては、土砂のほうを西側町有地のほうから積込みをします。積み込んだ土砂を作業ヤードのほうに持ってきて、そのところに下ろしまして、下ろした土砂を今度その場所で大型土のうに製作をすると。大型土のうに製作したものを作りたてを今度は据付けをして、工事施工終わった後に、今度撤去になりますので撤去する。撤去したものを今度

それをまた一度作業ヤードのほうに下ろしまして、作業ヤードのほうで土、土砂が出来ますので、その土砂をまた積込みをして、運搬して、また吉田公園の西側町有地というところに持っていくという形が当初になります。

変更後につきましては、西側町有地のところで大型土のうのほうを最初から作成をすると。作成した大型土のうを積込みをして、運搬して、工事現場のほうで据付けをすると。据付けが終わって工事が終わりましたら、その工事が終わった後に、大型土のうのほうを撤去すると。撤去した大型土のうを再度積込みをして、それをまた運搬する。運搬した大型土のうにつきましては、また現場のほうで積卸ししなければなりませんので、一旦積卸しをするというような作業になってございます。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 聞いても答えてくれないんで、土砂を今回の変更に関して言えば、工程の変更に土砂の運搬、要するに最終的に、最初は町有地に戻すものを最終的にはその土砂を別のところに移したわけでしょう。そうすると追加工事、工事の変更に土砂の運搬を追加しているんじゃないですか、この工事。そういう説明が一切ないんですよ。

○議長（大石 嶽君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 土砂の運搬をという話なんですけれども、それにつきましては、当初におきましても土砂のほうを運搬するというものがありまして、その後につきまして、変更後では大型土のうを運搬するというものになりますので、土砂と大型土のうの運搬というのは、そのところでもちろん変わってはおります。

○議長（大石 嶽君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 最終的に、大型土のうをどこへ運んで大型土のうをばらして、土砂がどういう状態になるんですか。最終的にどこに土砂が行くかということです。

○議長（大石 嶽君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 最終的には、ほかの場所のところに移すということになるんですけども、これは西ノ坪公園、町のほうで持っています別の町有地がありまして、そちらのほうに下ろすように計画のほうさせていただいてございます。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） だから、最初の計画に対して、今回の変更は、土のうの運び方とかの変更はあるけれども、最終的には、土砂を別の町有地に移すという追加工事が入っているんじゃないかなということです。

○議長（大石 嶽君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

それにつきましては、運搬のところの中で見ているものになりますので、追加でというよりもその運搬について変更をしておりますので、変更後の中に含まれているものでございます。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） じゃ、整理すると、最初の計画に対して、行為、運搬という行為は変わ

りませんが、最終的に土砂が落ち着く場所は違うと、それは何の問題もないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（大石 嶽君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（大石 嶽君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 私が一番関心を持っているのは、現在工事進行中ですね。それで今までよ、今この時期にこのような議論をしていて、この議論の結論が駄目だったらどうするんですか。要するに、本当は変更のやつに完了して、オーケーのゴーサインが出てから、順序としては、いくことが我々の、私の中の工事としては当たり前の話なんですけれども、そこには特別なルールがあるんですか。

一つは、恐らく駄目とは言いません、やることですからね。ただし、考えられるのは水道の水の問題であるとか、工事ができない事案のときに、やることがなかなかできませんので。ただ、そういうルールがあるのかどうか。変更して、その変更が出来上がってからでないと本来はできないはずなんですけれども、その辺はどのような形、どういうルールでやっていくんですか。

○議長（大石 嶽君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

工事のほうの関係、変更の工事のほうの関係になりますけれども、これにつきましては、吉田町の建設工事請負契約の約款がございます。それまたあと、土木工事の共通仕様書、こちらのほうに基づいて手続のほうしてございますので、それ自体のほうは問題はないと。

また、工事着手の関係でございますけれども、こちらにつきましても議会運営に関わる内容のほうが取りまとめてございます地方議会の事務提要、こちらにおきまして、議会の議決を得て締結した工事請負計画に設計変更が生じた場合、変更の議決を得るまでの間、工事を中止しなければならないかという問い合わせがございます。これに対しまして、変更の程度にもよりますが、契約の目的そのものを変更するような重大なものではなく、軽易な変更であれば工事を中止するまではないというような回答が示されてございますので、問題ないものと考えてございます。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 最初は、小さな車で重機でいける可能性、いけることを探って工事が始まったと。そうですね。ところが、大きな土のうを入れることが必要となって変更したときに、その理由というのは、小さな変更でオーケーということで判断をしているわけですか。

○議長（大石 嶽君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 変更に関するものということになるんですけども、こちらにつきましては、工事自体の大きな構造が変わるとか工法的なものが、重要なものが大きく変わるというようなものではございませんので、軽易な変更ということで判断させていただいてございます。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） もう一つです。こういう今、現在やっている事業が金額が変わりましたね。その金額のその料によって、そういう、今言ったようなその大きな変更、小さな変更の基準というのは出ているんですか。今でも、これは小さな変更で問題ないという判断をお持ちなんですか。

○議長（大石 嶽君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

金額の問題ということと言いますより、その内容的な問題がというところかと思っておりまして、そのところが大きな構造的なもの、ちょっと同じになってしまいますけれども、構造的なものが大きく変わってしまう。

今回でいいますと、ゴム堰をやるというようなものが大きな構造的なものになるんですけれども、これは鋼製のスライド、鋼製の起伏ゲートのほうに変えるとか、構造自体のものが変わってしまうとかそういうものであれば、重要な変更になりますので、工事自体は着手せずにというような形になるかと思います。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 私もこういう仕事をしてますので、そういうものですね、相手方のその金銭の取引の中で、やっぱり確定したのものでないと最終的に非常に怖いと認識します。もちろんそういう中で、判断の今言った小さい、大きいの判断をしているんでしょうけれども、その辺の覚悟であるとか、もし問題が生じたときの回答というのは、ちゃんと用意はしてありますか。

○議長（大石 嶽君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 繰り返しになってしまって申し訳ありませんけれども、変更等の内容のものにつきましては、構造的な工法的そういうもので重要なもの、そういうものの変更のないものにつきましては、軽易の変更という扱いをさせていただいてございます。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 分かりました。覚悟しているということで確認をしておきました。

以上です。

○議長（大石 嶽君） ほかに質疑ありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。そもそも論で申し訳ないんだけれども、この工事は非常に長い間やらないかんという中で今回やっと始まる。こうした中で、今回のような土のうの問題で、最初町が指定した場所、そこじゃできねえ、今度もっと広いところでやる、これもっと前の段階で設計というのか、工事をやる段階でそれが分かんかったのかというのが非常に疑問に思います。お互い工事の施工する会社と町とでこの川を見たときに、最初の計画でこれで本当にいけるのとかという疑問があったのかなかったのか。多分これでいけるだろう、ここでやってみた、あっ、無理だね。そんな、前の全協のときも言っていたんだけれども、甘い見積りでやっていって、じゃ、今後もそういうことが起きたときに、非常に甘い見積もりを先に、大丈夫でしょうというところでやって、どうせ後で変更すればいいんだ

から、やっていきましょうよ。そんな感じでやっているのか、そこが非常に一番の疑問なんですよ。それについてどうお考えでしょう。

○議長（大石 嶽君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

設計段階のときにおきましては、町のほうで、できるというようなことで判断をさせていただいたところでございます。その後、設計照査ということで、事業者さん、受注者さんになるんですけれども、そちらのところともあの現場のほうを確認させていただいた中で、今回こういうような変更が生じたということになります。

設計的なものが甘かったかというようなお話になってくるかというところだとは思うんですけれども、町のほうとしましても、当初は、まあいけるというような判断をさせていただいたんですけれども、現場の状況等の中で、このようなことにちょっとなってしまったというようなことになります。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 現場の状況というのが、一番分からないんですよ。ただ少しずつ大きいのを一編に何百個というのを作る場所がないのか、個数をもっと減らして、1回に作る量を、そうすればその場でできていくのか、工期は多少伸びちゃうのかもしれないけれども、そこら辺を織り込み済みでやるのは普通ではないのかと。それを、いや、もう無理だから、この場所では無理だからこっちでやります。その分料金かかります、料金上げます、これをのんじやうのというところなんです。普通、発注して現場で、それは無理だと言ったら、その人が被るんじゃないの、その費用分はと思うんですよ。お互い設計の時点で納得してやる、で、やってみたらできない。じゃ、できない分追加料金ください。はい、分かりましたと言って払う。そこが一番よく分からない、一般的に考えたときに。我々商売やっていて、これくらいの見積りで出して、受けました、物価ぼんぼん上がっています、材料費がんがん上がっています。やっぱり上げてくださいよ、できませんよ、普通。我々の商売は。

そういうの考えると非常に甘いのかなと、本当に甘いと思う。その辺はこうできないものなんですか。請求されたら払うもんだというところでやっているんでしょうか。

○議長（大石 嶽君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

そちらのほうの関係につきましては、町のほうと事業所と相談しながらというか、協議しながら決めていくようなものになってくるかと思います。内容的なものは精査がというところはあるんですけれども、そちらにつきましては、町のほうも設計段階におきまして、なかなか変更が生じないということは、現場等の状況等もありますが、なかなかないんですけれども、そういうものをなるべく少なくするようなといいますか、減らすような努力のほうはしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 答えになってないというか、減らしていきたいのは、それは当然だと思うんですが、今回について、じゃもうちょっと交渉はできないのかというところでいかがですか。

○議長（大石 嶽君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

交渉といいますよりも、そのところの内容につきましては、認められるものというふうに考えてございますので、交渉というよりもそこにつきましては、業者さんのはうとうちのほうで協議をした中で決めさせていただいているものでございます。

以上です。

○議長（大石 嶽君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 自分も、建築のはうですけれども、公共工事もやってきた中で、一応設計図をもらって、役所仕事なんか設計書をいただいて、見積りするに当たって、一応設計図とその見積りの内訳書の内容を確認をして、その中で図面の不備とかそういうものもあるかもしれませんですから、質問をよこせということで、多分、設計事務所のはうの関係で、役所からは質問をよこせということがあって、その中で今回のような現場を見たら、この状態だと現場でのその作業ができないから、違った場所で広いところでやって、現場へ運んでというそういう質問で、そういうふうな形で設計変更してほしいというようなことがあって、それからちゃんとした見積りを出して、正式な金額が決まって契約すると思うんですけれども、今はその設計書と図面はもらって、そこで自分が納得して金額を出して、それで契約をした後で、やはり場所が狭くてできないということだと、業者が先にやる前に、ちゃんとその設計図を見て、設計の内訳を見て、それでちゃんと仕事ができるかということで質問もしていないということになると、やはり業者の積算の仕方が甘いというんですかね、そういうふうにできるというふうに取っちゃってやってるもんで、そうするとちょっとこの変更というのは、いただけないなというふうに思うですよ。それが町の契約のはうの約款というか、あれにどういうふうに載っているか、よく自分も細かいことは分からぬもんでありますけれども、そこでこういうことが可能だということになつていれば仕方ないですけれども、自分の経験からすると、契約しちゃった後に変更というのは、本当に役所のはうの不備とか、設計ミスの不備があって、それで設計変更するという以外は。あとは、金額的には見積もつたほうの責任で、工事をやる、持ち出しになつたりしても、そうしてやらざるを得ないというふうに、自分はそうしてやってきたんですけども、吉田町はちょっと違うなと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（大石 嶽君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

先ほどと同じ回答になって申し訳ありませんけれども、設計照査を業者さんのはうもしていただいて、その中で現場のはうがというところの御質問といいますか、協議のはうをさせていただいたと。その中で変更が生じたということになりますので、手続的にも問題ないことと思っております。

以上です。

○議長（大石 嶽君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） もう1回聞いても答えは一緒だと思うんですが、要するに軽微、同僚議員が言っていた軽微な工事変更というのは、要は、町の裁量で決められると。要するに、

しっかりと規定があるわけではなく、工事工程の話だからいいんじゃないのと、要するに正確な細かい規定はなくて、その中で大まかな言葉の中で、町の裁量でこれは軽微というふうに決められるということなのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

なかなかその軽微な変更の中での項目、1個1個これがこうとかというところでは定めがないということになります。今、議員もおっしゃられたように、どのような形でというところにはなってくるかとは思うんですけども、町のほうで分からぬようなもの、疑義が生じるようなものにつきましては、静岡県のほうとも、ちょっとまた相談をさせていただくような形で、対応のほうしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 今回の変更の議案として出てきたわけですけれども、こういう軽微な変更というのは、議会が承認しなくてもいいような工事では、常日頃から行われているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

変更の程度といいますか、言われているようなその軽易な変更というものは発生しているものでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） それでは、11月11日に仮契約をして、変更の、で、もう工事が進んでいるわけですよね。もし今日、議会がこれを否決したらどうなるんですか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

否定、否決というような形ですかね、された場合はどうなるかということですけれども、それにつきましては、契約前の金額といいますか、今、仮契約を締結させていただいてございまして、その仮契約自体もまだ議会の議決を経なければならないということで文言が謳っておりますので、でなければ、その前の金額になります。金額だけの話です。そうしますとどうなるかというところになりますと、うちのほうとしましては、実際に工事の中で着手されてない工種等もございますので、そのところの変更になるような内容のものを今度どうしていくかというのを、事業者さんとちょっと相談させていただくという形になります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 仮契約して仕事を進める、それは問題ないという理解なんだろうと思いますけれども、それに対してやはり進める以上は、議会に対して、最終的には議会の承認が必要であるという案件に関しては、しっかりと議会に対して説明すべきではないかと。今日聞いても工事の細かい話はしないわけです、ほとんど。提案とか全協で説明したぐらいのことしか。やはり工事が議会は承認するものであるという前提の下で、仕事は流れが進んで

いるのではないかと。承認が必要であれば、やはりこういう工事をするんで変更するんだと。議案はこうかもしれん、12月かもしれないけれども、それに前もって説明すべきだと私は思うだけれども、そこに関してはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（大石 嶽君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

今回のものの議決のところの内容についてになるかと思うんですけれども、議会に対しての説明というのは、もちろん上程させていただくような内容になりますので、必要だとは思うんですけれども、変更自体の契約につきましては、手続的なものは、もう決められたものというとおかしいのですけれども、そういう中で手続を踏んでいるものとなりますので、それにつきましては、事務手続上の流れの中で、進めさせていただくものだというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 課長はこうおっしゃってますけれども、本当にそう、要は極端に言えば議会軽視ではないかと私は思っているわけです。これを承認するのは、議会が認めるのは当たり前のことであるから、どんどん進めていいんだというふうに取られても仕方がないような行為だというふうに思うんです。やはりしっかりこういう工事変更するということを議会に説明すべきだと私は思うんですが、そんなことやる必要はないというふうなお考えでしょうか。

○議長（大石 嶽君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 谷澤です。

今、議員から議会のほうへの説明ということでございましたけれども、今回決して議会を軽視しているということではなくて、今回議案として上程をさせていただいておりますので、その点はそういう考えは毛頭ないということをまず御理解いただきたいと思います。

それから、実際に議案の工事契約、これ一般論としての話になりますが、工事の契約の審議につきましては、契約の目的、それから契約の方法、契約の金額、契約の相手方という四つの議決要件というのがございます。当然これには、工事の内容とかそうしたものも附属して説明としては入ってくるというふうに思っています。

一般論の話になってしましますと、いろいろ広がってしまいますので、今回のような軽微と言いますか、私どもは軽微という判断をしております。仮設工の関係の運搬方法の関係でしたので、今回は軽微という判断をしております。当然これが契約の目的が変更するような重要なものであれば、当然同じように議決を経なければなりませんし、また、議会のほうには説明をしていくということになろうかと思いますので、この点はものによってという、変更の内容によっては、当然説明をしていく必要があるというふうに思っておりますので、ただ、議案としての上程は今回このような形ということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） ちょっとレベル下げます。せっかく参考資料ナンバー5で、我々に示してくださっているわけですので、もっと分かりやすい資料を作ってもらえませんか。ナン

バー5で最後の土砂がどこへ行くか、口頭では一言も言ってないです。で、残土処理場と書いてあるんです。それがどこかも書いてないんです。どういう工程が抜けているのか、大型土のうを作つて、現場に持つてきて、河川のところに直接下ろすわけでしょう。そうすると、土砂が来て、また大型土のうを作つて、大型土のうを河川に下ろすという工程は飛ばされるわけですよ。直接河川に持つていけばいいんだから、そこで重機で下ろせばいいんだから。そういう工程の説明というのが、これは全く分からぬわけですよ。ただ、そういうのを含めてしっかりとこういう変更であると説明するんであれば、しっかりとした資料を作つていただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（大石 嶽君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

資料のほうになるのか、答弁させていただくと言いますか、説明させていただいた内容になるかというところあるんですけれども、またその内容的なものを含めて、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大石 嶽君） ほかに質疑ありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今、いろいろ質疑の中で、全く大事なことが抜けていることは、私としては感じました。

この設計資料、当然設計資料ありますよね、それに基づいて積算するわけですからね。それで工事の原点は設計から始まるわけですよね。そうすると、設計した資料、その保存期間というのは、建築は15年間持つなさいと。この土木はどういう形になっているんですか。本当に設計した、設計の立場からいうと、設計したものの15年間、何年間残る正式な資料としては、設計図書、私が請求したときに出でますか。

○議長（大石 嶽君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） そもそも言いたいことは、設計図書の保存期間、当然あると思うんですけれども、恐らく15年くらいで、15年か20年あると思うんですけれども、それは金額というのを把握していますか。理事にお聞きしたい。国のほうですね、当然こういう問題が出てきて、何か途中で不備があったときに、そういう原点となる設計図書、設計図書の承認というのは物すごく大きな力を持っているんですけれども、それを避けるために国のほうでは、もちろん我々は建設省からいろんなコントロールされています。そういうものが当然あると思うんですけれども、今の議論を聞いていて、ちょっと危なくないですか。ちょっとその辺が非常に心配をしたんです。当然のことだと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（大石 嶽君） 理事、佐藤慎一君。

○理事（佐藤慎一君） 佐藤です。

図面等の保存期間につきましては、国の場合5年というふうに記憶しています。

あと、今回の問題点というか、平野議員に言われたように、もう1回全員協議会のような場の中で、もう少し分かりやすく説明すべきだったなという話と、あと契約上に関しましては、約款及び仕様書に基づいて適切にやっていると思いますので、契約上の問題としては、大きな問題はないと思います。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今、理事から5年という、今、期間を聞きました。建築のほうも、実は五、六年前に、それまでは5年くらいだったんですね。ところが、いろんな問題が出てきて、そして15年間は保存しなさいと。木造であろうが鉄筋であろうが、私のところにもいっぱい、保存何でと思うくらいありますけれども、それはやはりいろんな問題が出てきたときに、設計図に基づいて正確な対処をするためには、間違いなく必要なものですね。そこが一番の原点でありますので、その辺の、今までどういう形で認識をしていたか分からぬですけれども、いい機会ですので、設計変更の怖さ、それを見ていたときの、危ない部分が物すごい今露呈しようとしていますので、その辺のことは、多分理由を聞いても分からぬですけれども、ぜひ確認をして、そして、その確認をもう一度正しい方法で、何ができる、どうする部分かというのを講習をしていただきたいと思います。できたら資格を持っている人が入ってくるといい。ぜひその辺は、町のほうとしては、見解とそれと認識をしていただきたいと思いますので、その辺どうでしょうか。

○議長（大石 嶽君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

設計関係の保存年限も含めて確認させていただきます。

以上です。

○議長（大石 嶽君） ほかに質疑はありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） この契約は、最初は、この間も変更があって、人工手間がたしか上がったということで。それは最初見積りして提出したときよりも、ある程度時間がたって、世の中が変わったというか、物価が上昇したという中で、1人当たりの人工手間が上がったよということで、その差額部分がプラスになったということで、それは、そのときはそういうことが仕方ないかなという感じでした。

今回は、これ決まっちゃった後の変更で、それで、この契約してから手をつけるまでに、何か大雨が出て現場がおかしくなったよということなら、自然のことで仕方なく、それに対してまた変更がかかるからということなら、すぐ納得はできるんですけども、こういう形のあれだと契約のことなもんで、もしあれなら、ちょっと一応これ契約の関係なんで、総務のほうなんだと思うんですけども、契約の約款とかそういう中で、こういう形の変更、金額の変更というのがちゃんと認められているもんで、こうして上げてきているというのは分かるんですけども、ちょっと自分はその辺が細かいことは知らないもんで、納得できるようなそのあれがあれば言っていただきたいですけれども。

○議長（大石 嶽君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

まず、工事の内容については、当然現場の状況によって変わってきますので、当然変更というのは認められている部分がございます。そこについては、まず、工事の変更が必要な場合、当然町と業者の方で協議をした上で、どこに落とすかということで協議をした上で指示、協議という形で行います。その上で変更契約をいつの段階でするかというものについては、当初請負代金1割以内でかつ300万円を超えないものという部分については、町の通常の工事の中では指示書で対応できると。それ以上については、契約を一応しなさいというよ

うな形にはなっておりまます。

それあと、契約の変更の内容については、当然町としても支出すべきでないものについては、その協議の中で、これについてはこの現場でできるだろうとか、そういった判断をした上で、適切であるという中で行つておりますので、今回のものについては、特に適切なものだと考えております。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 今後も、こういう形である程度その契約したが、実際現場に行つたら、ちょっとこれはやりにくいもんで、やりやすい方法に変えてもらいたいねというのは、わりかし業者サイドの考え方で変更を求められた場合は、それじゃ、また同じように変更で変わってくるということですか。

○議長（大石 嶽君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

単にやりにくいかどうかというか、そこについて当然危険性があるであるとか、その工事の工期に間に合うような形でちゃんとできるか、いろいろそういったそのものごとに、判断すべきものが多々あるかと思いますので、ただ単純に業者のちょっとしたわがままみたいな形で、いや、もうちょっとやりやすいようにさせてくれみたいなことであれば、当然うちとしては、いや、この中でできると判断しますのでということで、協議の中では調わないようなこともあるかと思いますので、そのもの自体それぞれについて、業者のほうの言い分、町の言い分ということで協議した中で、それがお互い適切であるという中であくまでも変更するというものでございます。

以上です。

○議長（大石 嶽君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） それでは、図面と設計書もらって、そこに金額を入れて、一応見積り参加、入札へ参加します。先ほど自分が一番初めに言ったのは、その間にちゃんと現場を見て、その内容とか仕様でできるかどうかと確認をして、本来なら入札に参加すると思うんですよ。だけれども、参加しちゃって取っちゃってからでも、その後現場を見に行つたら、全然これじゃ設計書と違うじゃん、これじゃできないねということがあれば、変更の可能性があるということで。

ですから、その入札するときに、業者が、この設計書の内訳で工事ができるよということを、それで入札するんだということではなくて、あくまでも机の上だけの金額を入れて、入札のための見積りをして、取っちゃって現場を見に行つたらということで、変更はそれが可能だということでおろしいんですね。

○議長（大石 嶽君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

あくまでも入札のときの設計図書、配付をした上で、業者さんのはうが、その設計書の中を現場でちょっと見た中で照査しているときに、その設計書に対して疑問があつた場合は、先ほど議員がおっしゃられたとおり、質問書という形で制限つき等であれば、質問が上がってきてそれについて町として回答をします。その中でやはり設計の中で、もうちょっとこういうふうにしなければできないという部分とか落ちているものがあれば、当然そのときに、

こういう工種等についてはこういう考え方ですというのを回答いたします。それについては各業者さん、入札に入る方には、同じような形で説明しますので、例えば土のうの製作ヤードが狭いというのが最初に言わっていたのであれば、今後落札した後に、そこについては協議の上変更するということを入札前には言っておいて、入札のときに金額を変えるということはあり得ませんので、そういった形で最終的には、落とした後に協議をした上で、変更をかけていくというものになります。

以上です。

○議長（大石 巍君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 今、課長の話だと、それではこの業者は、その入札前にそのような質問というんですか、狭いようですけれどもというような話があったんですね。それで結局、契約しちゃってから後で、やはり狭いでそれじゃ変更しますよ、そういう流れですね。

○議長（大石 巍君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

すみません、今のは一般論の話をちょっとさせていただいた中での話でございまして、今回そこについては、建設課のほうで事務をやっておりますので、そこまで、すみません、当時のこと自分のほうでちょっと承知しておりませんが。ただ、やはり設計図書の段階と実際現場に入って、やはり現場の状況がいろいろ変わっていたりとか、先ほどの言った部分がありますので、設計、入札した段階でそこで全てが決まるというものではないと思っておりますので、その分がやはり業者と町との協議という部分がございますので、そこで決まっていくものかと考えております。

以上です。

○議長（大石 巍君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） だから先ほど、全てにおいてそういうことですよねというふうに伺ったのですけれども、それでよろしいですね。

○議長（大石 巍君） 理事、佐藤慎一君。

○理事（佐藤慎一君） 佐藤です。

入札時の質問とかというのは、制度上、手を挙げた業者さん、参加する業者さんが平等に競争するための質問という意味合いが強いのかなと思います。それに対して契約後の設計照査で変更する内容というのは、現場の実状に合わせて発注者として納得ができる理由があれば変更すると、そういう流れになると思いますので、今質問いただいた件については、間違いないというふうに言えると思います。

以上です。

○議長（大石 巍君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 今回、こういう形で変更したという一番の主な理由は何でしょうか。

○議長（大石 巍君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 変更の理由につきましては、作業ヤードといいますか、作業する場所のほうが手狭であったというところからの変更でございます。

以上です。

○議長（大石 巍君） よろしいですか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今、いろいろ課長の話聞いていて、総務課の話聞いていて思ったことは、この承認というのは、今建設課の話が出てきて、課長の話が出てきたけれども、誰がするんですか。吉田町から発注するものに関して。最終確認は誰がしますか。

○議長（大石 巍君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 工事における協議、承認等については、監督員がまず責任を持ってやることになっております。

以上です。

○議長（大石 巍君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 私が聞いているのはそういうことじゃないです。当然工事契約を設計図書を双方交わしますよね。交わして確認をしますね。確認をして、その確認の下に仕事に入りますね。ところが、今聞いてるとその確認の正確な確認の後に、またそのいろんなことで、やっていいよと、いろいろ変更はしてもいいよと、そういう感覚を受けたんですけれども、私も長いことやっていますけれども、そんなの初めて聞くもんですから。それでいいんですか、それ。ちょっと待って。理事にお聞きしたいのは、本当にこういうことってありますか。

○議長（大石 巍君） 理事、佐藤慎一君。

○理事（佐藤慎一君） 佐藤です。

工事契約後に甲と乙、発注者と受注者というのは、対等な立場で適切な内容に変更するというの、制度上定められていることですので、これは問題はないです。

以上です。

○議長（大石 巍君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今の理事の話だと、そこには問題ないものを誰が承認をして、最終承認はしますかというのを聞きたいんです。要するに、これ町としての発注ですからね。そうすると、今の回答の中で都市建設課の課長がどうのこうのとか、それはちょっとあり得ない話ですね。責任取れますかという話、取れないでしょう。そういうルールは恐らくないと思うんですけども、その辺をもっとしきりとしたもの、ルールの勉強やっていただきたいと思いますけれども。

○議長（大石 巍君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

今回言われている部分については、当然変更するにおいては、変更実施伺いという形で中の起案を取っておりますので、そういうことでは、そこについては、決裁は取っているということには、町長まで決裁取ってするものでございます。

以上です。

○議長（大石 巍君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） しつこくてすみません、誰がその承認を、決裁を、承認をして、そして工事に進んでいくことができるんですか、承認は誰がするんですか。

○議長（大石 巍君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

今お答えしたとおり、町長まで決裁を取っております。

以上です。

○議長（大石 嶽君） ほかに質疑はありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 今理由を聞いたら、現場が手狭なものでと。そうじゃなくて、手狭によってその現場の作業への安全性がなかなか確保できないとか、それによって作業の効率が悪くなるとか、ちゃんとしたそういうしっかりした理由を言っていただかないと、ただ手狭だってと。どこでもそういう手狭というところはありますよね。現場見たら、川の土手のところで、あいうところで作業やるには、やっぱり、ちゃんとしたステージというのですか、その場所をつくらなきやいかんし、そうして設計書見てないものでどういう形で作るかというのは分からないですけれども、そういう中で、手狭なものでそれによってその作業 자체が安全性がなかなか確保するのが難しいとか、それとか、それによって作業の効率が悪くなつて、日数がかかっちゃうとか、そういうことをちゃんと言っていただかないと、理由というのがそこだと思うんですよ。ただ手狭だから、それじゃ賛成できませんよね、はつきり言って。

○議長（大石 嶽君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

説明のほうが足りなくて大変申し訳ございません。議員おっしゃるとおり、その手狭だというところの中で、先ほどおっしゃっていただいたような安全の確認であるとか作業効率、そういうところの問題もございまして、変更のほうさせていただいてございます。

以上です。

○議長（大石 嶽君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑を終了します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大石 嶽君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大石 嶽君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の質疑、討論、表決

○議長（大石 嶽君） 日程第8、第64号議案 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大石 嶽君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大石 嶽君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大石 嶽君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎吉田町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（大石 嶽君） 日程第9、吉田町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大石 嶽君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大石 嶽君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定をしました。

選挙管理委員には、中村節男君、松浦慎次君、杉村勝巳君、増田義美君。

以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大石 嶽君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をしました中村節男君、松浦慎次君、杉村勝巳君、増田義美君。

以上の方が、選挙管理委員に当選されました。

続きまして、選挙管理委員補充員について、第1順位、海老塚誠君、第2順位、鈴木正広君、第3順位、久保田譲司君、第4順位、横田順之輔君。

以上の方を指名をいたします。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なしの声あり〕

○議長（大石 嶽君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をしました第1順位、海老塚誠君、第2順位、鈴木正広君、第3順位、久保田譲司君、第4順位、横田順之輔君。

以上の方が、順序のとおり選挙管理委員補充員に当選をされました。

◎議員派遣について

○議長（大石 嶽君） 日程第10、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第123条第1項の規定によりまして、議員派遣については、お手元に配付した議員派遣の件のとおり、現時点で期日等が確定している行事について、派遣したいと思います。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 嶽君） 異議なしと認めます。

議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに決定をいたします。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（大石 嶽君） 日程第11、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によりまして、お手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 嶽君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定をいたします。

◎町長挨拶

○議長（大石 嶽君） 以上で、令和6年第4回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

○町長（田村典彦君） 議員の皆様にはこの議会、本当にありがとうございました。また、最終日、白熱した議論を聞いておりまして、非常に感動いたしました。

私は仕事納めの日まで、東京に出張で忙しい日々が続きますけれども、議員の皆様には、お体をいたわり、よい年をお迎えになりますようお祈り申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（大石 嶽君） ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（大石 嶽君） 本日ここに令和6年第4回吉田町議会定例会を閉会するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、12月2日以来、15日間にわたり諸議案の審議をいただきましたが、本日ここに全ての議事が終了し、閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚くお礼を申し上げます。

また、閉会中の各委員会活動をはじめ、何かと御多忙のことと存じますが、今後も町政の積極的な推進に御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

いよいよ厳寒に向かいます折から、皆様方にはくれぐれも御自愛くださいまして、御多幸な新年を迎えられますようお祈りいたしまして、閉会の挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（大石 嶽君） 以上をもちまして、令和6年第4回吉田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時09分